

住宅リフォームの減税制度の手引き

- 本 編 -

「増改築等工事証明書」等の記載例

令和 4 年 11 月



一般社団法人
住宅リフォーム推進協議会

当協議会のホームページには下記以外のQ&Aも掲載していますので併せてご覧ください。

住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度

🔍 検索

<https://www.j-reform.com/zeisei/>



全 般

Q リフォーム減税の要件や増改築等工事証明書の記載例等の情報は、どこに記載されていますか？

本冊子では、各税制毎に対象工事・要件・計算例・手続きの流れ・記載例等をまとめていますのでご参照ください。

Q 各減税制度は補助金と併用できますか？

減税制度と補助制度^{*}の併用は可能です。ただし、控除対象金額から補助金を差し引いたうえで工事金額の要件を超えていることが必要です（耐震改修は除きます）。

※ 地方公共団体のリフォームに関する支援制度（補助金等）は当協議会ホームページで検索できます。

「地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度検索サイト」

🔗 <https://www.j-reform.com/reform-support/>



Q 工事費は税込み／税抜きのどちらですか？

税込みです。

Q 工事費は実際にかかった費用で計算するのですか？

減税制度の種類により異なります。

①所得税（リフォーム促進税制）では、性能向上工事^{*}は国が定めた「標準的な工事費用相当額」、併せて行うその他の増改築等工事は実際にかかった費用で計算します。

※一定の要件を満たす耐震・バリアフリー・省エネ・同居対応・長期優良住宅化リフォーム

②所得税（住宅ローン減税）と固定資産税の減税では、対象となる工事に実際にかかった費用で計算します。

住宅ローン減税

Q 住宅ローン減税の対象にならない工事は何ですか？

以下の工事は減税の対象になりません（特に質問の多い項目）。

- 単体で行う屋根・外壁の塗装工事。ただし、屋根の第1号工事と同時に行う屋根の塗装工事、外壁の第1号工事と同時に行う外壁の塗装工事は対象になります。
- 単体で行う設備機器^{**1}の交換工事。ただし、第1号から第6号工事と同時に行う場合は対象になります^{**2}。
- 単体で行う壁のクロス張り替え工事。ただし、第2号又は第3号の壁にかかる対象工事と同時に行う場合は対象になります。
- ホームエレベーターの設置工事。必ずしも本体工事と併せて行うことが必要ではないため対象になりません。
- 外構の改修工事。建築物との付随性がないと考えられるため対象になりません。

- ※1 システムキッチン、便器、洗面台等。
- ※2 第1号～第6号工事の内容はP.181を参照。

Q 親の所有する住宅に同居するためのリフォームで、子供がローンを利用して工事費を払った場合、子供は申告できますか？

「自ら所有し、居住する」住宅について、ローンを利用して行うリフォームが対象です。この場合、親も子供も適用要件を満たしていませんので、申告できません[※]。

※ 所有権を持つ親は工事費を払っていない、子供は所有権を持っていないため。

Q 第1号工事の対象となっている「増築・改築・大規模修繕・大規模模様替え」は、どの様に判断すれば良いですか？

以下のとおりです。

- ・増築：既存の建築物に付加する形で建設工事を行い、全体の床面積が増加すること。
- ・改築：建築物の一部または全部が除去されるか消滅した後に従前と同様に建て直すこと。
- ・大規模の修繕：建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕（損耗、破損あるいは故障を回復させること）をいう。
- ・大規模の模様替え：建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替（建物の仕上、造作などの更改により、用途や機能の変更、改善をはかること）をいう。

Q 屋根や外壁のカバー工法による葺替え／張替えは減税の対象になりますか？

屋根や外壁について各部位の面積の過半について工事が行われ、建築士が大規模修繕又は大規模模様替えと判断した場合は第1号工事となります。

Q 第1号工事と第2号工事の違いは何ですか？

第1号工事は主に戸建て住宅が対象、第2号工事はマンション等の区分所有部分が対象です。

Q 床の上張り（重ね張り）工事は、第2号又は第3号工事の対象になりますか？

面積要件を満たし、建築士が修繕または模様替えと判断した場合は第2号又は第3号工事の対象となります。

Q ユニットバスの交換工事をしましたが、何号工事に該当しますか？

床又は壁の全面改修に該当するので第3号工事に該当します。また、バリアフリー改修として第5号工事にも該当する可能性があります。

Q キッチン、洗面所、トイレのクッションフロアを全面張替えましたが減税の対象になりますか？

床材の種類は問われていません。クッションフロアの張替えも要件を満たせば対象となります。

Q 耐震診断やインスペクション等の診断に掛かる費用は減税の対象になりますか？

診断費用は工事による必然性の高い費用ではないため含まれません。

耐震リフォーム減税

Q 所得税の控除について、リフォーム促進税制と住宅ローン減税の併用は可能ですか？

耐震リフォーム（リフォーム促進税制）は、長期優良住宅化リフォームを除くリフォーム促進税制及び住宅ローン減税と併用可能です。

※詳しくは、P.007を参照。

Q 新耐震基準で建てられた住宅の耐震改修は所得税の控除の対象になりますか？

所得税の控除は昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された住宅が対象であり、新耐震基準で建てられた住宅は対象になりません。

バリアフリーリフォーム減税

Q 浴室改修だけでも減税の対象になりますか？

所得税の控除（リフォーム促進税制、住宅ローン減税）、固定資産税の減額等、いずれも適用要件を満たしていれば、浴室改修だけでも対象になります。詳細は本文でご確認下さい。

Q ユニットバスの交換工事により、浴室と脱衣室との間の段差が小さくなりましたが対象となりますか？

浴室の出入口、玄関、勝手口、その他屋外に面する開口の出入口、上がりがまちは段差を解消する工事の他に、段差を小さくする工事も対象になります。

Q リフォーム促進税制の「浴室の床面積の増加工事」の工事費を計算する時、対象となる面積は増加分だけですか？

標準的な工事費用相当額を計算する時は、施工した面積全体が対象になります。

省エネルギーリフォーム減税

Q 玄関ドアと勝手口ドアを断熱性能の高いものに交換した場合、減税の対象になりますか？

開口部としては窓の断熱改修が対象なので、玄関ドアと勝手口ドアはいずれも対象になりません。

Q 窓の断熱改修に関する減税の要件はどのようなものですか？

- ・所得税の控除の内、リフォーム促進税制は外気に接する窓の断熱改修、住宅ローン減税は全部の居室の全窓の断熱改修が必要です。改修後の窓の熱貫流率が地域区分ごとに定められた基準値以下になることが求められます。更に、住宅ローン減税は改修後の住宅全体の断熱等性能等級が1段階相当以上上がることも要件になっています。
- ・固定資産税の減税には全居室の全窓の要件がありません。一部の窓の断熱改修が対象で、改修工事後当該窓の熱貫流率が基準値以下になることが要件となっています。

Q 天井、屋根、壁、床の断熱改修の基準はありますか？

部位ごとに熱貫流率や断熱材の熱抵抗値の基準が定められています。詳しくは、「住宅リフォームの減税制度の手引き（告示編）」の省エネルギーの平成20年国土交通省告示第513号、平成21年国土交通省告示第379号又は平成20年国土交通省告示515号をご参照ください。

証明書

Q 減税の申告手続きに必要な各種証明書の発行者とは？

各種証明書の発行者は次の通りです。

- ①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士

リフォームの減税制度に関する情報は、当協議会ホームページをご参照ください。

住宅リフォーム推進協議会

リフォームの減税制度



<https://www.j-reform.com/zeisei/>



- ②指定確認検査機関
- ③登録住宅性能評価機関
- ④住宅瑕疵担保責任保険法人
- ⑤地方公共団体の長（住宅耐震改修証明書、住宅家屋証明書のみ）

※ 贈与税の非課税措置の第8号工事は上記②③④のいずれか、建設住宅性能評価書は上記③に限ります。

Q 証明書の様式はどこで入手できますか？

当協議会のHP「リフォームの減税制度」や国土交通省HP「各税制の概要」からダウンロードすることができます。証明書の記載例も閲覧できます。

Q 所得税減税と固定資産税減税は併用できますか。その場合、増改築等工事証明書は複数必要ですか？

所得税の控除と固定資産税の減額は各々の要件を満たしている場合、併用可能です。所得税の控除は税務署、固定資産税の減額は市区町村に申告するので、2部必要になります。

Q 所得税減税を利用する予定ですが、増改築等工事証明書はどのタイミングで必要になりますか？

確定申告時に提出書類として必要になります。

Q 増改築等工事証明書は申告時に全ページ提出しなければいけませんか？

必要事項を記入の上、必要なページのみ提出してください。記入が必要な箇所や記入方法等は各制度の記載例をご参照ください。

Q 住宅を夫婦で共有所有している場合、所得税減税用の増改築等工事証明書の申請者は誰になりますか？

共有者各人で申告するため、各人の申請者名で、同じ内容の増改築工事証明書が2部必要になります。

Q 住宅ローン減税の第1号～第6号工事で該当する工事が複数ある場合、証明書にはどの様に記載すればよいですか？

工事内容が重複する場合は、重複しないようにいずれかに振り分けて該当部分に○を付けます。なお、各号工事内では、該当するもの全てに○を付けます。

その他

Q 財形貯蓄制度に関する問合せはどこにすればよいですか？

厚生労働省の担当部署にお問い合わせください。(TEL 03-5253-1111)

リフォームの減税制度に関する情報は、当協議会ホームページをご参照ください。

住宅リフォーム推進協議会

リフォームの減税制度



<https://www.j-reform.com/zeisei/>



■ よくあるお問い合わせ Q&A	《巻頭》
■ 住宅リフォームの減税制度の概要	P.004
■ I. 耐震リフォーム編	P.009
■ II. バリアフリーリフォーム編	P.041
■ III. 省エネルギーリフォーム編	P.073
■ IV. 同居対応リフォーム編	P.117
■ V. 長期優良住宅化リフォーム編	P.145
■ VI. 住宅ローン減税編	P.179
■ VII. 贈与税の非課税措置編	P.209
■ VIII. 登録免許税の特例措置編	P.227
■ IX. 不動産取得税の軽減措置編	P.243

住宅リフォームの減税制度に関する情報や各種証明書書式、
Q&A等につきましては、当協議会のホームページをご覧ください。



住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度

🔍 検索

<https://www.j-reform.com/zeisei/>

関係法令等の改正に伴う内容の変更等については、当協議会のホームページに掲載します。

よりよい住宅リフォームを促進するために、リフォームを行った消費者等を対象とした税の優遇措置があります。これらは主に住宅の性能が向上するリフォームなどを行った場合に所定の申告手続きをすることで、税金が軽減される制度です。

税の優遇措置の適用を受けるためには、要件を満たしていることを証明することが必要となりますが、一般的には建築士事務所登録をしている事務所に所属する建築士が、適用の対象となる工事や住宅等であることを確認して工事完了後に所定の証明書を発行する仕組みとなっています。したがって建築士の方々には、リフォームの設計・施工のノウハウのみならず本手引きでリフォームに係る税の優遇措置について理解を深めていただき、リフォームを行う消費者に対して制度を活用したリフォームのアドバイスや、証明書の発行業務に役立てていただければ幸いです。

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

「住宅リフォームの減税制度の手引き」は、本編、告示編、通達編の三部作で構成されています。

*本編においては、法令上の用語等を平易な記載に変更している箇所があります。

リフォームの減税制度

一定の要件を満たすリフォームを行った場合に受けられる減税制度は5種類あります。各制度の概要と主な要件は以下の通りです。詳細は本編をご覧ください。

減税制度の種類	1. 所得税の控除	1 リフォーム促進税制 2 住宅ローン減税
	2. 固定資産税の減額	3. 贈与税の非課税措置
	4. 登録免許税の特例措置	5. 不動産取得税の特例措置

減税制度とリフォームの種類

減税制度により対象となるリフォームが異なります。

減税制度 リフォームの種類	1. 所得税の控除		2. 固定資産税の減額	3. 贈与税の非課税措置	4. 登録免許税の特例措置	5. 不動産取得税の特例措置
	1 リフォーム促進税制	2 住宅ローン減税				
①耐震	○	○	○	○	○	○
②バリアフリー	○	○	○	○	○	○
③省エネ	○	○	○	○	○	○
④同居対応	○	△※1	—	△※1	△※1	△※1
⑤長期優良住宅化	○	△※2	○	△※2	△※2	△※2
⑥上記以外の増改築等工事	—※3	○	—	○	○	○

※1 1号工事～3号工事に該当する case に限ります。

※2 1号工事～3号工事、4号工事、6号工事に該当する case に限ります。

※3 「リフォームの種類」①～⑤と併せて行った場合は対象になります。対象工事は1号工事～6号工事です。

各減税制度の概要

1. 所得税の控除	制度期間： 1 リフォーム促進税制 2 住宅ローン減税	令和5年12月31日まで 令和7年12月31日まで
-----------	-----------------------------	------------------------------

所得税の控除には、1 リフォーム促進税制 2 住宅ローン減税の2制度があります。適用要件を満たすリフォームを行った場合、税務署へ確定申告手続きをすることで控除を受けられます。

減税制度	概要	リフォームローン要件	控除期間	控除額※1
1 リフォーム促進税制		ローンの有無によらない	1年	性能向上リフォーム※2の標準的な工事費用相当額の10%、及び性能向上リフォーム限度額超過分とその他の増改築等工事の費用の額の5% 工事内容や要件により控除率が異なります。
2 住宅ローン減税		10年以上の償還期間	10年(注)	対象工事費用相当分の年末ローン残高の0.7%

※1 補助金等の交付を受けた場合は、標準的な工事費用相当額や工事費から補助金等の額を除きます。

※2 上の表「減税制度とリフォームの種類」の①～⑤のリフォームです。

(注) 令和3年特例措置(契約:令和2年12月1日～令和3年11月30日)

消費税率10%が適用される増改築等工事に係る契約を、令和2年12月1日～令和3年11月30日の間に締結し、令和4年12月31日までに居住を開始した場合、上記に追加して拡充措置が適用されます。詳細はP.180をご参照ください。

1 リフォーム促進税制

■ローン利用の有無によらない

■控除期間：**1年**

■控除額：(1)性能向上リフォーム^{※1}費用^{※2,※3}のうち、控除率10%の限度額^{※4}までの**10%**

(2)次の①と②の合計額の**5%**

①性能向上リフォーム費用^{※2,※3}のうち、(1)の超過分の額

②その他の増改築等工事の費用^{※3,※5}の額

■対象工事：(1)性能向上リフォーム(耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化)

(2)(1)と併せて行うその他の増改築等工事^{※6}

※1 耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォーム

※2 国が定めた標準的な工事費用相当額の合計額。標準的な工事費用相当額は性能向上リフォームの種類ごとに定められています。耐震(P.014)、バリアフリー(P.050)、省エネ(P.089)、同居対応(P.126)、長期優良住宅化(P.152)参照

※3 補助金等の交付を受けている場合はその額を除いた額

※4 控除率10%の限度額：耐震・同居対応(250万円)、バリアフリー(200万円)、省エネ(250万円、350万円^{※7})、長期優良住宅化(①(耐震又省エネ)+耐久性向上：250万、350万円^{※7}、②耐震+省エネ+耐久性向上：500万円、600万円^{※7})

※5 実際にかかった工事費用の合計額

※6 P.013(P.049、088、125、151も同じ内容を掲載)を参照

※7 左記の工事と併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合

耐震リフォーム

最大控除額**62.5万円**

詳細はP.009～

《対象工事》 現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事

《主な要件》 a. 自ら居住する住宅

b. 昭和56年5月31日以前に建築された住宅(改修工事前は現行の耐震基準に適合しない住宅)

バリアフリーリフォーム

最大控除額**60万円**

詳細はP.041～

《対象工事》 1. 次の①～⑧のいずれかに該当するバリアフリー改修工事

①通路等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの取付け
⑥段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材への取換え

2. 標準的な工事費用相当額から補助金等を除いた額が50万円超

《主な要件》 a. 次の①～④のいずれかが自ら所有し、居住する住宅

①50歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障がい者

④65歳以上の親族又は②③に該当する親族と同居している者

b. 改修工事後の床面積50㎡以上

省エネリフォーム

最大控除額**62.5万円／67.5万円***

詳細はP.073～

《対象工事》 1. 右の①、または①と合わせて行う②③④の改修工事のいずれか

2. 省エネ改修部位が全て平成28年度省エネ基準相当に適合すること

3. 標準的な工事費用相当額から補助金等を除いた額が50万円超

《主な要件》 a. 自ら所有し居住する住宅 b. 改修工事後の床面積50㎡以上

※ 右の①と合わせて③を行う場合

改修工事の種類

①窓の断熱工事
②床／天井／壁の断熱工事
③太陽光発電設備設置工事
④高効率空調機／高効率給湯器／太陽熱利用システム設置工事

同居対応リフォーム

最大控除額**62.5万円**

詳細はP.117～

《対象工事》 1. 次の①～④のいずれかの増設工事

①調理室 ②浴室 ③便所 ④玄関

2. 改修工事後、その者の居住用部分に、調理室・浴室・便所・玄関のいずれか2以上の室がそれぞれ複数あること

3. 標準的な工事費用相当額から補助金等を除いた額が50万円超

《主な要件》 a. 自ら所有し居住する住宅 b. 改修工事後の床面積50㎡以上

長期優良住宅化リフォーム 最大控除額**62.5万円**※1(**67.5万円**※2)／**75万円**※3(**80万円**※2) 詳細はP.145～

- 《対象工事》 1. 次の①～⑪のいずれかに該当する耐久性向上改修工事
- ①小屋裏の換気性を高める工事 ②小屋裏の状態を確認するための点検口を天井等に取り付ける工事 ③外壁を通気構造等とする工事 ④浴室または脱衣室の防水性を高める工事
 - ⑤土台の防腐または防蟻のための工事 ⑥外壁の軸組等に防腐または防蟻処理をする工事
 - ⑦床下の防湿性を高める工事 ⑧床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事
 - ⑨雨どいを軒または外壁に取り付ける工事 ⑩地盤の防蟻のために行う工事 ⑪給水管、給湯管または排水管の維持管理または更新の容易性を高める工事
2. 一定の耐震改修または省エネ改修工事と併せて行うこと
3. 耐震改修、省エネ改修、耐久性向上改修工事の各々について、標準的な工事費用相当額から補助金等を除いた額が50万円超
4. 増改築による長期優良住宅の認定を受けていること

《主な要件》 a. 自ら所有し居住する住宅 b. 改修工事後の床面積50㎡以上

※1. (耐震または省エネ)＋耐久性向上改修工事を行う場合

※2. 左記の工事と併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合

※3. 耐震＋省エネ＋耐久性向上改修工事を行う場合

2 住宅ローン減税【増改築等工事の場合】

詳細はP.179～

(1) 増改築等工事の場合

- ローン利用 (10年以上の償還期間)
- 控除期間：**10年**
- 控除額：増改築等工事費用相当年末ローン残高の**0.7%**
- 控除対象借入限度額：**2,000万円**

- 《対象工事》 1. 次の①～⑥のいずれかに該当する改修工事
- ①増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕又は模様替え ②マンション等の区分所有部分の床、階段、壁の過半について行う修繕又は模様替え ③居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関、廊下の一室の床又は壁全部について行う修繕又は模様替え
 - ④現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事 ⑤一定のバリアフリー改修工事
 - ⑥一定の省エネ改修工事
2. 対象となる改修工事費用から補助金等を除いた金額が100万円超(税込)

《主な要件》 a. 自ら所有し居住する住宅 b. 改修工事後の床面積が50㎡以上^(注2)

(2) 買取再販住宅(宅地建物取引業者により増改築等工事が行われた住宅)の取得の場合

当該住宅の省エネ性能や増工事の内容、居住開始年等により、控除対象借入限度額や控除期間が異なります。詳細はP.200をご覧ください。

2. 固定資産税の減額 制度期間：令和6年3月31日まで

工事完了後3ヶ月以内に市区町村に申告すると、家屋の固定資産税の減額を1年度分受けられます。

耐震リフォーム 軽減額 1/2 詳細はP.009～

- 《対象工事》 1. 現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
2. 耐震改修工事費が50万円超（税込）
- 《主な要件》 昭和57年1月1日以前から所在する住宅

バリアフリーリフォーム 軽減率 1/3 詳細はP.041～

- 《対象工事》 1. [所得税・投資型減税のバリアフリーリフォーム]の1の改修工事と同じ
2. バリアフリー改修工事費から補助金等を除いた金額が50万円超（税込）
- 《主な要件》 a. 次の①～③のいずれかが居住する住宅
①65歳以上の者 ②要介護または要支援認定を受けている者 ③障がい者
b. 改修工事後の床面積50㎡以上280㎡以下

省エネリフォーム 軽減率 1/3 詳細はP.073～

- 《対象工事》 1. 右の①、または①と合わせて行う②③④の改修工事のいずれか
2. 省エネ改修部位が全て平成28年度基準に新たに適合すること
3. 省エネ改修工事費から補助金等を除いた金額が60万円超（税込）
- 《主な要件》 a. 平成26年4月1日以前から所在する住宅
b. 改修工事後の床面積50㎡以上280㎡以下

改修工事の種類
①窓の断熱工事
②床／天井／壁の断熱工事
③太陽光発電設備設置工事
④高効率空調機／高効率給湯器／太陽熱利用システム設置工事

長期優良住宅化リフォーム 軽減率 2/3 詳細はP.145～

- 《対象工事》 1. 一定の耐震改修または一定の省エネ改修工事を行っていること
2. 上の改修工事費用から補助金等を除いた金額が50万円超（税込）
3. 増改築による長期優良住宅の認定を受けていること
- 《主な要件》 改修工事後の床面積50㎡以上280㎡以下

▶ 減税制度(所得税・固定資産税)の併用の組合わせ

減税制度の併用の可否は以下のとおりです。

			所得税					固定資産税				
			リフォーム促進税制					住宅ローン減税	耐震	バリアフリー	省エネ	長期優良住宅化
			耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化					
所得税	リフォーム促進税制	耐震		○	○	○	×	○				
		バリアフリー	○		○	○	○	×				
		省エネ	○	○		○	×	×	○	○	○	○
		同居対応	○	○	○		○	×				
		長期優良住宅化	×	○	×	○		×				
		住宅ローン減税	○	×	×	×	×					
固定資産税		耐震				○		×	×	×	×	
		バリアフリー			○			×	○		×	
		省エネ			○			×	○		×	
		長期優良住宅化			○			×	×	×		

3. 贈与税の非課税措置 制度期間：令和5年12月31日まで

詳細はP.209～

満18歳以上の個人が親や祖父母等から住宅取得等資金（新築、取得、増改築等のための金銭）を贈与により受けた場合、一定金額までの贈与につき贈与税が非課税となります。

- 《対象工事》 1. [所得税・住宅ローン減税]の(1)の対象工事と同じ
 2. 給排水管又は雨水の侵入を防止する部分の修繕・模様替え
 3. 質の高い住宅の基準に適合させるための修繕・模様替え

《主な要件》 自ら所有し居住する住宅／改修工事後の床面積が50㎡以上^(注) 240㎡以下／対象となる工事費用が100万円超

4. 登録免許税の特例措置 制度期間：令和6年3月31日まで

詳細はP.227～

個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行なわれた既存住宅を購入し、居住した場合には、取得後1年以内に登記を受けるものに限り、家屋の所有権移転登記に対する登録免許税の税率が0.1%（一般住宅0.3%）に軽減されます。

5. 不動産取得税の軽減措置 **A** 制度期間：令和5年3月31日まで
B 期限が定められていません

詳細はP.243～

A 宅地建物取引業者が既存住宅を買取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行なった後、住宅を個人の自己居住用住宅として譲渡する場合、宅地建物取引業者に課される不動産取得税が減額されます。平成30年4月1日からは、一定の場合※は当該住宅の敷地に課される不動産取得税も減額されます。
 ※対象住宅が「安心R住宅」である場合、又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合

B 個人が耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震改修を行った場合、個人の既存住宅取得に係る不動産取得税が軽減されます。詳細はP.261をご参照ください。

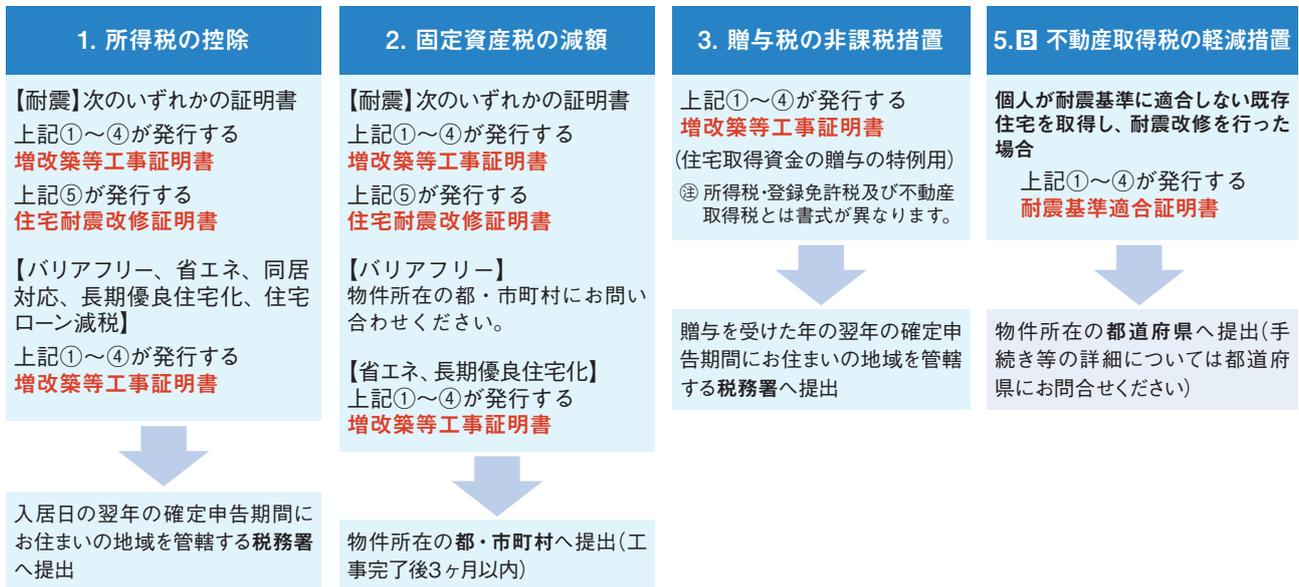
各種証明書の発行者

申告手続きに必要な証明書を発行する者は以下のいずれかとなります。

- ①建築士事務所登録をしている建築士事務所に属する建築士
- ②指定確認検査機関
- ③登録住宅性能評価機関
- ④住宅瑕疵担保責任保険法人
- ⑤地方公共団体（住宅耐震改修証明書、住宅用家屋証明書のみ）

各種証明書と申告先

※買取再販に係る登録免許税の特例措置はP.227、不動産取得税の特例措置はP.243をご参照ください。



I.

耐震リフォーム編

1. 概要

1-1. 耐震リフォームの減税制度

耐震リフォームを対象とした税の優遇措置 P.010

1-2. 対象となる耐震リフォームとは

- 1) 耐震基準に適合する改修の内容 P.011
- 2) 減税制度の告示・通達 P.011

1-3. 減税額の計算

- 1) リフォーム促進税制の控除額 P.012
 - 標準的な工事費用相当額 P.014
- 2) リフォーム促進税制の控除額計算例 P.015
- 3) 固定資産税の減額と計算例 P.017

1-4. 手続きの流れ

- 1) リフォーム促進税制の要件と手続き P.018
- 2) 固定資産税減額措置の要件と手続き P.020

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

証明書の種類と発行の流れ P.022

2-2. 証明書の発行

- 1) 増改築等工事証明書 リフォーム促進税制 記載例 P.024
- 2) 増改築等工事証明書 固定資産税 記載例 P.035

当資料の内容は令和4年度の減税制度に関するものです。

- ・ 所得税の控除：令和4年1月1日～令和5年12月31日に工事完了の場合
 - ・ 固定資産税の減額：令和4年4月1日～令和6年3月31日に工事完了の場合
- 上記より前の場合は、当協議会ホームページにて該当する年の資料をご参照ください。

* リフォーム減税制度のページ下部のタブ「バックナンバー」からご覧いただけます。
<https://www.j-reform.com/zeisei/>



耐震リフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

① 所得税額の控除

耐震リフォームを対象とした所得税額の控除には「リフォーム促進税制」と「住宅ローン減税(P.179参照)」があります。各々の適用要件を満たす場合は、これらを併用することができます。

② 固定資産税の減額措置

耐震リフォーム後の家屋の固定資産税が減額されます。

③ 贈与税の非課税措置 (P.209参照)

耐震リフォーム資金の贈与について非課税枠があります。

④ 登録免許税の特例措置 (P.227参照)

個人が宅地建物取引業者により耐震リフォームを行なった住宅を取得した場合に登録免許税が軽減されます。

⑤ 不動産取得税の特例措置 (P.243参照)

宅地建物取引業者に対し、耐震リフォームを対象とした不動産取得税が軽減されます。

工事や住宅などの要件や適用となる期間などは制度により異なります。

制度の概要	所得税額の控除措置 ^{※1}	固定資産税の減額措置 ^{※1}
	リフォーム促進税制	
制度名	【耐震改修特別控除制度】	【家屋の固定資産税】
減税期間	リフォームを完了した年分のみ(1年)	翌年度(1年度分 ^{※2})
適用期間	改修工事完了期間が 令和4年1月1日～令和5年12月31日	平成19年1月1日～令和6年3月31日
対象となるリフォーム	① 現行の耐震基準に適合させるための耐震リフォーム 適合の確認方法は次ページへ ② ①と併せて行うその他の増改築等工事 対象となる工事はP.013 へ	現行の耐震基準に適合する耐震リフォーム
対象となる住宅	昭和56年5月31日以前に建築されたもの 対象となる住宅などはP.018 へ	昭和57年1月1日以前に所在するもの 対象となる住宅などはP.020 へ
控除又は減額の上限額	62.5万円 控除額の計算方法はP.012 へ	家屋の固定資産税額の1/2(120㎡相当分まで) 減額の計算方法はP.017 へ
耐震リフォーム費用の要件	—	50万円超(税込)
手続きの窓口	税務署(確定申告) 手続きの流れはP.018～019 へ	市区町村(工事完了後3ヶ月以内の申告が必要) 手続きの流れはP.020～021 へ

※1 各々の適用要件を満たす場合、「所得税の控除」と「固定資産税の減額」の併用は可能です。(併用についてはP.007 へ)

※2 当該住宅が耐震改修の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、2年度分。

1) 耐震基準に適合する改修の内容

所得税額の控除と固定資産税の減額措置の対象となる耐震リフォームは現行の耐震基準に適合する改修(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定に適合する改修か、地震に対する安全性に係る基準に適合する改修)です。リフォーム後、例えば以下①から③のいずれかの方法で確認されれば、現行の耐震基準に適合する改修が行われたものとなります。

木造住宅	(一財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による以下のいずれかの方法	③耐震改修が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるもの
	①一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること	
マンション等(棟全体で適合)	(一財)日本建築防災協会の「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」等による以下のいずれかの方法	③耐震改修が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるもの
	①「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第2次診断法若しくは第3次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であること	

2) 減税制度の告示・通達

対象となる工事に関する告示は以下の通りです。以下に定める告示の工事のほか、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定に適合する工事も対象となります。また工事の詳細については、それぞれの通達において定められています。詳しくは、別冊の告示編又は通達編でご確認ください。

	所得税額の控除	固定資産税の減額措置
告示	●対象工事 平成18年国土交通省告示第463号	●対象工事 平成18年国土交通省告示第465号
通達	●「増改築等工事証明書(建築士等が発行する場合)」について 平成29年4月7日付 (国住政第6号/国住生第20号/国住指第28号) ●「住宅耐震改修証明書(地方公共団体の長が発行する場合)」について 平成29年4月7日付 (国住政第4号/国住生第22号/国住指第30号)	●「増改築等工事証明書(建築士等が発行する場合)」について 平成29年4月7日付 (国住政第5号/国住生第21号/国住指第29号) ●「住宅耐震改修証明書(地方公共団体の長が発行する場合)」について 平成29年4月7日付 (国住政第3号/国住生第23号/国住指第31号)

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

1) リフォーム促進税制の控除額

「リフォーム促進税制」はローンの利用の有無に関わらず適用可能な制度です。

個人が令和4年1月1日～令和5年12月31日までの間に住宅の耐震リフォーム（住宅耐震改修）を行った場合、原則として工事を完了した日の属する年分の所得税が一定額控除されます。

リフォーム促進税制の控除額は、住宅耐震改修の費用と、併せて行うその他の一定要件を満たす増改築等工事の費用で計算します。なお、控除率は工事の内容、要件等により異なります。

リフォーム促進税制の控除額は、下記の1と2の工事費用で計算します。

1. 住宅耐震改修の標準的な工事費用相当額^{*1} (①)のうち、
 - ・控除率10%の限度額(250万円)までの額(A)……控除率10%
 - ・控除率10%の限度額を超過した部分の額(②)……控除率5%^{*2}
2. 住宅耐震改修と併せて行う増改築等工事に実際にかかった工事費用の額^{*1} (③)……控除率5%^{*2}

*1 補助金等の交付を受けている場合は、当該費用の額から補助金等の額を除いた額になります。

*2 控除率5%の対象工事費用(②と③の合計額)の限度額は、①と同額までです。また、控除率5%の最大限度額は、Aと合わせて合計1,000万円です。

1.	耐震リフォーム 標準的な工事費用相当額の合計額 ^{※1※2}	円	-	交付される補助金等の額 ^{※3}	円	=	50万円超であること ①	円
2.	その他の増改築等工事 ^{※4} 費用の額 ^{※5}	円	-	交付される補助金等の額	円	=	③	円

(1) 耐震リフォームの控除率10%の限度額まで
 工事内容に応じて、平成21年国土交通省告示第384号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します

① 円

控除率10%の限度額^{※6}
2,500,000 円

(2) 耐震リフォームの控除率10%の限度額超過分(②)およびその他の増改築等工事の工事費用(③)

①のうち、控除率10%の限度額(250万円)超過分(①-A)
 ② 円

+
 その他の増改築等工事費用の額-補助金等の額
 ③ 円

=
 ②+③の合計額
 ④ 円

上記の額のいずれか少ない方の額

④の額の内、次のいずれか少ない方の額まで
 …①の額
 …(1,000万円-A)の額

$$\begin{aligned}
 & \text{A} \text{ 円} \times \text{控除率 } 10\% + \text{B} \text{ 円} \times \text{控除率 } 5\% = \text{控除額}^{\text{※7}} \text{ 円} \\
 & \text{※ } 100\text{円未満の端数は切り捨て}
 \end{aligned}$$

※1 標準的な工事費用相当額について

複数の工事を行う場合は、各工事の標準的な工事費用相当額の合計額となります。

※2 併用住宅や共同住宅等の共用部に行った工事について

当該工事を行った部分に居住用以外の用に供する部分がある併用住宅等である場合は、各工事ごとに算出した金額に、居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額となります。

※3 耐震改修工事等において補助金等*の交付を受ける場合について

当該工事について補助金等の交付を受ける場合は、当該工事の標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した額となります。

*国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金、その他これらに準じるもの。

※4 性能向上リフォーム*と併せて行う場合に控除の対象になる「増改築等工事」とは

【租税特別措置法施行令第26条第33項】

1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え (大規模の修繕・模様替え：建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替え)
2号工事	マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴う者に限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)
3号工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替え
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事(バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外)
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 (住宅性能評価書又は長期優良住宅の認定通知書によって改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象)

当該改修工事が行われる構造又は設備となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含まず。
*性能向上リフォームとは、耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォームのことをさします。

※5 増改築等工事費用の額について

実際に当該工事に要した費用(税込)の額です。

※6 控除率10%の限度額について

各性能向上リフォームごとに定められています。耐震改修工事は250万円です。

バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、同居対応改修工事等を併せて行う場合

- ・バリアフリー改修工事、省エネ改修工事(一般断熱改修工事等)、同居対応改修工事を併せて行う場合には、耐震改修工事と併せて所得税の控除(リフォーム促進税制)の適用を受けることができます。併用する場合の控除対象限度額は950万円(太陽光発電設備工事がある場合は1050万円)となります。
- ・一定の耐久性向上改修工事を行っている場合は、長期優良住宅化リフォーム(リフォーム促進税制)の要件を満たすことがあります。(詳細はV長期優良住宅化リフォーム編のリフォーム促進税制P.151の※6を参照下さい)

※7 実際の控除額について

- ・耐震改修工事を行った場合のリフォーム促進税制の最大控除額は62.5万円ですが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は源泉徴収票等で確認することができます。
- ・家屋の持分が共有の場合、持分に応じた額となります。

リフォーム促進税制減税の控除額を算出する際に、耐震工事改修については平成21年国土交通省告示第383号に定める標準的な工事費用相当額を確認します。**耐震改修工事を完了する日付により単位あたり金額等が異なります。**

(1) 令和2年1月1日～令和4年12月31日に耐震改修工事を完了する場合

標準的な工事費用相当額※【平成21年国土交通省告示 第383号】			
耐震改修工事の内容(一体工事を含む)		単位あたり金額(税込)	単位
木造住宅	基礎に係る耐震改修	15,400 円	当該家屋の建築面積 (㎡)
	壁に係る耐震改修	22,500 円	当該家屋の床面積 (㎡)
	屋根に係る耐震改修	19,300 円	当該耐震改修の施工面積 (㎡)
	基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000 円	当該家屋の床面積 (㎡)
木造住宅以外の住宅	壁に係る耐震改修	75,500 円	当該家屋の床面積 (㎡)
	柱に係る耐震改修	2,671,100 円	当該耐震改修の箇所数
	壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	259,100 円	当該家屋の床面積 (㎡)

(2) 令和5年1月1日以後に耐震改修工事を完了する場合

標準的な工事費用相当額※【令和4年国土交通省告示 第726号による改正後の平成21年国土交通省告示 第383号】			
耐震改修工事の内容(一体工事を含む)		単位あたり金額(税込)	単位
木造住宅	基礎に係る耐震改修	15,400 円	当該家屋の建築面積 (㎡)
	壁に係る耐震改修	22,500 円	当該家屋の床面積 (㎡)
	屋根に係る耐震改修	19,300 円	当該耐震改修の施工面積 (㎡)
	基礎、壁又は屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000 円	当該家屋の床面積 (㎡)
木造住宅以外の住宅	壁に係る耐震改修	75,500 円	当該家屋の床面積 (㎡)
	柱に係る耐震改修のうち、鉄板その他の補強材を柱に巻きつけるもの(以下「柱巻補強工事」という)	1,434,500 円	当該耐震改修の箇所数
	柱に係る耐震改修のうち、柱巻補強工事以外のもの	33,100 円	当該耐震改修の箇所数
	免震工事	591,500 円	当該耐震改修の箇所数
	壁若しくは柱に係るもの又は免震工事以外の耐震改修	20,700 円	当該家屋の床面積 (㎡)

※ 「標準的な工事費用相当額」とは、上の表の耐震改修工事項目に応じ、「単位あたり金額」に「単位」を乗じた額です。

証明書記載例については
P.024 へ

次のリフォーム例で減税の控除額を計算しましょう。

(1) リフォーム工事中、減税の対象となる工事の内容を確認します。

- ・新築年：昭和55年
- ・工事完了日：令和4年7月1日
- ・木造一戸建て住宅(2階建て)
- ・家屋床面積：100㎡(1階床面積：55㎡、2階床面積：45㎡)
- ・建築面積：57㎡
- ・家屋の持ち分の共有：なし

リフォーム工事の内容

- 耐震リフォーム(現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事)
 - 基礎と②壁の耐震補強工事
- その他の増改築等工事
 - 2階のトイレの床・壁・天井の全面改修(第3号工事)
 - ・便器交換を含む
 - 手摺の取付け(5ヶ所)(第5号工事)

(2) リフォーム工事費用を計算します。

- 耐震改修工事については、標準的な工事費用相当額を計算します。

①基礎に係る耐震改修： $15,400(\text{円}/\text{m}^2) \times 57(\text{m}^2) = 877,800\text{円}$	} 計 3,127,800円 … a
②壁に係る耐震改修： $22,500(\text{円}/\text{m}^2) \times 100(\text{m}^2) = 2,250,000\text{円}$	
・国や地方公共団体から交付された補助金等	200,000円 … b
- その他の増改築等工事については、実際にかかった工事費用を計算します。

①トイレの全面改修(便器交換を含む)：385,000円	} 計 560,000円(税込) … c
②手すりの取付け(5ヶ所)：175,000円	
・国や地方公共団体から交付された補助金等	0円 … d

*工事の内容や費用についてはイメージ・概算です。

(3)控除額を計算します。(以下の※1～※7については、P.013をご覧ください)

1	耐震リフォーム 標準的な工事費用相当額の合計額※1※2 a 3,127,800 円	−	交付される補助金等の額※3 b 200,000 円	=	50万円超であること ① 2,927,800 円
2	その他の増改築等工事※4費用の額※5 c 560,000 円	−	交付される補助金等の額 d 0 円	=	③ 560,000 円

(1)耐震リフォームの控除率10%の限度額まで
工事内容に応じて、平成 21 年国土交通省告示第 384 号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します

① **2,927,800** 円

控除率10%の限度額※6
2,500,000 円

(2)耐震リフォームの控除率10%の限度額超過分(②)およびその他の増改築等工事の工事費用(③)

①のうち、控除率10%の限度額(250万円)超過分(①-A)
② **427,800** 円

その他の増改築等工事費用の額−補助金等の額
③ **560,000** 円

②+③の合計額
④ **987,800** 円

上記の額のいずれか少ない方の額

④の額の内、次のいずれか少ない方の額まで
…①の額
…(1,000万円−A)の額

A **2,500,000** 円 × 控除率 **10%** + B **987,800** 円 × 控除率 **5%** = 控除額※7 **299,300** 円

* 100円未満の端数は切り捨て

令和6年3月31日までに耐震リフォームを完了した場合、リフォーム完了年の翌年度から1年度分*の家屋に係る固定資産税が減額されます。

課税標準額は家屋の床面積120㎡相当分を上限とします。

平成25年1月1日～令和6年3月31日の間に耐震改修工事が完了した場合(1年度分の減額)

家屋の課税標準額(上限120㎡)		標準税率		軽減率		軽減額
	円	×	1.4%	×	1/2	
円						

* 当該住宅が耐震改修の完了前に通行障害既存不適格建築物であった場合には2年度分。

固定資産税軽減額の計算例

令和4年7月1日に耐震リフォームが完了した家屋の床面積が125㎡で、家屋の課税標準額を300万円とした場合の計算例

対象となる家屋床面積の割合 : $120\text{㎡} \div 125\text{㎡} = 0.96$
 120㎡相当分の課税標準額 : $3,000,000 \times 0.96 = 2,880,000\text{円}$

家屋の課税標準額(上限120㎡)		標準税率		軽減率		軽減額(1年度分の合計)
2,880,000	円	×	1.4%	×	1/2	20,160
円						

●税率について

固定資産税の税率については、一部の市町村において標準税率を超える税率で課税されています。

●住宅耐震改修に伴う固定資産税の減免措置について

住宅の耐震化促進を支援するために、一部の地域において上記減額措置を受けた後の家屋の固定資産税を一定期間、全額減免している場合があります。市区町村などでご確認ください。

●固定資産税評価額の確認方法

家屋の場合は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額が固定資産税評価額となります。また、各市区町村において、固定資産税評価額を縦覧することもできます。詳しくは市区町村にご確認ください。

なお、耐震改修工事を行ったことを申告することにより家屋の課税標準額が見直される場合があります。

制度の種類等によって要件や手続きの流れが異なります。リフォーム促進税制の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

リフォーム促進税制 について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- 耐震リフォームを行う方が居住する家屋
*居住用家屋を2以上所有する場合は、主として居住している家屋に限定
- 昭和56年5月31日以前に建築された家屋
- 現行の耐震基準に適合していない家屋

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修であること
- 併せて適用を受ける増改築等工事は対象工事(第1号～第6号工事)であること
- 改修工事を平成26年4月1日から令和5年12月31日の間に行っていること

適合の確認方法は
P.011 へ

その他の要件

以下に該当すること

- 現行の耐震基準に適合する改修工事であることについて「増改築等工事証明書*1」または「住宅耐震改修証明書*2」により証明されること

*1 工事完了日が平成29年4月1日以降の場合

*2 工事完了日が平成29年3月31日までの場合、または地方公共団体の長が証明する場合

証明書については
P.024～034 へ

他の税の優遇制度と併用する場合は、以上の要件を満たしていても、当該制度の適用を受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

適用要件を確認する

2

申告までに必要な書類

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 補助金等の額が明らかな書類
- 登記事項証明書(家屋)等の家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを明らかにする書類
- 源泉徴収票(給与所得者の場合)

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し等

*その他証明書発行に必要な書類があります。

証明書発行に必要な書類
については P.022 へ

③建築士(建築士事務所登録をした事務所に属する建築士に限る)等が用意するもの

- 増改築等工事証明書(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)
- 住宅耐震改修証明書(工事完了日が平成29年3月31日までの場合)
(地方公共団体の長が証明する場合)

証明書の発行手続き
については P.022 へ

証明書については
告示編 へ

※「住宅耐震改修証明申請書」も添付すること

④マンション共用部分の耐震改修工事等の場合

区分所有者が負担した額に応じた申告が可能です。全体の耐震改修工事費用のうち、適用を受ける方(区分所有者)が負担した費用の額の根拠がわかる以下の書類等を確認します。

①修繕積立金から支出する場合

・その旨がわかる管理組合総会議事録 ・管理規約等負担割合が明らかとなる書類

②区分所有者から一時金を徴収する場合

・その旨がわかる管理組合総会議事録 ・各区分共有者の工事費用負担割合記載の書類

3

確定申告

税務署へ下記書類を揃えて確定申告をします。

- 確定申告書
- 控除額の計算明細書
*家屋の持分を共有している方は、それぞれが所定の書類を提出して確定申告します。
その場合、工事費は持分比率に応じて按分します。
- 補助金等の額が明らかな書類
- 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書
- 源泉徴収票(給与所得者の場合)
- 工事請負契約書の写し(耐震リフォームと併せてその他の増改築等工事を行う場合)
- 増改築等工事証明書(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)又は
住宅耐震改修証明書(工事完了日が平成29年3月31日までの場合)
(地方公共団体の長が証明する場合)のいずれか

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の確定申告等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。

制度の種類等によって要件や手続きの流れが異なります。固定資産税の減額措置の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

固定資産税の減額措置 について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

適用要件を確認する

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- 昭和57年1月1日以前から所在する家屋
 - *当該住宅が耐震改修の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には2年度分税額の2分の1を減額します。
 - *所得税額控除と異なり、個人が自ら居住の用に供する住宅に適用対象が限定されているわけではないため、例えば、耐震改修を行った者が居住せずにその者の家族が居住の用に供している住宅、法人が賃貸の用に供している住宅等についても、減額措置の対象となります。
- 耐震改修工事後の家屋の床面積の1/2以上が居住用であること
(併用住宅の場合)

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
 - *所得税額控除と異なり、耐震改修前において現行の耐震基準に適合している既存住宅についても、以下の要件を満たす耐震改修が行われた場合には減額措置の適用対象となります。
- 耐震改修工事費用が50万円超(税込)であること
 - *マンション等の耐震改修工事等では全体工事費を床面積割合等で按分し、1戸当たりの負担費用が50万円超であること
- 令和6年3月31日までに工事を完了するものであること

適合の確認方法は
P.011 へ

その他の要件

以下に該当すること

- 現行の耐震基準に適合する改修工事であることについて、「増改築等工事証明書」(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)、「固定資産税減額証明書」(工事完了日が平成29年3月31日までの場合)、「住宅耐震改修証明書」(地方公共団体の長が証明する場合)又は工事完了後に交付された「住宅性能評価書の写し」のいずれかにより証明されること

証明書については
P.035 ~ 040 へ

詳しい適用要件については市区町村にご確認ください。

2

申告までに必要な書類

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 耐震リフォームの費用の額が確認できる書類(耐震改修費用が50万円超であることを証明する書類)
- リフォーム後に交付された住宅性能評価書*の写し(交付のある場合に限る)
*耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるもの
- 固定資産税減額申告書(申告する市区町村にて取得)

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し等

*その他証明書発行に必要な書類があります。

証明書発行に必要な書類
については P.022 へ

③建築士(建築士事務所登録をした事務所に属する建築士に限る)等が用意するもの

*改修後に交付を受けた住宅性能評価書(耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるもの)がある場合は下記のいずれも必要ありません。

- 増改築等工事証明書(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)

*発行者の建築士免許証の写しを添付

証明書の発行手続き
については P.022 へ

住宅耐震改修証明書(地方公共団体の長が証明する場合)

証明書については
告示編 へ

必要書類は市区町村により異なる場合があるため、詳細については市区町村にご確認ください。

3

市区町村の窓口へ

工事完了日から3ヶ月以内に当該家屋が所在する市区町村の窓口へ減額措置の申告をします。

- 耐震リフォームの費用の額が確認できる書類(耐震改修費用が50万円超であることを証明する書類)
 - リフォーム後に交付された住宅性能評価書の写し(交付のある場合に限る)
 - 固定資産税減額申告書
*固定資産税の筆頭者が提出のこと
 - 工事請負契約書の写し等
 - 増改築等工事証明書(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)
 - 住宅耐震改修証明書(地方公共団体の長が証明する場合)
- } のいずれか

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の申告書等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細については市区町村にご確認ください。

証明書の発行手続き

制度の適用を受ける際には、工事の内容を特定するため、所定の証明書が必要となります。
証明書の発行者は、下記の書類等により当該工事が要件を満たすことを確認します。

所得税額の控除(リフォーム促進税制)	固定資産税の減額措置
増改築等工事証明書	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税額控除の申告(確定申告)の際に必要となります。 平成18年国土交通省告示第464号(改正:平成29年国土交通省告示278号)において、その様式が定められています。 (地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書) ・ 固定資産税の減額の申告の際に必要となります。 平成18年国土交通省告示第466号において、その様式が定められています。 <p>*耐震リフォームリフォーム促進税制と住宅ローン減税を併用する場合の証明書は、同じ増改築等工事証明書それぞれの箇所に記入が必要となります。 *地方公共団体の長が発行する場合は 住宅耐震改修証明書 になります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 増改築等工事証明書の詳細は 所得税 P.024 ~、固定資産税 P.035 ~ へ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 住宅耐震改修証明書の 詳細は告示編 へ </div> </div>	
証明書の発行者	<p>証明書を発行できる者は以下①～⑤のいずれかとなります。</p> <p>増改築等工事証明書</p> <p>①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る *リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、②～⑤の機関に発行を依頼する必要があります(②～④は業務として行っているかどうかの事前確認が必要です)。</p> <p>②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人</p> <p>住宅耐震改修証明書</p> <p>⑤地方公共団体の長(所得税、固定資産税の耐震リフォームのみ対象)</p>
発行前に確認する書類等	<p><input type="checkbox"/> 申請家屋の登記事項証明書等、固定資産税の課税証明書、建築確認済証、又は建築年月日が記載された耐震診断書 【所】【固】 家屋の家屋番号及び所在地、建築年月日を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書、領収書、工事費用内訳書等 【所】 耐震改修工事に要した費用の額が確認できる書類 【固】 耐震改修工事に要した費用の額が50万円超(税込)であることを確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 耐震改修工事の設計図書、改修前後の平面図、改修後の耐震診断書、又は改修工事の写真等 【所】【固】 現行の耐震基準に適合するかどうかを確認、原則として現地調査が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等 【所】 リフォームで補助金等を受ける場合は、その交付額を確認</p>

所得税の控除と固定資産税の減額を対象とする証明書の様式は同一のものとなります(工事完了日が平成29年4月1日以降)。両方を申請する場合は提出先が異なるため証明書が2通必要になります(複写での申請は不可)。詳しくは各記載例をご参照ください。

証明書の様式は、別冊の告示編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

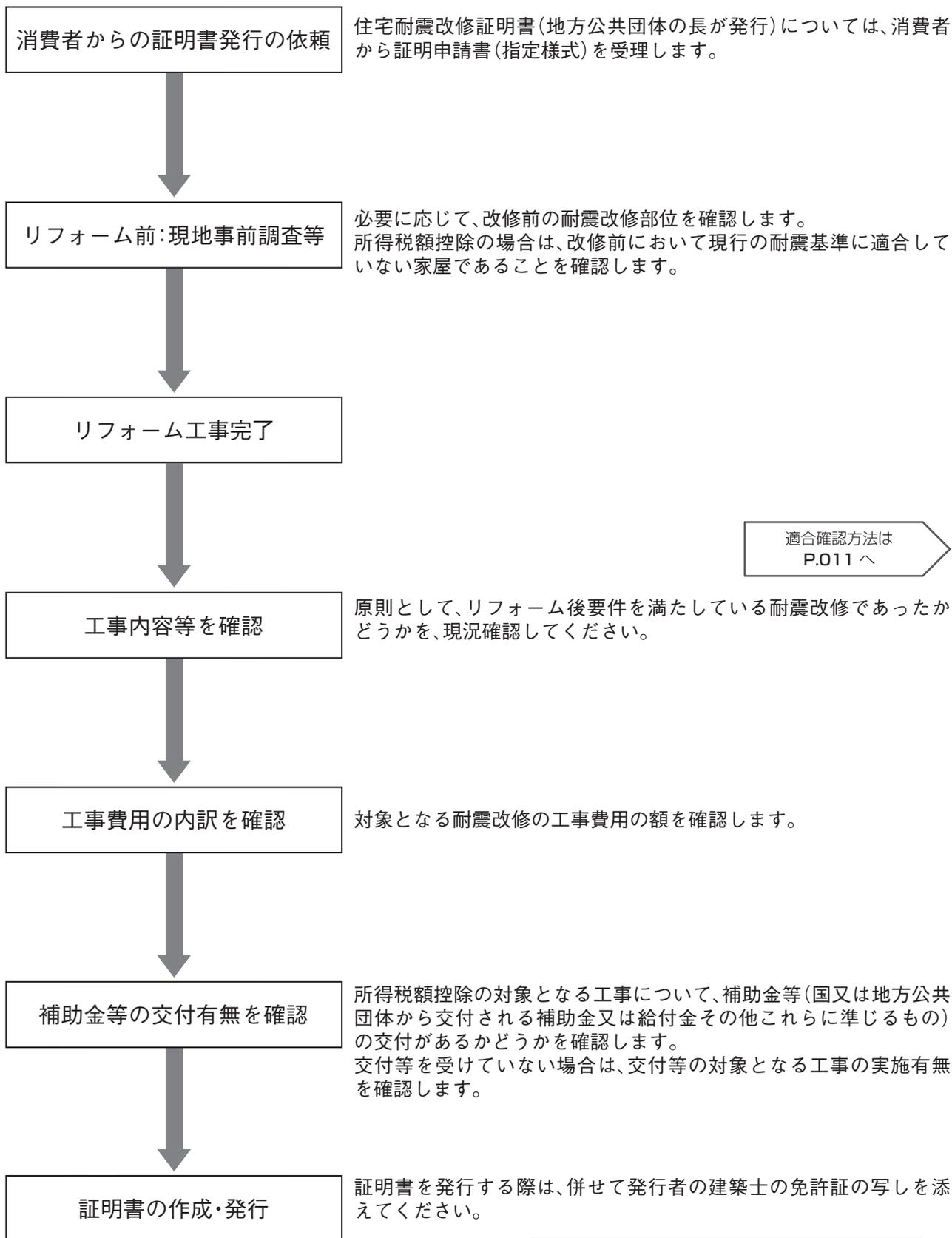
住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度

検索

国土交通省 各税制の概要

検索

建築士等は、制度の適用を受ける消費者からの依頼を受けたら、以下のような流れで証明書を発行します。



耐震リフォームの増改築等工事を行った場合(令和4年1月1日以降に工事完了した場合)

「増改築等工事証明書」(全 22 ページ)の発行にあたり、必要事項を記入します。リフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で 22 ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1 ページ目

2 ページ目

3 ページ目

4 ページ目

5 ページ目

6 ページ目

7 ページ目

8 ページ目

9 ページ目

10 ページ目

11 ページ目

12 ページ目

13 ページ目

14 ページ目

15 ページ目

16 ページ目

17 ページ目

18 ページ目

19 ページ目

20 ページ目

21 ページ目

22 ページ目

*様式の右上のページは記載例のページに対応する。
 * □ 提出書類 □ 記入不要
 *該当する箇所に記入の上そのページを提出する。
 *備考(P.23 ~ P.42)は提出不要

耐震改修工事を行う場合(所得税)
(令和4年1月1日以降に工事完了した場合)

*記入が必要な個所には赤字で表示しています。

記載例

P.015 計算例と
対応しています。

【工事内容、工事費用、補助金等】

- 1.耐震リフォーム
 - (1)工事内容
 - ①基礎の耐震改修工事 ②壁の耐震改修工事
 - (2)工事費用
 - 標準的な工事費用相当額の合計額:3,127,800円
 - (3)補助金等:200,000円
- 2.その他の増改築等工事
 - (1)工事内容
 - ・2階のトイレの床・壁・天井の全面改修(第3号工事)
(便器の交換工事を含む)
 - ・手すりの取り付け(5カ所)(第5号工事)
 - (2)工事費用
 - 実際に対象工事にかかった費用の合計額:560,000円
 - (3)補助金等:0円

別表第二

増改築等工事証明書

建築士等が発行します。

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日

工事を行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記入します。

耐震改修工事完了日が適用対象の日付となります。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合(住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕 3 間仕切壁の修繕 耐震リフォームについて住宅ローン減税を併用する場合は、1. (1)、(2)、(3)にも記入します*。 *記入方法はP.188～193をご参照ください。
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替
	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替

リフォーム促進税制の適用を受ける場合は「①住宅耐震改修」の欄に記入します。

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

①住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ② 地震に対する安全性に係る基準										
②高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 4 便所の改良 5 手すりの取付 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替										
③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事									
		<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> <td>4 4地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域		5 5地域	6 6地域	7 7地域
	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域						
		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域						
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓									
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等									
		低炭素建築物新築等計画の認定主体	第 号								
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	年 月 日								
	太陽熱利用冷温熱装置の型式										
	潜熱回収型給湯器の型式										
ヒートポンプ式電気給湯器の型式											
燃料電池コージェネレーションシステムの型式											
ガスエンジン給湯器の型式											
エアコンディショナーの型式											
太陽光発電設備の型式											
安全対策工事	有	無									
陸屋根防水基礎工事	有	無									
積雪対策工事	有	無									
塩害対策工事	有	無									
幹線増強工事	有	無									

1. 建築基準法施行令の耐震基準に適合するもの
 2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律の基準に適合するもの
 いずれかに○を記入ください。

④多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事			
		調理室の数	浴室の数	便所の数
	改修工事前			
	改修工事後			
⑤耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事			
	長期優良住宅建築等計画の認定主体			
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号	
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日	
上記と併せて行う第1号工事～第6号工事	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替		
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替		
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 ④ 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下		
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準		
	第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 ⑤ 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替		

工事内容が重複する場合は、重複しないようにいずれかに振り分けて、該当部分に○を付けてください。

第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を実施していない場合のみ選択	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替</p> <p>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事</p> <p>上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 4 4地域 7 7地域</td> <td>2 2地域 5 5地域 8 8地域</td> <td>3 3地域 6 6地域</td> </tr> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2</td> <td>3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3
	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域						
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3							
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	<p>次に該当する修繕又は模様替</p> <p>1 窓</p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>2 天井等 3 壁 4 床等</p> <table border="1"> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	低炭素建築物新築等計画の認定主体		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日		
低炭素建築物新築等計画の認定主体										
低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号									
低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日									
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	<p>住宅性能評価書により証明される場合</p> <p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替</p> <p>1 窓の断熱性を高める工事</p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域</td> <td>2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域</td> </tr> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2</td> <td>3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3	
地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域								
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3							

			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級2 2 断熱等性能等級3 3 断熱等性能等級4以上
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称 登録番号 第 号
			住宅性能評価書の交付番号	第 号
			住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3
			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級3 2 断熱等性能等級4以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

税制の適用要件を満たす工事であることが明確に分かるよう、
施工内容を具体的かつ明瞭に記入してください。

(2) 実施した工事の内容

1. 耐震リフォーム(住宅耐震改修)
木造住宅の基礎と壁に係る耐震改修
2. 第3号工事
トイレ(2階)の床・壁・天井の全面改修と便器の交換
3. 第5号工事
手摺の取付け
(5カ所：玄関、通路、トイレ(1、2階)、階段)

住宅耐震改修についてリフォーム促進税制の適用を受ける
場合は、①、⑤～⑦、⑨～⑪、⑬～⑲に記入します。

標準的な工事費用相当額は、
P.014参照のこと。

(3) 実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修		
ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	3,127,800円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	200,000円
ウ	アからイを差し引いた額	2,927,800円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	2,500,000円
オ	ウからエを差し引いた額	427,800円
② 高齢者等居住改修工事等		
ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと200万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円

耐震改修の控除率10%の
工事限度額は250万円です。

- 上記①のイ 住宅耐震改修の「補助金等の交付の有無」に○を記入してください。
- 「有」：住宅耐震改修を含む住宅の増改築など工事の費用に関し「国」又は「地方公共団体」から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれている場合。
- * 「有」の場合には「交付される補助金等の額」の欄に、額を記入します。
- 「無」：含まれていない場合。

③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
⑤	①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額	2,927,800円
⑥	①エ、②エ、③エ及び④エの合計額	2,500,000円
⑦	①オ、②オ、③オ及び④オの合計額	427,800円
⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)		
ア	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
キ	ウ及びカの合計額	円
ク	キと250万円(対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額	円
ケ	キからクを差し引いた額	円

⑨ ②ウ、④ウ及び⑧キの合計額		円
⑩ ②エ、④エ及び⑧クの合計額		円
⑪ ②オ、④オ及び⑧ケの合計額		円
⑫ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）		
ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額		円
イ 当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
オ 当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額		円
ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ケ キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
コ ウ、カ及びケの合計額		円
サ コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額		円
シ コからサを差し引いた額		円
⑬ ②ウ、④ウ及び⑫コの合計額		円
⑭ ②エ、④エ及び⑫サの合計額		円
⑮ ②オ、④オ及び⑫シの合計額		円
⑯ ⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額(10%控除分)		2,500,000円
⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額		2,927,800円
⑱ ⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額		427,800円
⑲ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事		
ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額		560,000円
イ ⑲の改修に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	0円
ウ アからイを差し引いた額		560,000円
⑳ ⑰の金額と⑱及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額		987,800円
㉑ 1,000万円から⑯を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）		7,500,000円
㉒ ㉑と⑲の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）		987,800円

対象必須工事超過金額のうち、対象必須工事合計額に関連する金額です。⑦、⑪又は⑮のうちいずれか多い額を記入します。

その他の増改築等工事

実際にかかった工事費用の額を記入します。

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

証明を行った方の情報を記入してください。
(以下の(1)～(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

建築士事務所に属する建築士が発行します。

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	△△-□□□	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	登録年月日及び登録番号	一級建築士事務所 △△-××××	

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	建築士の場合	氏名			
		一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
	建築基準適合判定資格者の場合	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	登録番号		
		登録を受けた地方整備局等名			

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び 登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保 険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)

耐震改修の増改築等工事を行った場合(令和4年4月1日以降工事完了した場合)

「増改築等工事証明書」(全 22 ページ)の発行にあたり、必要事項を記入します。リフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で 22 ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1 ページ目

2 ページ目

3 ページ目

4 ページ目

5 ページ目

6 ページ目

7 ページ目

8 ページ目

9 ページ目

10 ページ目

11 ページ目

12 ページ目

13 ページ目

14 ページ目

15 ページ目

16 ページ目

17 ページ目

18 ページ目

19 ページ目

20 ページ目

21 ページ目

22 ページ目

*様式の右上のページは記載例のページに対応する。
 * □ 提出書類 □ 記入不要
 *該当する箇所に記入の上そのページを提出する。
 *備考(P.23 ~ P.42)は提出不要

耐震リフォーム
バリアフリーリフォーム
省エネルギーリフォーム
同居対応リフォーム
長期優良住宅化リフォーム
住宅ローン減税
贈与税の非課税措置
登録免許税の特例措置
不動産取得税の軽減措置

耐震改修工事を行う場合(固定資産税の減額)
(令和4年4月1日以降に工事完了した場合)

記載例
P.015 のリフォーム例と
対応しています。

別表第二

持分共有の場合は共有者全員の氏名を記入します。

増改築等工事証明書

建築士等が発行します。

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日

工事を行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記入します。

耐震改修工事完了日が適用対象の日付となります。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合(住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事		
		上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事		
		地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3			

II. 固定資産税の減額

1-1. 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	① 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	-------------------------------------

1-2. 地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替	
	工事の内容	1 増築 2 改築 3 修繕 4 模様替
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

2. 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事		
		上記と併せて行った改修工事	1 天井等の断熱性を高める改修工事		
			2 壁の断熱性を高める改修工事		
	3 床等の断熱性を高める改修工事				
	断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事	4 太陽熱利用冷温熱装置	型式：		
		5 潜熱回収型給湯器	型式：		
		6 ヒートポンプ式電気給湯器	型式：		
		7 燃料電池コージェネレーションシステム	型式：		
		8 エアコンディショナー	型式：		
		9 太陽光発電設備	型式：		
工事の内容					

熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額		
ア	断熱改修工事に係る費用の額	円
イ	断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 ウ 交付される補助金等の額	円
①	アからウを差し引いた額	円
エ	断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の 取替え又は取付けに係る工事の費用の額	円
オ	エの工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 カ 交付される補助金等の額	円
②	エからカを差し引いた金額	円
工事費用の確認（下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること）		
③	①の金額が60万円を超える	<input type="checkbox"/> 左記に該当する
	上記③に該当しない場合	
④	①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円 を超える	<input type="checkbox"/> 左記に該当する
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合		
	長期優良住宅建築等計画の認定主体	
	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日 ○○年 ○○月 ○○日

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

証明を行った方の情報を記入してください。
(以下の(1)～(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

建築士事務所に属する建築士が発行します。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

押印は認印でも構いません。

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号			
登録を受けた地方整備局等名					

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び 登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保 険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)

Ⅱ.

バリアフリーリフォーム編

1. 概要

1-1. バリアフリーリフォームの減税制度

バリアフリーリフォームを対象とした税の優遇措置 P.042

1-2. 対象となるバリアフリーリフォームとは

- 1) 高齢者等居住改修工事等の内容 P.043
- 2) 減税制度の告示・通達 P.047

1-3. 減税額の計算

- 1) リフォーム促進税制の控除額 P.048
標準的な工事費用相当額 P.050
- 2) リフォーム促進税制の控除額計算例 P.051
- 3) 固定資産税の減額と計算例 P.054

1-4. 手続きの流れ

- 1) リフォーム促進税制の要件と手続き P.055
- 2) 固定資産税減額措置の要件と手続き P.057

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

証明書の種類と発行の流れ P.059

2-2. 証明書の発行

増改築等工事証明書 リフォーム促進税制 記載例 P.061

当資料の内容は令和4年度の減税制度に関するものです。

- ・ 所得税の控除：令和4年1月1日～令和5年12月31日に居住開始の場合
- ・ 固定資産税の減額：令和4年4月1日～令和6年3月31日に工事完了の場合

上記より前の場合は、当協議会ホームページにて該当する年の資料をご参照ください。

* リフォーム減税制度のページ下部のタブ「バックナンバー」からご覧いただけます。

<https://www.j-reform.com/zeisei/>



バリアフリーリフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

① 所得税額の控除

バリアフリーリフォームを対象とした所得税額の控除には「リフォーム促進税制」及び「住宅ローン減税（P.179 参照）」があります。適用はいずれか1つになります。

② 固定資産税の減額措置

バリアフリーリフォーム後の家屋の固定資産税が減額されます。

③ 贈与税の非課税措置（P.209 参照）

バリアフリーリフォーム資金の贈与について非課税枠があります。

④ 登録免許税の特例措置（P.227 参照）

個人が宅地建物取引業者によりバリアフリーリフォームを行なった住宅を取得した場合に登録免許税が軽減されます。

⑤ 不動産取得税の特例措置（P.243 参照）

宅地建物取引業者に対し、バリアフリーリフォームを対象とした不動産取得税が軽減されます。

工事や住宅などの要件や適用となる期間などは制度により異なります。

制度の概要	所得税額の控除措置*	固定資産税の減額措置*
	リフォーム促進税制	
制度名	【バリアフリー特定改修工事特別控除制度】	【家屋の固定資産税】
減税期間	リフォーム後居住を開始した年分 (1年)	翌年度 (1年度分)
適用期間	改修後の居住開始日が 令和4年1月1日～令和5年12月31日	改修工事完了期間が 平成19年4月1日～令和6年3月31日
対象となる リフォーム	① 一定のバリアフリーリフォーム 対象となる居住者、住宅、工事等の詳細は P.055 へ ② ①と併せて行う場合のその他の増改築等工事 対象となる工事は P.049 へ	一定のバリアフリーリフォーム 対象となる消費者、 住宅、工事等の詳細は P.057 へ
控除又は 減額の上限額	60万円 控除額の計算方法は P.048 へ	家屋の固定資産税額の1/3 (100㎡相当分まで) 減額の計算方法は P.054 へ
バリアフリー リフォーム 費用の要件	50万円超(税込)	50万円超(税込)
手続きの窓口	税務署(確定申告) 手続きの流れは P.059 へ	市区町村 (工事完了後3ヶ月以内の申告が必要) 手続きの流れは P.059 へ

※ 各々の適用要件を満たす場合、「所得税の控除」と「固定資産税の減額」の併用は可能です。(併用については P.007 へ)

所得税額の控除と固定資産税の減額措置の対象となるバリアフリーリフォームは、告示や通達に定められた以下の①から⑧の工事（以下「高齢者等居住改修工事等」という）となります。

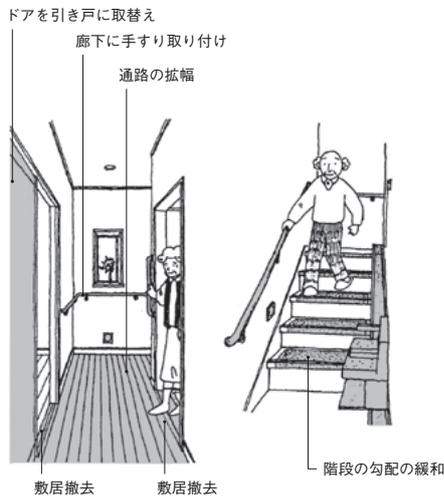
高齢者等居住改修工事等

各工事の詳細は次のページへ

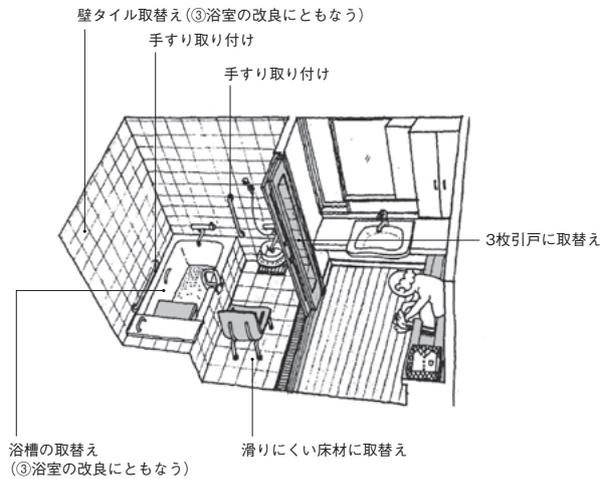
- ① 通路等の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室改良
- ④ 便所改良
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 段差の解消
- ⑦ 出入口の戸の改良
- ⑧ 滑りにくい床材料への取替え

当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含みます。
注：介護保険法に基づく住宅改修費等の支給対象のバリアフリーリフォームでも、所得税額の控除や固定資産税の減額措置の対象とならない場合があります。

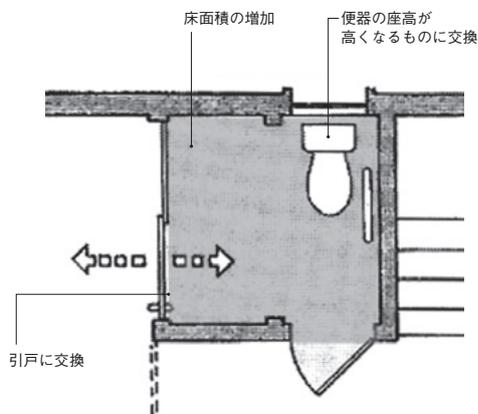
高齢者等居住改修工事等の例



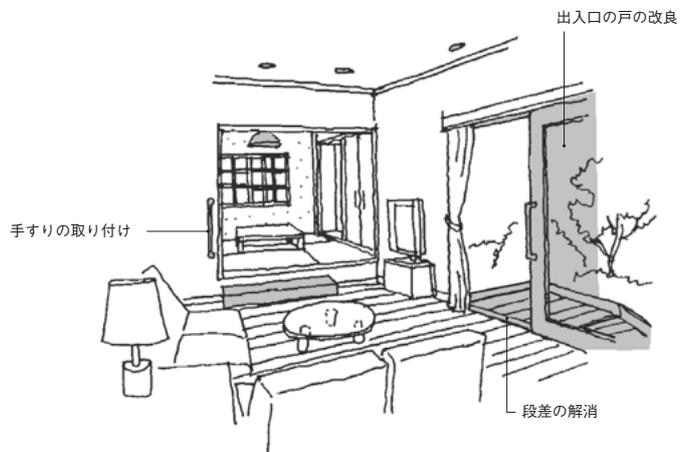
- ① 通路等の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 段差の解消



- ③ 浴室の改良
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑦ 出入口の戸の改良
- ⑧ 滑りにくい床材への取替え



- ④ 便所の改良
- ⑦ 出入口の戸の改良



- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 段差の解消
- ⑦ 出入口の戸の改良

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

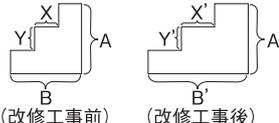
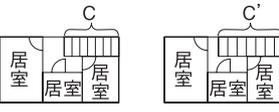
登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

① 通路等の拡幅

<p>介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事</p>	<p>【該当する工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事 ○ 通路や出入口の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の一体工事 	<p>備考：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事後の通路や出入口（当該工事が行われたものに限る）の幅が、おおむね750mm以上 ・ 浴室の出入口にあってはおおむね600mm以上
---	---	--

② 階段の勾配の緩和

<p>階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良によりその勾配を緩和する工事</p>	<p>【該当する工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比べて緩和されたことが確認できる工事 ○ 階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。 ○ 玄関の内側の階段の勾配の緩和と併せて行う玄関の外側の手すりの取り付けやスロープの設置など、本體工事と一体のものとしてバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取り付け 	<p>備考：</p> <p>①改修工事前後の立面断面図で比較する場合 $Y/X > Y'/X'$ 又は $A/B > A'/B'$</p> <p>(注) X、X'：踏面の寸法 Y、Y'：けあげの寸法 A、A'：階段の高さ B、B'：階段の長さ</p>  <p>(改修工事前) (改修工事後)</p> <p>②改修工事前後の平面図で比較する場合 $C < C'$</p>  <p>(改修工事前) (改修工事後)</p>
--	--	---

③ 浴室改良

<p>浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事</p>	<p>【該当する工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替え ○ 一体工事として行う給排水設備の移設等の工事 ○ 浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動 ○ 一体工事として浴室の床面積を増加させる工事に伴って行う仮浴室の設置 ○ 浴室の床面積を増加させる工事と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事 	<p>備考：</p> <p>次の①及び②に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事後の床面積がおおむね1.8㎡以上 ② 短辺の内法寸法がおおむね1,200mm以上
---	---	---

ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	【該当する工事】 ○ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事	
ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	【該当する工事】 ○ 一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事 【該当しない工事】 × 設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）やすのこの等の設備の設置	
ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	【該当する工事】 ○ 蛇口の移設、レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワーへの取替え等の工事 ○ 一体工事として蛇口を移設するための工事に伴って行う壁面タイルの取替え等	

④ 便所改良

便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの		
イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	【該当する工事】 ○ 壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事 ○ 便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動や、一体工事として便所の床面積を増加させる工事に伴って行う仮便所の設置等の工事	備考： 次の①又は②のいずれかに該当すること ①工事後の長辺の内法寸法がおおむね1,300mm以上 ②便器の前方若しくは側方における便器と壁との距離がおおむね500mm以上であるもの
ロ 便器を座便式のものに取り替える工事	【該当する工事】 ○ 和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む）に取り替える工事 ○ 一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事 【該当しない工事】 × 取り外し可能な腰掛け便座への取替え	
ハ 座便式の便器の座高を高くする工事	【該当する工事】 ○ 便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事 ○ 一体工事として座高を高くする工事と併せて行うトイレトペーパーホルダーの移設等の工事 【該当しない工事】 × 取り外し可能な腰掛け便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置	

⑤ 手すりの取り付け

<p>便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事</p>	<p>【該当する工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下部補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事 ○ 玄関の内側の階段の勾配の緩和や段差解消と併せて行う玄関の外側の手すりの取り付けなど、本体工事と一体のものとしてバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取り付け（併せて行うことが必ずしも必要でないものを除く） <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 取り付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む）を伴わない手すりの取り付け 	<p>手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものであること</p>
---	--	---

⑥ 段差の解消

<p>便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 （勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む）</p>	<p>【該当する工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事 ○ 一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事 ○ 玄関の内側の段差解消と併せて行う玄関の外側の手すりの取り付けやスロープの設置など、本体工事と一体のものとしてバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取り付け（併せて行うことが必ずしも必要でないものを除く） <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 取り付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置 	
--	--	--

⑦ 出入口の戸の改良

<p>出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p>	
<p>イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事</p>	<p>【該当する工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事
<p>ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事</p>	<p>【該当する工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事
<p>ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事</p>	<p>【該当する工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引戸、折戸等にレール、戸車、開閉のための動力装置等を設置する工事や開戸を吊戸方式に変更する工事

⑧滑りにくい床材料への取り替え

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	【該当する工事】 ○ 一体工事として床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事 【該当しない工事】 × 滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うもの
---	---

所得 税

固定資産税

2) 減税制度の告示・通達

対象となる高齢者等居住改修工事等に関する告示は以下の通りです。また工事の詳細については、通達において記載されています。詳しくは、別冊の告示編又は通達編でご確認ください。

	所得税額の控除	固定資産税の減額措置
告示	● 対象工事 平成 19 年国土交通省告示第 407 号	● 対象工事 平成 19 年国土交通省告示第 410 号
通達	● 「増改築等工事証明書」について 平成29年4月7日付 (国住政第6号／国住生第20号／国住指第28号)	—

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

1) リフォーム促進税制の控除額

「リフォーム促進税制」はローンの利用の有無に関わらず適用可能な制度です。

リフォーム後居住を開始した年分の所得税額が一定額控除されます。

バリアフリーリフォーム（高齢者等居住改修工事等）を完了し令和4年1月1日～令和5年12月31日までに居住を開始した場合、リフォーム促進税制の控除額は、高齢者等居住改修工事等の費用と、併せて行うその他の一定要件を満たす増改築等工事の費用で計算します。なお、控除率は工事の内容、要件等により異なります。

リフォーム促進税制の控除額は、下記の1と2の工事費用で計算します。

1. 高齢者等居住改修工事等の標準的な工事費用相当額^{*1} (①)のうち、
 - ・控除率10%の限度額（200万円）までの額（A）……控除率10%
 - ・控除率10%の限度額を超過した部分の額（②）……控除率5%^{*2}
2. 高齢者等居住改修工事等と併せて行うその他の増改築等工事に実際にかかった工事費用の額^{*1} (③)……控除率5%^{*2}

*1 補助金等の交付を受けている場合は、当該費用の額から補助金等の額を除いた額になります。

*2 控除率5%の対象工事費用（②と③の合計額）の限度額は、①と同額までです。また、控除率5%の最大限度額は、Aと合わせて合計1,000万円です。

1.	バリアフリーリフォーム 標準的な工事費用相当額の合計額 ^{*1} ②	円	-	交付される補助金等の額 ^{*3}	円	=	50万円超であること ①	円
2.	その他の増改築等工事 ^{*4} 費用の額 ^{*5}	円	-	交付される補助金等の額	円	=	③	円

(1)バリアフリーリフォームの控除率10%の限度額まで

工事内容に応じて、平成21年国土交通省告示第384号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します

① 円

控除率10%の限度額^{*6}
2,000,000円

+

(2)バリアフリーリフォームの控除率10%の限度額超過分(②)およびその他の増改築等工事の工事費用(③)

①のうち、控除率10%の限度額(200万円)超過分(①-A)
② 円

その他の増改築等工事費用の額-補助金等の額
③ 円

= ②+③の合計額
④ 円

上記の額のいずれか少ない方の額

④の額の内、次のいずれか少ない方の額まで
…①の額
…(1,000万円-A)の額

A 円 × 控除率 10% + B 円 × 控除率 5% = 控除額^{*7} 円

*100円未満の端数は切り捨て

※ 1 標準的な工事費用相当額について

複数の工事を行う場合は、各工事の標準的な工事費用相当額の合計額となります。

※ 2 併用住宅や共同住宅等の共用部に行った工事について

当該工事を行った部分に居住用以外の用に供する部分がある併用住宅等である場合は、各工事ごとに算出した金額に、居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額となります。

※ 3 高齢者等居住改修工事等において補助金等*の交付を受ける場合について

当該工事について補助金等の交付を受ける場合は、当該工事の標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した額となります。

*国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金、その他これらに準じるもので、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費も対象となります。

※ 4 性能向上リフォーム*と併せて行う場合に控除の対象になる「増改築等工事」とは

【租税特別措置法施行令第26条第33項】

1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え (大規模の修繕・模様替え：建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替え)
2号工事	マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴う者に限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)
3号工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替え
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事(バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外)
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 (住宅性能評価書又は長期優良住宅の認定通知書によって改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象)

当該改修工事が行われる構造又は設備となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含まず。
*性能向上リフォームとは、耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォームのことをさします。

※ 5 増改築等工事費用の額について

実際に当該工事に要した費用(税込)の額です。

※ 6 控除率10%の限度額について

各性能向上リフォームごとに定められています。バリアフリー改修工事は200万円です。

耐震改修工事、省エネ改修工事、同居対応改修工事等を併せて行う場合

- ・耐震改修工事、省エネ改修工事(一般断熱改修工事等)、同居対応改修工事を併せて行う場合には、バリアフリー改修工事と併せて所得税の控除(リフォーム促進税制)の適用を受けることができます。併用する場合の控除対象限度額は950万円(太陽光発電設備工事がある場合は1050万円)となります。
- ・長期優良住宅化リフォームを併せて行っている場合もバリアフリー改修工事のリフォーム促進税制を適用することができます。(詳細はV長期優良住宅化リフォーム編のリフォーム促進税制P.151の※6を参照下さい)

※ 7 実際の控除額について

- ・リフォーム促進税制の最大控除額は60万円ですが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は源泉徴収票等で確認することができます。
- ・家屋の持分が共有の場合、持分に応じた額となります。

リフォーム促進税制の控除額を算出する際に、バリアフリー改修工事については平成21年国土交通省告示第384号に定める高齢者等居住改修工事の標準的な工事費用相当額を確認します。

標準的な工事費用相当額※1【平成21年国土交通省告示 第384号】			
バリアフリー改修工事の内容（一体工事を含む）		単位あたり金額(税込)※2	単位
①介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路の幅を拡張するもの	166,100円	施工面積(㎡)
	出入り口の幅を拡張するもの	189,200円	箇所数
②階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良によりその勾配を緩和する工事		585,000円	箇所数
③浴室を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	471,700円	施工面積(㎡)
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	529,100円	箇所数
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	27,700円	箇所数
	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	56,900円	箇所数
④便所を改良する工事	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	260,600円	施工面積(㎡)
	便器を座便式のものに取り替える工事	359,700円	箇所数
	座便式の便器の座高を高くする工事	298,900円	箇所数
⑤便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	長さが150cm以上の手すりを取り付けるもの	19,600円	手すりの長さ(m)
	長さが150cm未満の手すりを取り付けるもの	32,800円	箇所数
⑥便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの(以下「玄関等段差解消等工事」という))	玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの(以下「玄関等段差解消等工事」という))	43,900円	箇所数
	浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの(以下「浴室段差解消等工事」という))	96,000円	施工面積(㎡)
	玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	35,100円	施工面積(㎡)
⑦出入口の戸を改良する工事	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,700円	箇所数
	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	13,800円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事(戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という))	447,500円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事(戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という))	134,600円	箇所数
	戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,400円	箇所数
⑧便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		19,800円	施工面積(㎡)

※1 「標準的な工事費用相当額」とは、上の表のバリアフリー改修工事項目に応じ、「単位あたり金額」に「単位」を乗じた額です。

※2 バリアフリー改修工事をした家屋に、令和2年1月1日以後に居住する場合。

証明書記載例については
P.061 へ

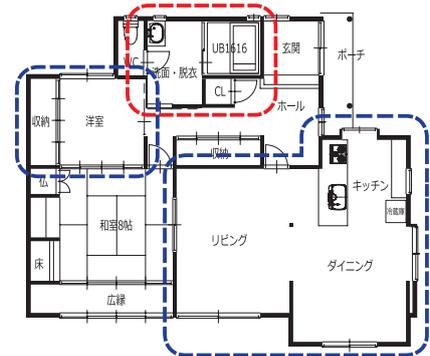
次のリフォーム例で控除額を計算しましょう。

(1) リフォーム工事のうち、減税の対象となる工事の内容を確認します。



改修前

- ・申請者: 60歳
- ・工事契約日: 令和4年5月1日
- ・リフォーム完了日: 令和4年8月1日
(完了と同時に居住開始)
- ・家屋の持分の共有: なし



改修後

リフォーム工事の内容

- 1) バリアフリーリフォーム(高齢者等居住改修工事等)
浴室・洗面脱衣室の改修工事等(工事内容の詳細は(2)参照)
- 2) その他の増改築等工事
間取り変更を伴うLDKおよび洋室(収納含む)の壁・床・天井の全面改修(第3号工事)
(キッチンセットの交換を含む)

(2) リフォーム工事のうち、**1)**バリアフリーリフォーム(高齢者等居住改修工事等)に該当する工事内容を確認します。

1) 浴室・洗面脱衣室の改修工事等の内容

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 出入口の幅を拡張 | ⑥ 段差の解消 |
| ② またぎの高さが低い浴槽に交換 | ⑦ 開き戸を引き戸に交換 |
| ③ 浴室床面積の増加 | ⑧ 床材を滑りにくいものに取替え |
| ④ 使いやすい水栓金具に交換 | |
| ⑤ 手すりの設置 | |

対象となる工事については
P.043 へ

* 工事の内容や費用についてはイメージ・概算です。

(3)リフォーム工事費用を計算します。

1 バリアフリーリフォーム(高齢者等居住改修工事)については、標準的な工事費用相当額を計算します。

標準的な工事費用相当額の詳細はP.050へ

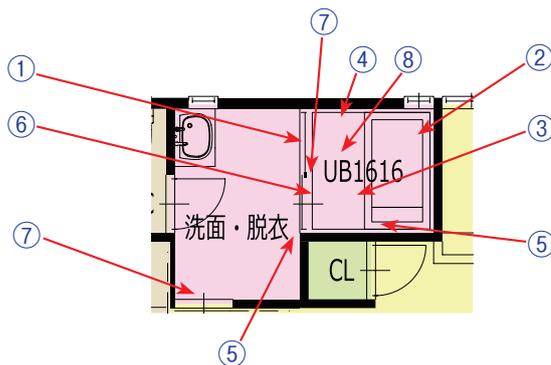
【浴室・洗面脱衣室の改修工事】

- ① 出入口の幅を拡張 189,200 円
- ② またぎの低さが低い浴槽に交換 529,100 円
- ③ 浴室床面積の増加 $3.3\text{m}^2 \times 471,700 \text{円} = 1,556,610 \text{円}$
- ④ 使いやすい水栓金具に交換 56,900 円
- ⑤ 手すりの設置 $2 \text{箇所} \times 32,800 \text{円} = 65,600 \text{円}$
- ⑥ 段差の解消 $3.3\text{m}^2 \times 96,000 \text{円} = 316,800 \text{円}$
- ⑦ 開き戸を引き戸に交換 $2 \text{箇所} \times 149,700 \text{円} = 299,400 \text{円}$
- ⑧ 床材を滑りにくいものに取替え $1.3\text{m}^2 \times 19,800 \text{円} = 25,740 \text{円}$

計 3,039,350 円 … a

・国や地方公共団体から交付された補助金

35,000 円 … b



浴室改修工事イメージ

2 その他の増改築等工事については、実際にかかった工事費用を計算します。

間取り変更を伴うLDKおよび洋室(収納含む)の壁・床・天井の全面改修(第3号工事)

(キッチンセットの交換を含む)

計 4,000,000 円(税込) … c

・国や地方公共団体から交付された補助金

30,000 円 … d

*工事の内容や費用についてはイメージ・概算です。

(4)控除額を計算します。(下記の※1～※7については、P.049をご覧ください)

1	バリアフリーリフォーム 標準的な工事費用相当額の合計額※1※2 a 3,039,350 円	−	交付される補助金等の額※3 b 35,000 円	=	50万円超であること ① 3,004,350 円
2	その他の増改築等工事※4費用の額※5 c 4,000,000 円	−	交付される補助金等の額 d 30,000 円	=	③ 3,970,000 円

(1)バリアフリーリフォームの控除率10%の限度額まで

工事内容に応じて、平成 21 年国土交通省告示第 384 号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します

① 3,004,350 円

控除率10%の限度額※5
2,000,000 円

+

(2)バリアフリーリフォームの控除率10%の限度額超過分(②)およびその他の増改築等工事の工事費用(③)

①のうち、控除率10%の限度額(200万円)超過分(①-A)
② 1,004,350 円

その他の増改築等工事費用の額−補助金等の額
③ 3,970,000 円

②+③の合計額
④ 4,974,350 円

上記の額のいずれか少ない方の額

④の額の内、次のいずれか少ない方の額まで
…①の額
…(1,000万円−A)の額

$$A \text{ 2,000,000 円} \times \text{控除率 10\%} + B \text{ 3,004,350 円} \times \text{控除率 5\%} = \text{控除額}^{\ast 7} \text{ 350,200 円}$$

* 100円未満の端数は切り捨て

令和6年3月31日までにバリアフリーリフォームを完了した場合に、リフォーム完了年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額されます。

課税標準額は家屋の床面積 100㎡相当分を上限とします。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{家屋の課税標準額 (上限 100㎡)} & & \text{標準税率} & & \text{軽減率} & & \text{軽減額} \\ \boxed{} \text{円} & \times & 1.4\% & \times & 1/3 & = & \boxed{} \text{円} \end{array}$$

固定資産税軽減額の計算例

床面積が125㎡の家屋の課税標準額を300万円とした場合の計算例

対象となる家屋床面積の割合 : $100\text{㎡} \div 125\text{㎡} = 0.8$

100㎡相当分の課税標準額 : $3,000,000 \text{円} \times 0.8 = 2,400,000 \text{円}$

$$\begin{array}{ccccccc} \text{家屋の課税標準額 (上限 100㎡)} & & \text{標準税率} & & \text{軽減率} & & \text{軽減額} \\ \boxed{2,400,000} \text{円} & \times & 1.4\% & \times & 1/3 & = & \boxed{11,200} \text{円} \end{array}$$

●税率について

固定資産税の税率については、一部の市町村において標準税率を超える税率で課税されています。

●固定資産税評価額の確認方法

家屋の場合は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額が固定資産税評価額となります。また、各市区町村において、固定資産税評価額を縦覧することもできます。詳しくは、お近くの市区町村へお尋ねください。

制度の種類等によって要件や手続きの流れが異なります。リフォーム促進税制減税の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

リフォーム促進税制 について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

適用要件を確認する

居住者の要件

リフォームを行う方が以下の1つに該当すること

- 50歳以上の方(入居開始年の12月31日時点)
- 要介護認定又は要支援認定を受けている方…①
(介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者)
- 障がいのある方…②
(所得税法第2条第1項第28号に規定する障がい者)
- 親族(65歳以上又は上記①・②に該当する方)と同居を常況とする方
*50歳、65歳及び同居の判定は、リフォーム後居住開始年の12月31日の現況によります。

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- バリアフリーリフォームを行う方が所有し、居住する家屋
*居住用家屋を2以上所有する場合は、主として居住している家屋に限定
- バリアフリーリフォーム後の家屋の床面積(登記簿表示)が50㎡以上であること
*店舗や事務所などを持つ併用住宅の場合は、建物全体の床面積で判断
*親子等2世帯住宅の場合は、他の人の共有部分を含めた建物全体の床面積で判断
*マンション等は区分所有床面積で判断
- バリアフリーリフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が自己の居住用であること
(併用住宅の場合)

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 高齢者等居住改修工事等を行っていること
- 併せて適用を受ける増改築等工事は対象工事(第1号～第6号工事)であること
- 高齢者等居住改修工事等の標準的な工事費用相当額から補助金等を引いた額が50万円超(税込)であること
*当該工事について国又は地方公共団体から補助金等の交付、介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、標準的な工事費用相当額の合計額から本額を差し引いた金額から判定。
- 高齢者等居住改修工事等の標準的な工事費用相当額のうち、自己の居住用部分の費用が1/2以上であること(併用住宅の場合)

対象工事の詳細は
P.043 へ

その他の要件

以下の全てに該当すること

- その年分の合計所得金額が3,000万円以下であること
- 高齢者等居住改修工事等であることについて、増改築等工事証明書などにより証明されていること
- バリアフリーリフォーム後の居住開始日が令和4年1月1日から令和5年12月31日の間であること
- バリアフリーリフォーム完了の日から6ヶ月以内に居住していること

証明書については
P.061～071 へ

他の税の優遇制度と併用する場合は、以上の要件を満たしていても当該制度の適用を受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 左記1の①に該当する場合は、介護保険の被保険者証の写し等
- 補助金等、居宅介護住宅改修費等の額が明らかな書類（交付を受ける場合）
- 源泉徴収票（給与所得者の場合）

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し等
- * その他証明書発行に必要な書類があります。

証明書発行に必要な書類
についてはP.059 へ

③建築士（建築士事務所登録をした事務所に属する建築士に限る）等が用意するもの

- 増改築等工事証明書
- * 発行者の建築士の免許証の写し又は免許証明書を添付

証明書の発行手続き
についてはP.059 へ

④マンション共用部分等のバリアフリー改修工事の場合

区分所有者が負担した額に応じた確定申告が可能です。

共用部の高齢者等居住改修工事等費用のうち、適用を受ける方（区分所有者）が負担した費用の額の根拠がわかる書類等を確認します。

- ①修繕積立金から支出する場合
 - ・ その旨がわかる管理組合総会議事録
 - ・ 管理規約等負担割合が明らかとなる書類
- ② 区分所有者から一時金を徴収する場合
 - ・ その旨がわかる管理組合総会議事録
 - ・ 工事費用負担割合記載の書類

税務署へ下記書類を揃えて確定申告をします。

- 確定申告書
- 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
 - * 家屋の持分を共有している方は、それぞれが所定の書類を提出して確定申告をします。
 - その場合、工事費は持分比率に応じて按分します。
- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 左記1の①に該当する場合は、介護保険の被保険者証の写し等
- 補助金等、居宅介護住宅改修費等の額が明らかな書類（交付を受ける場合）
- 源泉徴収票（給与所得者の場合）
- 工事請負契約書の写し（バリアフリーリフォームと併せてその他の増改築等工事を行う場合）
- 増改築等工事証明書

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の確定申告等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。

制度の種類等によって要件や手続きの流れが異なります。固定資産税の減額措置の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

固定資産税の減額措置 について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

居住者の要件

以下のいずれかに該当する者が居住する住宅であること(所得税と異なり、以下に該当する者が当該住宅を所有している必要はない。)

- 65歳以上の方
* 工事が完了した年の翌年の1月1日現在の年齢
- 要介護認定又は要支援認定を受けている方
* 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- 障がいのある方
* 地方税法施行令第7条各号に規定する障がい者

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- 新築された日から10年以上を経過した家屋(マンション等の区分所有家屋の場合は、その専有部分)
- 賃貸住宅でない家屋
- バリアフリーリフォーム後の家屋の床面積(登記簿表示)が50㎡以上280㎡以下であること
- バリアフリーリフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が居住用であること(併用住宅の場合)

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 高齢者等居住改修工事等を行っていること
- 高齢者等居住改修工事等の工事費用が50万円超(税込)であること
* 当該工事について国又は地方公共団体から補助金等の交付、介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、本額を差し引いた金額から判定
- 令和6年3月31日までに工事を完了するものであること

対象工事の詳細は
P.043 [^](#)

詳しい適用要件については市区町村にご確認ください。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

適用要件を確認する

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 適用対象者の証明書
介護保険の被保険者証の写し等
- 補助金等、居宅介護住宅改修費等の額が明らかな書類

②リフォーム会社が用意するもの

- バリアフリー改修工事が行われたことが確認できる書類
例:バリアフリー改修工事明細書、写真、領収書等

必要書類は市区町村により異なる場合があるため、詳細については市区町村にご確認ください。

工事完了日から3ヶ月以内に当該家屋が所在する市区町村の窓口へ減額措置の申告をします。

- 固定資産税減額申告書**
*固定資産税の筆頭者が提出のこと
- 適用対象者の証明書
介護保険の被保険者証の写し等
- 補助金等、居宅介護住宅改修費等の額が明らかな書類
- バリアフリー改修工事明細書、写真、領収書等

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の申告書等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細については市区町村にご確認ください。

証明書の発行手続き

制度の適用を受ける際には、工事の内容を特定するため、所定の証明書が必要となります。
証明書の発行者は、下記の書類等により当該工事が要件を満たすことを確認します。

所得税額の控除		固定資産税の減額措置
<p align="center">増改築等工事証明書</p> <p>所得税額控除の申告(確定申告)の際に必要となります。 昭和63年建設省告示第1274号において、その様式が定められています。</p>		<p>固定資産税の減額措置を受ける場合に必要となる証明書は市区町村により異なります。物件所在の市区町村にお問い合わせください。</p>
<p align="center">増改築等工事証明書の詳細は P.061～071の各記載例を参照</p>		
証明書の発行者	<p>証明書を発行できる者は以下①～④のいずれかとなります。</p> <p>①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る *リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、②～④の機関に発行を依頼する必要があります(②～④は業務として行っているかどうかの事前確認が必要です)。</p> <p>②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人</p>	
	発行前に確認する書類等	<p><input type="checkbox"/> 増改築等を行った家屋の登記事項証明書等 家屋の家屋番号及び所在地、居住者が所有者であること、家屋の床面積の要件を満たしていることを確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書又はその写し(左記書類がない場合は、領収書及び工事前後の写真で確認) 改修年月日、改修事実を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事費用内訳書、領収書等 50万円超(税込)の高齢者等居住改修工事等であることや、控除対象工事費用の額を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類、写真等 適用対象となる工事を行っていることを確認</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等 バリアフリーリフォームで補助金等を受ける場合は、その交付額を確認</p>

証明書は減税制度の種類や工事の内容により記載欄が異なります。詳しくは記載例をご参照ください。
証明書の様式は、別冊の告示編に掲載しています。
また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

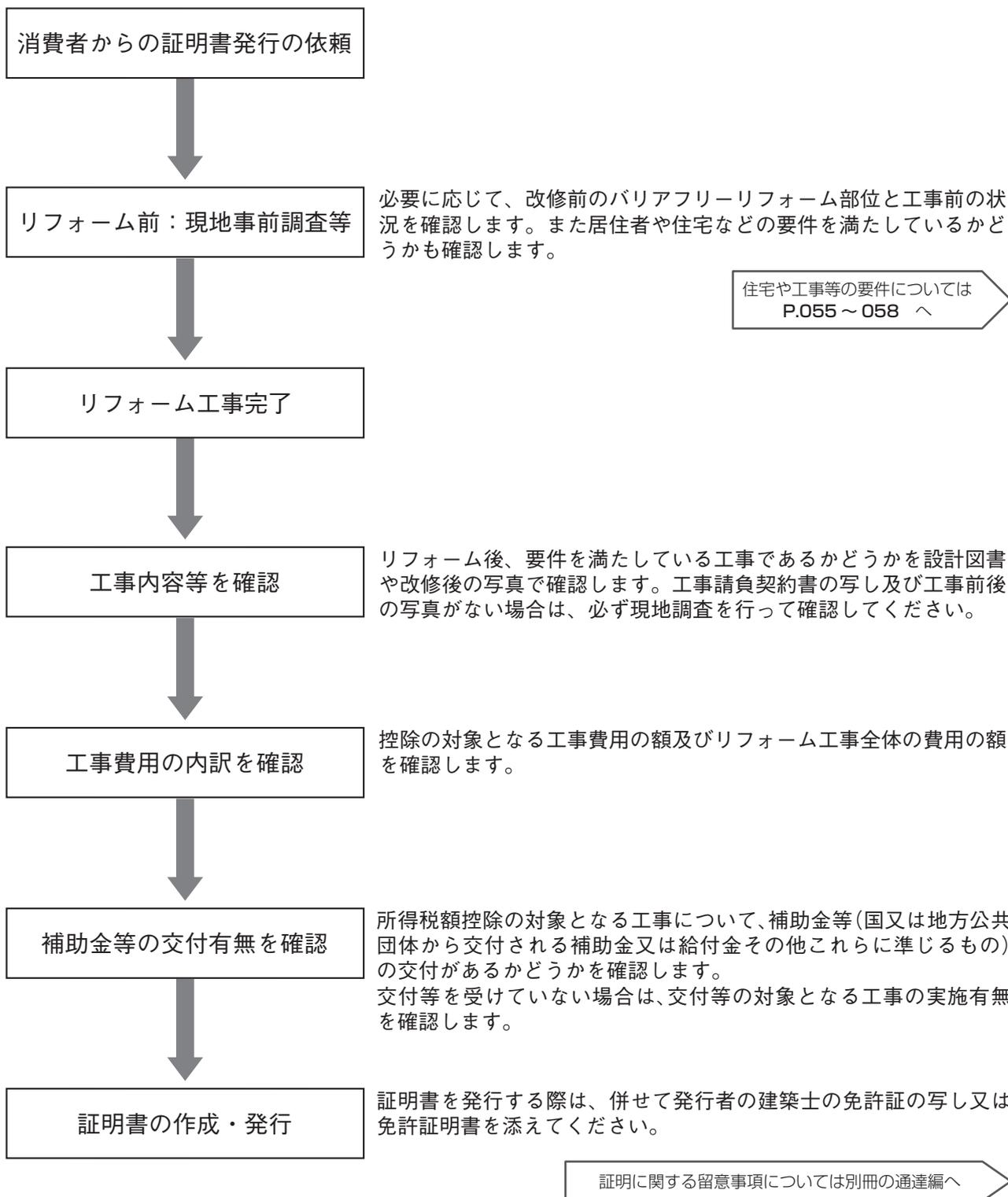
住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度

検索

国土交通省 各税制の概要

検索

建築士等は、制度の適用を受ける消費者からの依頼を受けたら、以下のような流れで証明書を発行します。



バリアフリー改修の増改築等工事を行った場合（令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合）

「増改築等工事証明書」（全22ページ）の発行にあたり、必要事項を記入します。リフォーム促進税制のフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で22ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページのみです。

1ページ目

2ページ目

3ページ目

4ページ目

5ページ目

6ページ目

7ページ目

8ページ目

9ページ目

10ページ目

11ページ目

12ページ目

13ページ目

14ページ目

15ページ目

16ページ目

17ページ目

18ページ目

19ページ目

20ページ目

21ページ目

22ページ目

- *様式の右上のページは記載例のページに対応する。
- * □ 提出書類 □ 記入不要
- *該当する箇所に記入の上そのページを提出する。
- *備考(P.23～P.42)は提出不要

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

**バリアフリー改修工事を行う場合（リフォーム促進税制）
（令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合）**

*記入が必要な個所には赤字で記入しています。

記載例

P.051 の計算例と
対応しています。

申請者:60歳

【工事内容、工事費用、補助金等】

1. バリアフリーリフォーム

(1) 工事内容

- ① 出入口の幅を拡張
- ② またぎの高さが低い浴槽に交換
- ③ 浴室床面積の増加(3.3㎡)
- ④ 使いやすい水栓金具に交換
- ⑤ 手摺の設置(80cm)2か所
- ⑥ 浴室の段差解消
- ⑦ 開戸を引戸に交換
- ⑧ 床材を滑りにくいものに取替え

(2) 工事費用

標準的な工事費用相当額の合計額:3,039,350円

(3) 補助金等:35,000円

2. その他の増改築等工事

(1) 工事内容

間取り変更を伴うLDK及び洋室(収納を含む)の床・壁・天井の全面改修(第3号工事)
(キッチンセットの交換を含む)

(2) 工事費用

実際に対象工事にかかった費用の合計額:4,000,000円

(3) 補助金等:30,000円

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日

工事を行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記入します。

工事が完了した日を記載します。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別 記入不要です。

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準

バリアフリーリフォームについてリフォーム促進税制の適用を受ける場合は「②高齢者等居住改修工事等」の欄に記入します。

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

①住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準		
②高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ① 通路又は出入口の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室の改良 ④ 便所の改良 ⑤ 手すりの取付 ⑥ 床の段差の解消 ⑦ 出入口の戸の改良 ⑧ 床材の取替		
③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓	
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等	
		低炭素建築物新築等計画の認定主体	第 号
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	年 月 日
		太陽熱利用冷温熱装置の型式	
		潜熱回収型給湯器の型式	
		ヒートポンプ式電気給湯器の型式	
		燃料電池コージェネレーションシステムの型式	
	ガスエンジン給湯器の型式		
	エアコンディショナーの型式		
	太陽光発電設備の型式		
	安全対策工事	有 無	
	陸屋根防水基礎工事	有 無	
	積雪対策工事	有 無	
	塩害対策工事	有 無	
	幹線増強工事	有 無	

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

④多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
改修工事後					
⑤耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号		
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日		
上記と併せて行う第1号工事～第6号工事	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ① 居室 ② 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
	第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			

工事内容が重複する場合は、重複しないようにいずれかに振り分けて、該当部分に○を付けてください。

第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を実施していない場合のみ選択	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事			
		上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2 3 等級3	
		認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓		
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等		
			低炭素建築物新築等計画の認定主体		
			低炭素建築物新築等計画の認定番号	第	号
		低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日		
改修工事後の住宅の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事			
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域	
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2 3 等級3	

耐震リフォーム
バリアフリーリフォーム
省エネリフォーム
同居対応リフォーム
長期優良住宅化リフォーム
住宅ローン減税
贈与税の非課税措置
登録免許税の特例措置
不動産取得税の軽減措置

			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 2 2 断熱等性能等級 3 3 断熱等性能等級 4 以上
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称 登録番号 第 号
			住宅性能評価書の交付番号	第 号
			住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3
			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 3 2 断熱等性能等級 4 以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

(2) 実施した工事の内容

税制の適用要件を満たす工事であることが明確に分かるよう、施工内容を具体的かつ明瞭に記入してください。

1. バリアフリーリフォーム（高齢者等居住改修工事等）

- ①浴室の出入り口の幅を 60cmから 80cmに拡張
- ②またぎの高さが低い浴槽に交換
- ③浴室床面積を増加させた (2.75㎡→ 3.3㎡)
- ④バルブの水栓金具をレバーハンドルの水栓金具に交換
- ⑤浴室に 80cmの手すりを 2 箇所設置
- ⑥浴室の出入り口の段差解消
- ⑦洗面室の開き戸を引き戸に交換
- ⑧浴室の床材を滑りにくいものに取替え

2. 第3号工事

- LDK および洋室（収納を含む）の床・壁・天井の全面改修
 ・ LDK の間仕切りを撤去し一部屋にして、キッチンセットを交換
 ・ 和室 4.5 畳を洋室に改修し、押入れを収納に改修

(3) 実施した工事の費用の額等

高齢者等改修工事等についてリフォーム促進税制の適用を受ける場合は②、⑤～⑦、⑨～⑪、⑬～⑳に記入します。

① 住宅耐震改修		
ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額
		円
ウ	アからイを差し引いた額	円
エ	ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額	円
		円
② 高齢者等居住改修工事等		
ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	3,039,350円
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額
		35,000円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	3,004,350円
エ	ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額	2,000,000円
オ	ウからエを差し引いた額	1,004,350円

標準的な工事費用相当額は、P.050参照のこと。

高齢者等居住改修工事等の控除率10%の限度額は200万円です。

●前頁②のイ 高齢者等居住改修工事等の「補助金等の交付の有無」に○を記入してください。

「有」：高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し「国」又は「地方公共団体」から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれている場合。

*「有」の場合には「交付される補助金等の額」の欄に、額を記入します。

「無」：含まれていない場合。

③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
⑤	①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額	3,004,350円
⑥	①エ、②エ、③エ及び④エの合計額	2,000,000円
⑦	①オ、②オ、③オ及び④オの合計額	1,004,350円
⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)		
ア	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
キ	ウ及びカの合計額	円
ク	キと250万円(対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額	円
ケ	キからクを差し引いた額	円

⑨	②ウ、④ウ及び⑧キの合計額	3,004,350 円
⑩	②エ、④エ及び⑧クの合計額	2,000,000 円
⑪	②オ、④オ及び⑧ケの合計額	1,004,350 円
⑫ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）		
ア	当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
ク	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ケ	キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
コ	ウ、カ及びケの合計額	円
サ	コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額	円
シ	コからサを差し引いた額	円
⑬	②ウ、④ウ及び⑫コの合計額	3,004,350 円
⑭	②エ、④エ及び⑫サの合計額	2,000,000 円
⑮	②オ、④オ及び⑫シの合計額	1,004,350 円
⑯	⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額（10%控除分）	2,000,000 円
⑰	⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額	3,004,350 円
⑱	⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額	1,004,350 円
⑲ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事		
ア	①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額	4,000,000 円
イ	⑲の改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	30,000 円
ウ	アからイを差し引いた額	3,970,000 円
⑳	⑰の金額と⑱及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額	3,004,350 円
㉑	1,000万円から⑳を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）	8,000,000 円
㉒	㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）	3,004,350 円

対象必須工事超過金額のうち、対象必須工事合計額に関連する金額です。⑦、⑪又は⑮のうちいずれか多い額を記入します。

その他の増改築等工事

実際にかかった工事費用の額を記入します。

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

証明を行った方の情報を記入してください。
(以下の(1)~(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

建築士事務所に属する建築士が発行します。

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士		登録番号 △△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合			登録番号	
			登録を受けた地方整備局等名		

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号				

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号				

(用紙 日本産業規格 A4)

Ⅲ. 省エネルギーフォーム編

1. 概要

1-1. 省エネルギーフォームの減税制度

省エネルギーフォームを対象とした税の優遇措置 P.074

1-2. 対象となる省エネルギーフォームとは

- 1) 項目ごとの対象となる工事の種類 P.075
- 2) 対象となる工事と部位 P.076
- 3) 所得税断熱改修工事等の内容 P.078
- 4) 固定資産税熱損失防止改修工事等の内容 P.081
- 5) 窓の熱貫流率 P.082
- 6) エネルギー使用合理化設備 P.084
- 7) 太陽光発電設備設置工事 P.085
- 8) 減税制度の告示・通達 P.086

1-3. 減税額の計算

- 1) リフォーム促進税制の控除額 P.087
標準的な工事費用相当額 P.089
- 2) リフォーム促進税制の控除額計算例 P.090
- 3) 固定資産税の減額と計算例 P.092

1-4. 手続きの流れ

- 1) リフォーム促進税制の要件と手続き P.093
- 2) 固定資産税減額措置の要件と手続き P.095

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

証明書の種類と発行の流れ P.097

2-2. 証明書の発行

- 1) 増改築等工事証明書 リフォーム促進税制 記載例 P.099
- 2) 増改築等工事証明書 固定資産税(熱損失防止改修工事) 記載例 ... P.110

当資料の内容は令和4年度の減税制度に関するものです。

- ・所得税の控除：令和4年1月1日～令和5年12月31日に居住開始の場合
- ・固定資産税の減額：令和4年4月1日～令和6年3月31日に工事完了の場合

上記より前の場合は、当協議会ホームページにて該当する年の資料をご参照ください。

* リフォーム減税制度のページ下部のタブ「バックナンバー」からご覧いただけます。

<https://www.j-reform.com/zeisei/>



省エネルギーフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

① 所得税額の控除

省エネルギーフォームを対象とした所得税額の控除には「リフォーム促進税制」及び「住宅ローン減税 (P.179 参照)」があります。適用はいずれか1つとなります。

② 固定資産税の減額措置

省エネルギーフォーム後の家屋の固定資産税が減額されます。

③ 贈与税の非課税措置 (P.209 参照)

省エネルギーフォーム資金の贈与について非課税枠があります。

④ 登録免許税の特例措置 (P.227 参照)

個人が宅地建物取引業者により省エネルギーフォームを行なった住宅を取得した場合に登録免許税が軽減されます。

⑤ 不動産取得税の特例措置 (P.243 参照)

宅地建物取引業者に対し、省エネルギーフォームを対象とした不動産取得税が軽減されます。

工事や住宅などの要件や適用となる期間などは制度により異なります。

税制の概要	所得税額の控除措置※1	固定資産税の減額措置※1
	リフォーム促進税制 一般断熱改修工事等	熱損失防止改修工事
制度名	【省エネ特定改修工事特別控除制度】	【家屋の固定資産税】
減税期間	リフォーム後居住を開始した年分（1年）	翌年度（1年度分）
適用期間	改修後の居住開始日が 令和4年1月1日～令和5年12月31日	改修工事完了期間が 平成20年4月1日～令和6年3月31日
対象となる リフォーム	① 一定の省エネルギーフォーム 対象となる住宅、工事等の詳細は P.093 へ ② ①と併せて行う場合のその他の増改築等工事 対象となる工事は P.088 へ	一定の省エネルギーフォーム 対象となる 住宅、工事等の詳細は P.095 へ
控除又は 減額の上限度	62.5万円（又は67.5※2万円） 控除額の計算方法は P.087 へ	家屋の固定資産税額の1/3（120㎡相当分まで） 軽減額の計算方法は P.092 へ
省エネルギーフォーム 費用の要件	50万円超（税込）	60万円超（税込）
手続きの窓口	税務署（確定申告） 手続きの流れは P.093～094 へ	市区町村（工事完了後3ヶ月以内に申告が必要） 手続きの流れは P.095～096 へ

※1 各々の適用要件を満たす場合、「所得税の控除」と「固定資産税の減額」の併用は可能です。（併用についてはP.007へ）

※2 窓の改修工事と併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合

[対象となる工事の種類]

		対象となる改修工事の種類	備考
所得税額の控除	リフォーム促進税制	<p>①一般断熱改修工事等</p> <p>国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替えを『一般断熱改修工事等』といいます。[H21国土交通省告示第379号]</p> <p style="text-align: center;"><わしくは P.078 へ></p> <p>② ①と併せて行う場合のその他の増改築等工事</p> <p style="text-align: center;">対象となる工事は P.088 へ</p>	<p>①控除率10%の限度額(250万円、350万円*)までは10%の控除率、この限度額を超える部分の額は5%の控除率の適用を受けることができます。</p> <p>※省エネ改修工事と併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合</p> <p>②実際にかかった工事費用について5%の控除率の適用を受けることができます。</p> <p>*控除対象金額の上限等の詳細はP.088をご参照ください。</p>
	住宅ローン減税	<p>第6号工事*</p> <p>住宅ローン減税の適用を受けることができる第6号工事とは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替え又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替え、エネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕若しくは模様替え、又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕若しくは模様替えです。</p> <p>[H20国土交通省告示第513号]</p> <p style="text-align: center;"><わしくは P.079～080 へ></p>	
固定資産税の減額措置	<p>熱損失防止改修工事</p> <p>[H20国土交通省告示第515号及び第516号]</p> <p>固定資産税の減額措置の適用対象となる改修工事を『熱損失防止改修工事』といいます。</p> <p style="text-align: center;"><わしくは P.081 へ></p>		

※ 当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含みます。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

所得税の控除では、「窓の断熱改修」を行うことが必須となります。

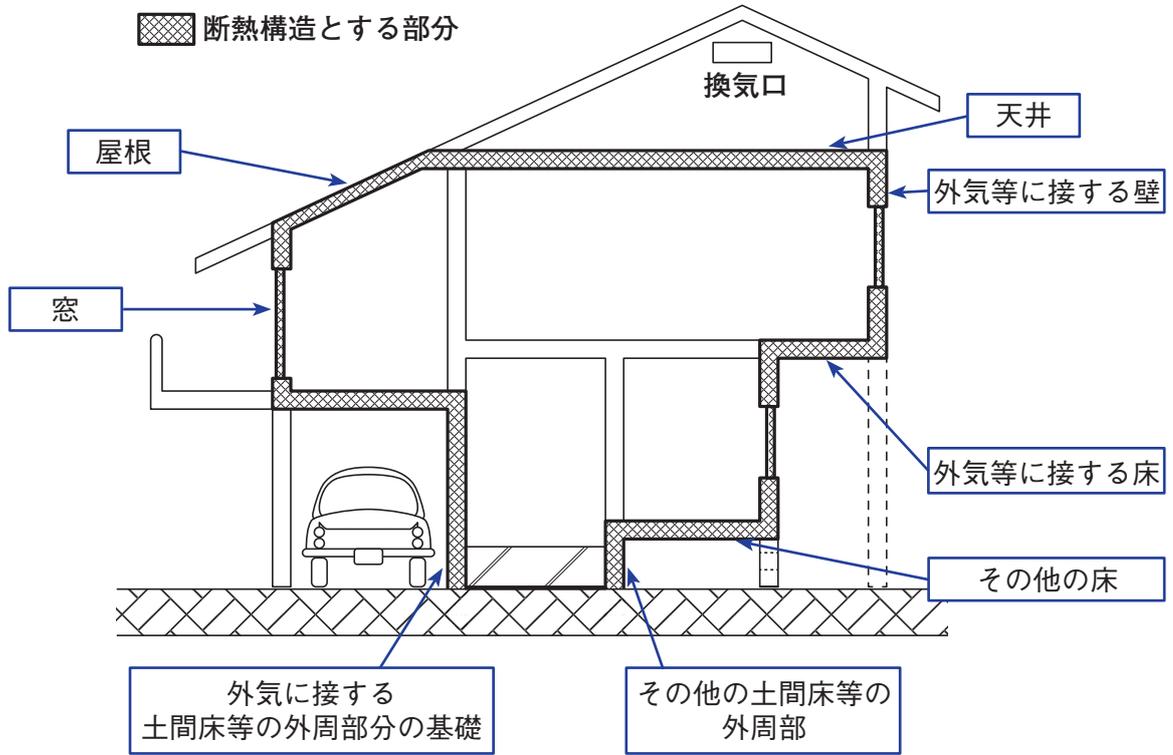
加えて、省エネ改修部位が、いずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合することが必要です。

[対象となる工事の部位] (次頁図参照)

税制の種類		所得税額の控除	固定資産税の減額措置
		リフォーム促進税制	
対象 工事	断熱改修工事の種類	一般断熱改修工事等	熱損失防止改修工事
	窓の断熱改修	◎※1	◎※1
	床等の断熱改修	○※1	○※1
	天井等の断熱改修	○※1	○※1
	壁の断熱改修	○※1	○※1
	太陽光発電設備 設置工事	○ くわしくは P.085 へ	○
	高効率空調機設置工事 高効率給湯器設置工事 太陽熱利用システムの 設置工事 (平成26年4月1日以後)	○ くわしくは P.084 へ	○
他の増改築等工事	○※2 くわしくは P.088 へ	—	
凡例:◎:必須工事 ○:選択工事(控除可能な工事) —:対象とならない工事 ※1 改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること。 ※2 省エネルギーフォームと併せて行う一定の増改築等工事が対象です。			
			くわしくは P.093・095 へ

[対象工事の部位]

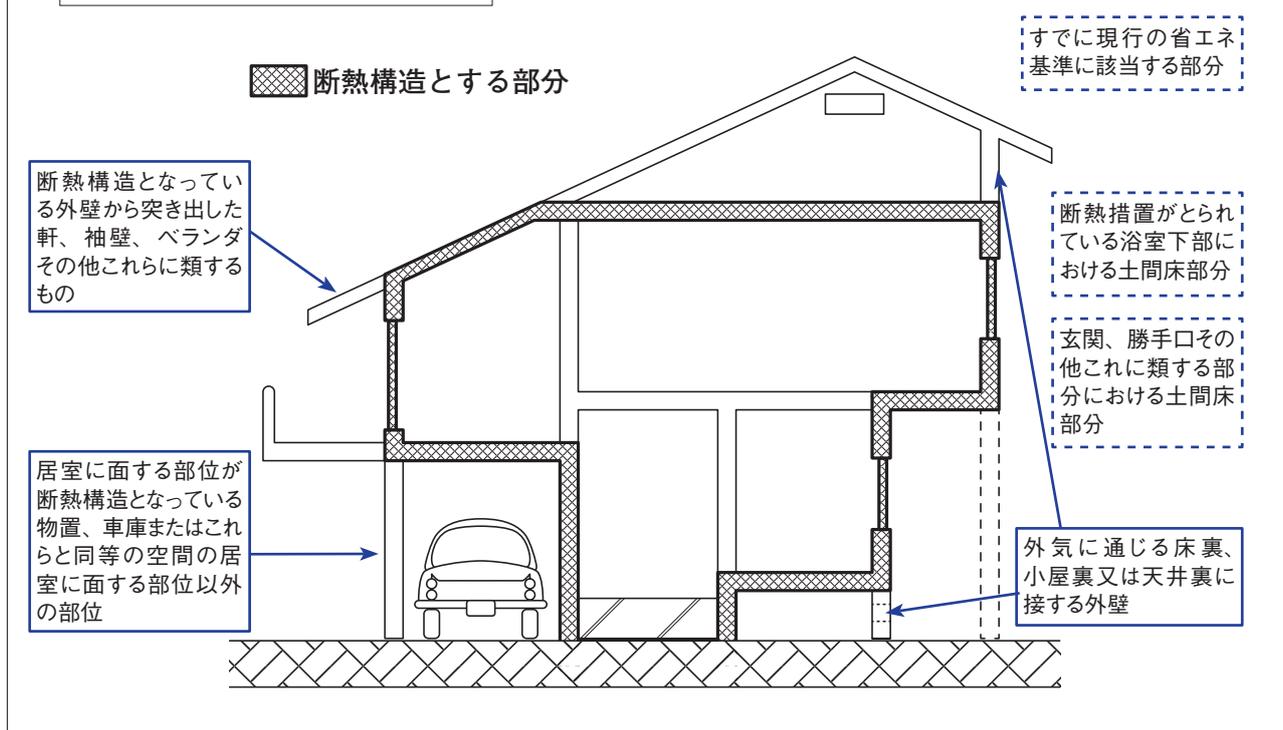
住宅の断熱の基本は居住空間を断熱材で包み込むことです。このため、外気に接している天井（又は屋根）、壁、床には断熱層を設け、開口部には断熱に配慮した建具を用います。



断熱改修の注意点

- ・発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないこと
- ・地域別に規定されている断熱材の熱抵抗基準及び必要厚さを満たす断熱材であること
- ・それぞれの断熱改修工事対象部分の全てについて行うこと

工事対象とならない部位 (参考)



耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

■一般断熱改修工事（リフォーム促進税制） 平成 21 年国土交通省告示第 379 号

窓の熱貫流率及び日射熱取得率は、地域区分に応じて次の基準値以下になるものが対象となります。

表 1

地域区分に関して告示編 平成28年国土交通省告示第265号 別表第10「地域の区分」へ

地域区分が 1 ～ 7 地域の場合

地域区分	熱貫流率				
	1 及び 2	3	4	5 及び 6	7
窓	2.33		3.49	4.65	

表 2

窓の仕様と熱貫流率 P.082 ～ 083 へ

地域区分が 8 地域の場合

住宅の種類	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が 0.68 以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
共同住宅等	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの

- ・「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド等。
- ・「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの 0.3 倍以上のものをいう。

■第6号工事（住宅ローン減税）告示513号第2項（適用期間：平成28年1月1日以後）

改修後に改修部位が新たに平成28年省エネルギー基準以上となる断熱改修工事を行い、改修後に住宅全体の断熱等性能等級が1段階相当以上上がる必要があります。組み合わせは以下の表1で確認下さい。

但し、平成29年4月以降に居住の用に供した場合に限り、住宅性能評価書又は増改築による長期優住宅の認定通知書により、改修後に一定の省エネ性能が確保される場合は、単に「居室の窓の断熱改修」を行うことが要件となり、以下の表（表1）の組み合わせの工事を行う必要はありません。（この場合、「居室の窓の断熱改修」は表2の窓①又は表3の基準値以下となることが求められます。）

表1

地域区分	リフォーム前の断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に著しく資する工事 又は相当程度資する工事
1及び2	等級3	窓②
	等級2	窓① + 天井 + 壁 + 床
	等級1	窓① + 天井 + 壁 + 床
3	等級3	窓② 又は 窓① + 天井 又は 窓① + 床
	等級2	窓② + 天井 又は 窓② + 床 又は 窓① + 天井 + 床
	等級1	窓① + 天井 + 壁 + 床
4	等級3	窓② 又は 窓① + 天井
	等級2	窓③ 又は 窓② + 天井 又は 窓② + 床 又は 窓① + 天井 + 床
	等級1	窓② + 天井 + 床
5及び6	等級3	窓③ 又は 窓② + 天井 又は 窓② + 床
	等級2	窓③ 又は 窓② + 天井 又は 窓② + 床
	等級1	窓③ + 天井 又は 窓② + 天井 + 床
7	等級3	窓③ + 天井 + 床 又は 窓② + 天井 + 壁 + 床
	等級2	窓③ + 天井 + 床 又は 窓① + 天井 + 壁 + 床
	等級1	窓② 又は 窓① + 天井 又は 窓① + 床
8	等級3	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事 + 壁
	等級2	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事 + 天井
	等級1	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事 + 天井

○該当する工事（P.080の表2参照）

窓①…全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事

窓②…全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事

窓③…全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事

○日本住宅性能表示基準における「断熱等性能等級」により相当する省エネ基準

等級1：昭和55年省エネルギー基準に満たないもの（竣工が昭和55年以前の住宅）

等級2：昭和55年省エネルギー基準（竣工が昭和55年～平成4年の住宅）

等級3：平成4年省エネルギー基準（竣工が平成4年以後の住宅）

等級4：平成28年省エネルギー基準（竣工が平成28年以降の住宅）

窓の熱貫流率及び日射熱取得率は地域区分に応じて基準値以下になるものが対象となります。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

表 2

地域区分に関して告示編
平成28年国土交通省告示第265号 別表第10「地域の区分」へ

地域区分が 1 ～ 7 地域の場合

地域区分	熱貫流率				
	1 及び 2	3	4	5 及び 6	7
窓 ①	2.33		3.49	4.65	
窓 ②	1.90		2.91	3.49	
窓 ③	—	—	2.33		

表 3

窓の仕様と熱貫流率は P.082 ～ 083 へ

地域区分が 8 地域の場合

住宅の種類	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が 0.68 以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
共同住宅等	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの

- ・「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド等。
- ・「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの 0.3 倍以上のものをいう。

■熱損失防止改修工事（固定資産税） 平成20年国土交通省告示第515号及び第516号

窓の熱貫流率及び日射熱取得率は、地域区分に応じて次の基準値以下になるものが対象となります。

表4

地域区分に関して告示編 平成28年国土交通省告示第265号 別表第10「地域の区分」へ

地域区分が1～7地域の場合

地域区分	熱貫流率				
	1及び2	3	4	5及び6	7
窓	2.33		3.49	4.65	

表5

窓の仕様と熱貫流率は P.082～083 へ

地域区分が8地域の場合

住宅の種類	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
共同住宅等	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの

- ・「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド等。
- ・「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。

(1) 一重窓の熱貫流率

大部分がガラスで構成されている窓等の開口部(建具の仕様とガラス性能から算出)

建具の仕様	ガラスの仕様		中空層の仕様		開口部の熱貫流率[W/(m ² K)]							
			ガスの封入 ^{※1}	中空層の厚さ	付属部材 無し	シャッター・ 雨戸付	和障子付	風除室あり				
樹脂製建具 又は木製建具	三層複層 ガラス	Low-Eガラス 2枚	されている	13mm以上	1.60	1.49	1.43	1.38				
				10mm以上13mm未満	1.70	1.58	1.51	1.46				
				7mm以上10mm未満	1.90	1.75	1.66	1.60				
				7mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77				
				13mm以上	1.70	1.58	1.51	1.46				
		されていない	9mm以上13mm未満	1.90	1.75	1.66	1.60					
			7mm以上9mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77					
			7mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89					
			10mm以上	1.90	1.75	1.66	1.60					
			10mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77					
	Low-Eガラス 1枚	されている	されている	13mm以上	1.90	1.75	1.66	1.60				
				9mm以上13mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77				
				7mm以上9mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89				
				7mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26				
				12mm以上	2.33	2.11	1.99	1.89				
	されていない	されている	されていない	12mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26				
				10mm以上	2.15	1.96	1.86	1.77				
				8mm以上10mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89				
				8mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26				
				14mm以上	2.15	1.96	1.86	1.77				
一般ガラス	されていない	されていない	11mm以上14mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89					
			11mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26					
			13mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26					
			13mm未満	3.49	3.04	2.82	2.59					
			単板ガラス	—	—	—	6.51	5.23	4.76	3.95		
樹脂(又は木) と金属の 複合材料製 建具	三層複層 ガラス	Low-Eガラス 2枚	されている	12mm以上	1.90	1.75	1.66	1.60				
				8mm以上12mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77				
				8mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89				
				16mm以上	1.90	1.75	1.66	1.60				
				10mm以上16mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77				
		されていない	8mm以上10mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89					
			8mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26					
			12mm以上	2.15	1.96	1.86	1.77					
			9mm以上12mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89					
			9mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26					
	Low-Eガラス 1枚	されている	されている	16mm以上	2.15	1.96	1.86	1.77				
				12mm以上16mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89				
				12mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26				
				7mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26				
				7mm未満	3.49	3.04	2.82	2.59				
	されていない	されている	されていない	7mm未満	3.49	3.04	2.82	2.59				
				14mm以上	2.33	2.11	1.99	1.89				
				14mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26				
				9mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26				
				9mm未満	3.49	3.04	2.82	2.59				
一般ガラス	されていない	されていない	11mm以上	3.49	3.04	2.82	2.59					
			11mm未満	4.07	3.49	3.21	2.90					
			単板ガラス	—	—	—	6.51	5.23	4.76	3.95		
			複層ガラス	Low-Eガラス	されている	10mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26		
						10mm未満	3.49	3.04	2.82	2.59		
14mm以上	2.91	2.59				2.41	2.26					
7mm以上14mm未満	3.49	3.04				2.82	2.59					
7mm未満	4.07	3.49				3.21	2.90					
されていない	されている	されていない		8mm以上	4.07	3.49	3.21	2.90				
				8mm未満	4.65	3.92	3.60	3.18				
				単板ガラス	—	—	—	6.51	5.23	4.76	3.95	
				その他 ・金属製建具 ・金属製熱遮 断構造建具等	複層ガラス	Low-Eガラス	されている	10mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26
								10mm未満	3.49	3.04	2.82	2.59
14mm以上	2.91	2.59	2.41					2.26				
7mm以上14mm未満	3.49	3.04	2.82					2.59				
7mm未満	4.07	3.49	3.21					2.90				
されていない	Low-Eガラス	されていない	8mm以上	4.07	3.49	3.21	2.90					
			8mm未満	4.65	3.92	3.60	3.18					
			単板ガラス	—	—	—	6.51	5.23	4.76	3.95		

表中の用語の定義については、国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2. エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 1. 概要と用語の定義」を参照
(<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>)

※1 「ガス」とは、アルゴンガス又は熱伝導率がこれと同等以下のものをいいます。

出典：一般社団法人日本サッシ協会「建具とガラスの組み合わせ」による開口部の熱貫流率表

(2) 二重窓の熱貫流率について

二重窓における熱貫流率は、国立研究開発法人 建築研究所ホームページ技術情報^{*}内に示された以下の式により求めます。

$$U_d \text{ [W/(m}^2 \cdot \text{K)]} = \frac{1}{\frac{1}{U_{d,ex}} + \frac{A_{ex}}{A_{in} U_{d,in}} - R_s + \Delta R_a} \quad (1)$$

U_d : 窓の熱貫流率 (W/m² K)

$U_{d,ex}$: 二重窓における外気側窓の熱貫流率 (W/m² K)

$U_{d,in}$: 二重窓における室内側窓の熱貫流率 (W/m² K)

A_{ex} : 二重窓における外気側窓の伝熱開口面積 (m²)

A_{in} : 二重窓における室内側窓の伝熱開口面積 (m²)

R_s : 二重窓における外気側と室内側の表面熱伝達抵抗の和 (m² K/W) : 0.17とします。

ΔR_a : 二重窓における二重窓中空層の熱抵抗 (m² K/W) : 0.173とします。

ここで、 A_{ex} と A_{in} は等しいとみなすことができます。

※ 平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報 (住宅)

2.1 算定方法 第三章 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5.2.4 窓又はドアの熱貫流率

【参考】(国立研究開発法人) 建築研究所 HP リンクはこちら <http://www.kenken.go.jp/>

下の表は、樹脂製 (または木製) 内窓を設置した場合に、上記の式を用いて算出した二重窓の熱貫流率を代表的な仕様ごとにまとめたものです。

二重窓の熱貫流率早見表 (代表的な構造を抜粋)

窓の仕様							熱貫流率 [W/m ² K]
建具の仕様	外気側			室内側 (樹脂製内窓又は木製内窓)			
	ガラス			ガラス			
	仕様	中空層		仕様	中空層		
		ガス*	厚み		ガス*	厚み	
金属製	複層ガラス	なし	8mm 以上	複層ガラス	なし	問わない	1.87
				単板ガラス	—	—	2.49
				内窓を取り付けない状態			4.07
		なし	問わない	複層ガラス	なし	問わない	1.99
				単板ガラス	—	—	2.70
				内窓を取り付けない状態			4.65
	単板ガラス	—	—	複層ガラス	なし	問わない	2.26
				単板ガラス	—	—	3.23
				内窓を取り付けない状態			6.51

※ アルゴンガス等の断熱ガス

【計算条件】 外気側の窓の熱貫流率および室内側の窓の熱貫流率はサッシ協会 HP 掲載の技術情報 20-0501 「建具とガラスの組み合わせ」による開口部の熱貫流率表 (住宅用窓の簡易的評価による) に示された値を用いています。

リフォーム促進税制の適用対象となるエネルギー使用合理化設備設置工事については、以下となります。

【告示】平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号

一般断熱改修工事等と併せて行う構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用合理化設備

●対象となる機器

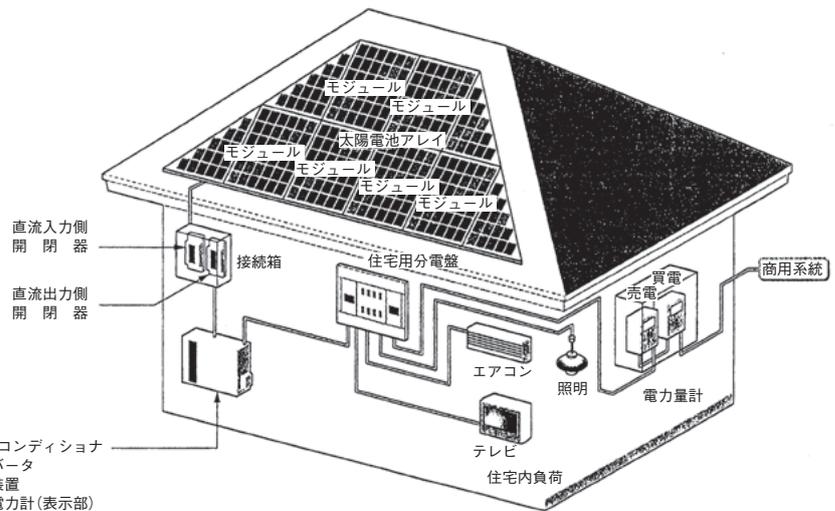
- ①太陽熱利用冷温熱装置 例)太陽集熱器(ソーラーシステム)、太陽熱温水器
以下の 1 又は 2 のいずれかに該当するもの。
1 冷暖房等及び給湯用のうち、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本産業規格(以下、「日本産業規格」という。)A4112 に適合するもの(蓄熱槽を有する場合には、日本産業規格 A4113 に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る)。
2 給湯用のうち、日本産業規格 A4111 に適合するもの。
- ②潜熱回収型給湯器 例)エコジョーズ、エコフィール、エコワン(②又は③のどちらかで計上)
ガス又は灯油の消費量が 70kw 以下のものであり、かつ、日本産業規格 S2109 又は S3031 に定める試験方法により測定した場合における熱効率が 90%以上のもの。
- ③ヒートポンプ式電気給湯器 例)エコキュート、エコワン(②又は③のどちらかで計上)
定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が 3.5 以上のもの。
- ④燃料電池コージェネレーションシステム 例)エネファーム
発電及び給湯用のうち、以下の 1 又は 2 のいずれかに該当するもの。
1 日本産業規格 C62282-3-201 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が 0.5kw 以上 1.5kw 以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が 50℃以上、発電効率が 35% 以上及び総合効率が 85%以上のもの。
2 日本産業規格 C62282-3-201 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が 0.5kw 以上 1.5kw 以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が 60℃以上、発電効率が 40%以上及び総合効率が 85%以上のもの。
- ⑤ガスエンジン給湯器 例)エコウィル *令和 5 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した場合は適用外になります。
ガスエンジンユニットが小出力発電設備であって、日本産業規格 B8122 に定める試験方法により測定した場合における総合効率が 85%以上のものであり、かつ、貯湯容量が 90 リットル以上の貯湯槽を有するもの。
- ⑥エアコンディショナー 例)高効率エアコン
エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和 54 年政令第 267 号)第 18 条第 2 号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格 C9901 に定める省エネルギー基準達成率が 114%以上のもの。

リフォーム促進税制の適用対象となる太陽光発電設備設置工事については、以下となります。

【告示】平成 21 年 経済産業省 告示第 68 号

一般断熱改修工事等と併せて行うその家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備

<p>●対象となる設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュール ・専用の架台 ・パワーコンディショナ (インバータ (制御装置、直交変換装置)、保護装置) ・直流側開閉器 ・交流側開閉器 ・接続箱 ・余剰電力販売用電力量計 <p>●対象となる特殊工事</p> <p>施工業者の判断により、下記①～⑤の特殊工事を施工することが必要と認められ、かつ施工写真等で当該特殊工事を施工したことが証明できるもの</p> <p>①安全対策工事 急勾配の屋根面又は3階以上の屋根面で行う太陽光発電工事のために設置された自立の足場を組み立てる工事 (可動式のローリングタワーや高所作業車は対象外)</p> <p>②陸屋根防水基礎工事 架台の基礎を設置するために、防水シート (又は防水層) を貫通した穴をあけ、その補修のために行う防水工事</p> <p>③積雪対策工事 積雪荷重に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台を補強する工事 (太陽電池モジュールのフレーム補強を含む)</p> <p>④塩害対策工事 設置する設備に対する塩害を防止するために必要となる防錆工事</p> <p>⑤幹線増強工事 単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW未満であるもの ・当該太陽電池モジュールの変換効率太陽電池モジュールの種類ごとに、それぞれ定める値以上であるもの ・当該太陽電池モジュールの性能及び安全性についての認証を一般財団法人電気安全環境研究所から受けているもの又は当該認証を受けた太陽電池モジュールと同等以上の性能及び安全性を有するもの ・当該太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が製造事業者によって出荷後10年以上の期間にわたって保証されているもの ・当該太陽電池モジュールの保守点検の業務を製造事業者又は販売事業者が実施する体制を整備しているもの
--	---



耐震リフォーム
バリアフリーリフォーム
省エネルギーフォーム
同居対応リフォーム
長期優良住宅化リフォーム
住宅ローン減税
贈与税の非課税措置
登録免許税の特例措置
不動産取得税の軽減措置

所得税額の控除と固定資産税の減額措置の対象となる工事に関する告示は以下の通りです。また各工事の内容の詳細については、それぞれの通達において定められています。詳しくは、別冊の告示編又は通達編でご確認ください。

	所得税額の控除	固定資産税の減額措置
告示	<ul style="list-style-type: none"> ●断熱改修工事 ・リフォーム促進税制 平成 21 年国土交通省告示第 379 号 ●太陽光発電設備設置工事 平成 21 年経済産業省告示第 68 号 ●エネルギー使用合理化設備設置工事 平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号 ●標準的な費用の額 平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 4 号 	<ul style="list-style-type: none"> ●断熱改修工事 平成 20 年国土交通省告示第 515 号
	●地域の区分 平成 28 年 国土交通省告示第 265 号 別表第 10	
通達	<ul style="list-style-type: none"> ●「増改築等工事証明書」について 平成 29 年 4 月 7 日付 (国住政第 6 号／国住生第 20 号／国住指第 28 号) <p>通達では「省エネ特定改修工事特別控除制度」がリフォーム促進税制に当たります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「増改築等工事証明書」について 平成 29 年 4 月 7 日付 (国住政第 5 号／国住生第 21 号／国住指第 29 号)

「リフォーム促進税制」はローンの利用の有無に関わらず適用可能な制度です。

リフォーム後居住を開始した年分の所得税額が一定額控除されます。

省エネルギーフォーム（一般断熱改修工事等）を完了し令和4年1月1日～令和5年12月31日までに居住を開始した場合、リフォーム促進税制の控除額は、一般断熱改修工事等の費用と、併せて行うその他の一定要件を満たす増改築等工事の費用で計算します。なお、控除率は工事の内容、要件等により異なります。

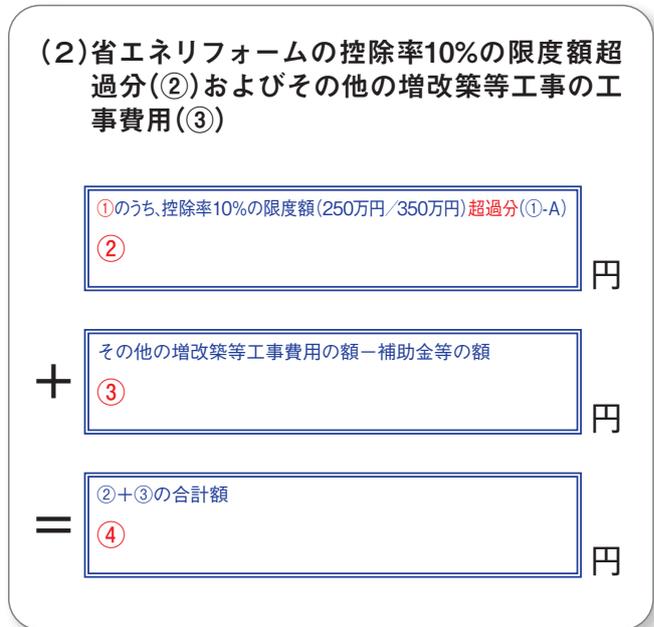
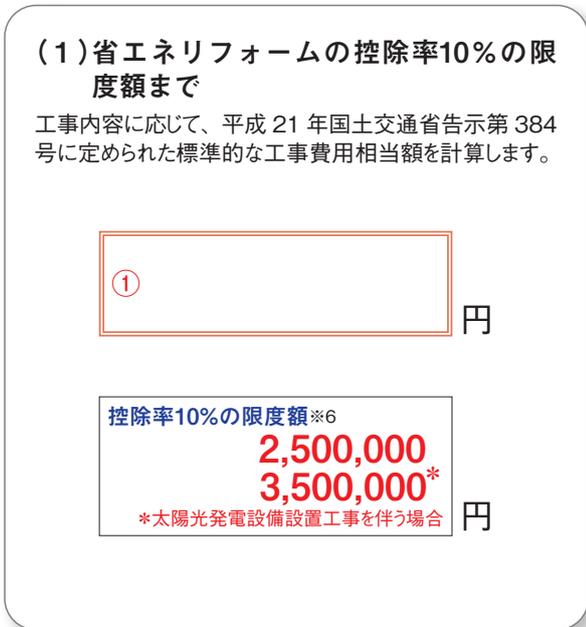
リフォーム促進税制の控除額は、下記の1と2の工事費用で計算します。

- 一般断熱改修工事等の標準的な工事費用相当額^{*1} (①)のうち、
 - 控除率10%の限度額（250万円、350万円^{*2}）までの額（A）……控除率10%
 - 控除率10%の限度額を超過した部分の額（②）……控除率5%^{*3}
- 一般断熱改修工事等と併せて行う増改築等工事^{*1}に実際にかかった工事費用の額^{*1} (③)……控除率5%^{*3}

*1 補助金等の交付を受けている場合は、当該費用の額から補助金等の額を除いた額になります。

*2 省エネ改修工事と併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合

*3 控除率5%の対象工事費用（②と③の合計額）の限度額は、①と同額までです。また、控除率5%の最大限度額は、Aと合わせて合計1,000万円です。



上記の額のいずれか少ない方の額

④の額の内、次のいずれか少ない方の額まで
 …①の額
 …(1,000万円-A)の額

$$A \text{ (円)} \times 10\% + B \text{ (円)} \times 5\% = \text{控除額}^{\ast 7} \text{ (円)}$$

*100円未満の端数は切り捨て

耐震リフォーム
 バリアフリーリフォーム
 省エネルギーフォーム
 同居対応リフォーム
 長期優良住宅化リフォーム
 住宅ローン減税
 贈与税の非課税措置
 登録免許税の特例措置
 不動産取得税の軽減措置

※ 1 標準的な工事費用相当額について

複数の工事を行う場合は、各工事の標準的な工事費用相当額の合計額となります。

※ 2 併用住宅や共同住宅等の共用部に行った工事について

当該工事を行った部分に居住用以外の用に供する部分がある併用住宅等である場合は、各工事ごとに算出した金額に、居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額となります。

※ 3 省エネ改修工事等において補助金等*の交付を受ける場合について

当該工事について補助金等の交付を受ける場合は、当該工事の標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した額となります。

*国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金、その他これらに準じるもの。

※ 4 性能向上リフォーム*と併せて行う場合に控除の対象になる「増改築等工事」とは

【租税特別措置法施行令第 26 条第 33 項】

1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え (大規模の修繕・模様替え：建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替え)
2号工事	マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴う者に限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)
3号工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替え
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事(バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外)
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 (住宅性能評価書又は長期優良住宅の認定通知書によって改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象)

当該改修工事が行われる構造又は設備となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含みます。
*性能向上リフォームとは、耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォームのことをさします。

※ 5 増改築等工事費用の額について

実際に当該工事に要した費用(税込)の額です。

※ 6 控除率 10% の限度額について

各性能向上リフォームごとに定められています。省エネ改修工事は 250 万円又は 350 万円*です。

耐震改修工事、バリアフリー改修工事、同居対応改修工事等を併せて行う場合

- ・耐震改修工事、バリアフリー改修工事、同居対応改修工事等を併せて行う場合には、省エネ改修工事と併せて所得税の控除(リフォーム促進税制)の適用を受けることができます。併用する場合の控除対象限度額は 950 万円(太陽光発電設備工事がある場合は 1050 万円)となります。

*省エネ改修工事と併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合

- ・長期優良住宅化リフォームを併せて行っている場合も同居対応改修工事のリフォーム促進税制を適用することができます。(詳細は V 長期優良住宅化リフォーム編のリフォーム促進税制 P.151 の※ 6 を参照下さい)

※ 7 実際の控除額について

- ・省エネ改修工事を行った場合のリフォーム促進税制の最大控除額は 62.5 万円ですが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は源泉徴収票等で確認することができます。
- ・家屋の持分が共有の場合、持分に応じた額となります。

リフォーム促進税制の控除額を算出する際は、平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号に定める一般断熱改修等の標準的な工事費用相当額を確認します。

省エネリフォームをした家屋を居住の用に供する日付により単位あたり金額等が異なります。

標準的な工事費用相当額 ^{※1} 【平成21年経済産業省・国土交通省告示 第4号】						
省エネ改修工事の内容		(1)単位あたり金額(税込) ^{※2}	(2)単位あたり金額(税込) ^{※3}	単位	割合	
窓の断熱性を高める工事 (ガラス交換については、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事を含む)	ガラスの交換 (1から8地域 ^{※4} まで)	6,300円	6,300円	家屋の床面積の合計 (㎡)	外気に接する窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。)のうち左欄の工事を行ったものの面積の合計を、外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合	
	内窓の新設又は交換 (1、2及び3地域)	11,300円	11,300円			
	内窓の新設 (4、5、6及び7地域)	8,100円	8,100円			
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3及び4地域)	19,000円	19,000円			
	サッシ及びガラスの交換 (5、6及び7地域)	15,000円	15,000円			
天井等の断熱性を高める工事(1から8地域まで)		2,700円	2,700円			
壁の断熱性を高める工事(1から8地域まで)		19,400円	19,400円			
床等の断熱性を高める工事(1、2及び3地域)		5,800円	5,800円			
床等の断熱性を高める工事(4、5、6及び7地域)		4,600円	4,600円			
太陽熱利用冷温熱装置(冷暖房等及び給湯の用に供するものうち、日本工業規格A4112に適合するもの)の設置工事		151,600円	151,600円	集熱器面積 (㎡)		
太陽熱利用冷温熱装置(給湯の用に供するものうち、日本工業規格A4111に適合するもの)の設置工事		365,400円	365,400円	件(台)	1	
潜熱回収型給湯器の設置工事		75,200円	49,700円			
ヒートポンプ式電気給湯器の設置工事		412,200円	412,200円			
燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事		1,057,200円	789,800円			
ガスエンジン給湯器の設置工事		458,300円	—(適用外)			
エアコンディショナーの設置工事		88,600円	88,600円			
太陽光発電設備の設置工事	太陽光発電設備の設置工事	425,500円	425,500円	太陽電池モジュールの出力数 (kW)		
	特殊工事 ^{※5}	安全対策工事	37,600円			37,600円
		陸屋根防水基礎工事	44,000円			55,500円
		積雪対策工事	27,800円			27,800円
		塩害対策工事	9,000円			9,000円
		幹線増強工事	106,800円	106,800円	件	

※1 「標準的な工事費用相当額」とは、上の表の省エネ改修工事項目に応じ、「単位あたり金額」に「単位」及び「割合」を乗じた額です。

※2 一般断熱改修工事をした家屋に、令和2年1月1日～令和4年12月31日に居住する場合。

※3 一般断熱改修工事をした家屋に、令和5年1月1日以後に居住する場合。

※4 地域区分については、平成28年国土交通省告示第265号別表10をご参照ください。

※5 工事の内容については、平成21年経済産業省告示第68号をご確認ください。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

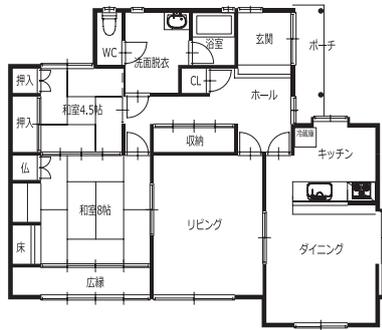
登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

次のリフォーム例で控除額を計算しましょう。

(1) リフォーム工事のうち、減税対象となる工事の内容を確認します。

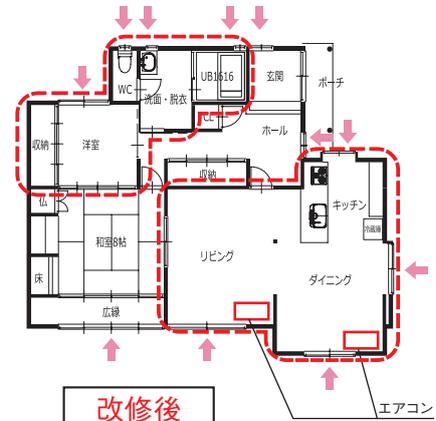
証明書記載例については
P.099 へ



改修前



- ・工事契約日:令和4年5月1日
- ・居住開始日:令和4年8月1日
- ・地域区分:6
- ・家屋床面積:約96㎡
- ・居住者:40代
- ・家屋の持分の共有:なし



改修後

← 窓の断熱改修

リフォーム工事の内容

1 省エネリフォーム(一般断熱改修工事等)

- ① 内窓設置工事(外気に接する全ての窓 計11カ所)
*一部の窓の断熱改修を行った場合の計算例は次ページをご参照ください。
- ② 太陽光発電設備設置工事(幹線増強工事を含む)
- ③ 高効率エアコン設置工事 2台
- ④ 高効率給湯器設備設置工事 1台

2 その他の増改築等工事

LDK、洋室(収納を含む)、浴室、洗面室およびトイレの床・壁・天井の全面改修(第3号工事)
(キッチンセット、洗面台、便器の交換を含む)

(2) リフォーム工事費用を計算します。

標準的な工事費用相当額の
詳細は P.089 へ

1 省エネリフォーム(一般断熱改修工事等)については、
標準的な工事費用相当額を計算します。

① 内窓設置工事(計11カ所)	8,100×96㎡＝	777,600円	}	計 2,526,100円 … a
② 太陽光発電設備設置工事	425,500×3kW＝	1,276,500円		
安全対策工事	37,600×3kW＝	112,800円		
幹線増強工事		106,800円		
③ 高効率エアコン設置工事	88,600×2台＝	177,200円	}	232,000円 … b
④ 潜熱回収型給湯器設置工事	75,200×1台＝	75,200円		
・国や地方公共団体から交付された補助金等				

2 その他の増改築等工事については、実際にかかった工事費用を計算します*。

- LDK、洋室(収納を含む)、浴室、洗面室およびトイレの床・壁・天井の全面改修(第3号工事)
(キッチンセット、洗面台、便器の交換を含む) 6,000,000円(税込) … c
- ・国や地方公共団体から交付された補助金等 60,000円 … d
- *見積書などからリフォーム工事全体のうち対象工事にかかった費用の額(税込)を確認します。

*工事の内容や費用についてはイメージ・概算です。

(3) 控除額を計算します。(下記の※1～※7については、P.088をご覧ください)

1	省エネルギーフォーム 標準的な工事費用相当額の合計額※1※2 a 2,526,100 円	—	交付される補助金等の額※3 b 232,000 円	=	50万円超であること ① 2,294,100 円
2	その他の増改築等工事※4費用の額※5 c 6,000,000 円	—	交付される補助金等の額 d 60,000 円	=	③ 5,940,000 円

(1) 省エネルギーフォームの控除率10%の限度額まで
工事内容に応じて、平成 21 年国土交通省告示第 384 号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します。

① **2,294,100** 円

控除率10%の限度額※6
3,500,000* 円

*当事例では太陽光発電設備設置工事を伴います。

(2) 省エネルギーフォームの控除率10%の限度額超過分(②)およびその他の増改築等工事の工事費用(③)

①のうち、控除率10%の限度額(250万円/350万円)超過分(①-A)
② **0** 円

その他の増改築等工事費用の額—補助金等の額
③ **5,940,000** 円

②+③の合計額
④ **5,940,000** 円

上記の額のいずれか少ない方の額

④の額の内、次のいずれか少ない方の額まで
…①の額
…(1,000万円-A)の額

A **2,294,100** 円 × 控除率 **10%** + B **2,294,100** 円 × 控除率 **5%** = 控除額※7 **344,100** 円

*100円未満の端数は切り捨て

***一部の窓の断熱改修工事を行った場合の計算例**

標準的な工事費用相当額を、「工事を行った窓の面積」を「外気に接する全ての窓の面積」で除した割合で按分します。

【例、当事例の窓の内、LDKと和室の窓、計6カ所に内窓を設置した場合】

a 工事を行った窓の面積:19.22㎡ b 外気に接する全ての窓の面積:25.62㎡

① 標準的な工事費用相当額を計算します。
8,100円×96㎡=777,600円

② ①の額に、a / b を乗じて計算します。
777,600円 × (19.22㎡ / 25.62㎡) = 583,200円 … 窓6カ所分の工事費用

本事例の場合は 344,100 円が控除されることとなりますが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。

- 耐震リフォーム
- バリアフリーリフォーム
- 省エネルギーフォーム
- 同居対応リフォーム
- 長期優良住宅化リフォーム
- 住宅ローン減税
- 贈与税の非課税措置
- 登録免許税の特例措置
- 不動産取得税の軽減措置

令和6年3月31日までに省エネリフォーム（熱損失防止改修工事）を完了した場合に、リフォーム完了年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額されます。課税標準額は家屋の床面積120㎡相当分を上限とします。

$$\text{家屋の課税標準額 (上限 120㎡)} \times \text{標準税率 } 1.4\% \times \text{軽減率 } 1/3 = \text{軽減額}$$

固定資産税軽減額の計算例

床面積が125㎡の家屋の課税標準額を300万円とした場合の計算例

対象となる家屋床面積の割合 : $120\text{㎡} \div 125\text{㎡} = 0.96$

120㎡相当分の課税標準額 : $3,000,000 \times 0.96 = 2,880,000$ 円

$$2,880,000 \text{ 円} \times 1.4\% \times 1/3 = 13,440 \text{ 円}$$

●税率について

固定資産税の税率については、一部の市町村において標準税率を超える税率で課税されています。

●固定資産税評価額の確認方法

家屋の場合は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額が固定資産税評価額となります。

また、各市区町村において固定資産税評価額を縦覧することもできます。

詳しくは、市区町村にご確認ください。

制度の種類等によって要件や手続きの流れが異なります。リフォーム促進税制の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

リフォーム促進税制 について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- 省エネルギーリフォームを行う方が所有し、居住する家屋
*居住用家屋を2以上所有する場合は、主として居住している家屋に限定
- 省エネルギーリフォーム後の家屋の床面積(登記簿表示)が50㎡以上であること
*店舗や事務所などを持つ併用住宅の場合は、建物全体の床面積で判断
*親子等2世帯住宅の場合は、他の人の共有部分を含めた建物全体の床面積で判断
*マンション等は区分所有床面積で判断
- 省エネルギーリフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が自己の居住用であること
(併用住宅の場合)

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 一般断熱改修工事等を行っていること
- 併せて適用を受ける増改築等工事は対象工事(第1号～第6号工事)であること
- 一般断熱改修工事等(太陽光発電設備設置工事を含む)の標準的な工事費用相当額から補助金等を引いた額が50万円超(税込)であること
*当該工事について、国又は地方公共団体から補助金又は給付金等の交付を受ける場合には、標準的な工事費用相当額の合計額から交付額を差し引いた金額で判定
- 一般断熱改修工事等の標準的な工事費用相当額のうち、自己の居住用部分の費用が1/2以上であること
(併用住宅の場合)

対象工事の詳細は
P.078 へ

その他の要件

以下の全てに該当すること

- その年の合計所得金額が3,000万円以下であること
- 一般断熱改修工事等であることについて、工事完了後に増改築等工事証明書などにより証明されること
- 省エネルギーリフォーム後の居住開始日が平成26年4月1日から令和5年12月31日の間であること
- 省エネルギーリフォーム完了の日から6ヶ月以内に居住していること

証明書については
P.099～109 へ

適用要件を確認する

他の税の優遇制度と併用する場合は、以上の要件を満たしていても当該制度の適用を受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 補助金等の額が明らかな書類（交付を受ける場合）
- 源泉徴収票（給与所得者の場合）

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し等

* その他証明書発行に必要な書類があります。

証明書発行に必要な書類
については P.097 へ

③建築士（建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る）等が用意するもの

- 増改築等工事証明書

* 発行者の建築士の免許証の写し又は免許証明書を添付

証明書の発行手続き
については P.097 へ

④マンション共用部分の省エネ改修工事の場合

区分所有者が負担した額に応じた確定申告が可能です。

全体の一般断熱改修工事等費用のうち、適用を受ける方（区分所有者）が負担した費用の額の根拠がわかる以下の書類等を確認します。

①修繕積立金から支出する場合

- ・その旨がわかる管理組合総会議事録
- ・管理規約等負担割合が明らかとなる書類

②区分所有者から一時金を徴収する場合

- ・その旨がわかる管理組合総会議事録
- ・工事費用負担割合記載の書類

税務署へ下記書類を揃えて確定申告をします。

- 確定申告書
- 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
* 家屋の持分を共有している方は、それぞれが所定の書類を提出して確定申告をします。
その場合、工事費は持分比率に応じて按分します。
- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 補助金等の額が明らかな書類（交付を受ける場合）
- 源泉徴収票（給与所得者の場合）
- 工事請負契約書の写し（省エネリフォームと併わせてその他の増改築等工事を行う場合）
- 増改築等工事証明書

※マイナンバー制度導入により、平成 28 年分以降の確定申告等の提出の際には、マイナンバー記載＋本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。

制度の種類等によって要件や手続きの流れが異なります。固定資産税の減額措置の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

固定資産税の減額措置 について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- 平成26年4月1日以前から所在する家屋(マンション等の区分所有家屋の場合は、その専有部分)
- 賃貸住宅でない家屋
- 省エネルギーフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が居住用であること(併用住宅の場合)
- 省エネルギーフォーム後の家屋の床面積(登記簿表示)が50㎡以上280㎡以下であること

適用要件を確認する

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 熱損失防止改修工事を行っていること
*熱損失防止改修工事は省エネルギーフォームの中で減税の対象となる工事を指します。
- 省エネルギーフォーム後の断熱改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること
- 熱損失防止改修工事費用が60万円超*(税込)であること
*①エネルギー使用合理化設備(P.084参照)、②太陽光発電設備の設置工事を行う場合は、③窓の断熱改修工事及び③と併せて行う④床・天井・壁の断熱改修工事の費用が50万円(税込)を超え、①～④の合計額が税込60万円を超えていること
*平成28年4月1日以降に契約して工事を行う場合で、当該工事について、国又は地方公共団体から補助金又は給付金等の交付を受ける場合には、工事費用から交付額を差し引いた金額で判定
- 令和6年3月31日までに工事を完了するものであること

対象工事の詳細は
P.081 へ

所得税額控除と異なり、所有者以外の者が工事費用を負担した場合であっても、当該住宅において要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合には、減額措置の適用となります。

他の要件

以下に該当すること

- 熱損失防止改修工事であることについて、工事完了後に増改築等工事証明書により証明されていること

証明書については
P.110～115 へ

詳しい適用要件については市区町村にご確認ください。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 補助金などの額が明らかな書類(交付を受ける場合)
- 固定資産税減額申告書(申告する市区町村にて取得)

②リフォーム会社が用意するもの

- 省エネ改修工事が行われたことが確認できる書類
例:省エネ改修工事の設計図書、省エネ改修工事前後の写真、領収書等

証明書発行に必要な書類
については P.097 へ

③建築士(建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る)等が用意するもの

- 増改築等工事証明書

証明書の発行手続き
については P.097 へ

必要書類は市区町村により異なる場合があるため、詳細については市区町村にご確認ください。

工事完了日から3ヶ月以内に当該家屋が所在する市区町村の窓口へ減額措置の申告をします。

- 固定資産税減額申告書
*固定資産税の筆頭者が提出のこと
- 増改築等工事証明書

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の申告書等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細については市区町村にご確認ください。

証明書の発行手続き

制度の適用を受ける際には、工事の内容を特定するため、それぞれ所定の証明書が必要となります。

証明書の発行者は、リフォームを行った方（消費者）から下記の書類等を受領して要件を満たすことを確認しますが、当該リフォームの設計及び工事監理を行った建築士が発行する場合は、設計や工事監理の過程で可能な限り確認しておきましょう。

※平成29年4月1日以降に工事が完了し、居住を開始した場合は以下の内容になります。

所得税額の控除	固定資産税の減額措置
増改築等工事証明書	
<p>所得税額控除の申告（確定申告）の際に必要となります。 昭和63年建設省告示第1274号において、その様式が定められています。 固定資産税の減額の申告の際にも必要となります。 平成20年国土交通省告示第516号において、その様式が定められています。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 増改築等工事証明書の詳細は 所得税P.099～109、固定資産税P.110～115の各記載例を参照 </div>	
証明書の発行者	<p>証明書を発行できる者は以下①～④のいずれかとなります。</p> <p>①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る <small>*リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、②～④の機関に発行を依頼する必要があります。（②～④は業務として行っているかどうかの事前確認が必要です）。</small></p> <p>②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人</p>
発行前に確認する書類等	<p><input type="checkbox"/> 増改築等を行った家屋の登記事項証明書等（固定資産税は「固定資産税の課税証明書」も可） <small>【所】 家屋の家屋番号及び所在地、居住者が所有者であること、家屋の床面積の要件を満たしていることを確認 【固】 家屋の家屋番号及び所在地、賃貸住宅でないこと、築年月日を確認</small></p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書又はその写し（左記書類がない場合は、領収書及び工事前後の写真で確認） <small>【所】【固】 改修年月日、改修事実を確認</small></p> <p><input type="checkbox"/> 工事費用内訳書、領収書等 <small>【所】 50万円超（税込）の断熱改修などであることや、控除対象工事費用の額を確認 【固】 60万円超（税込）の熱損失防止改修工事であることを確認</small></p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類、省エネ改修工事前後の写真等 <small>【所】【固】 適用対象となる工事を行っていること、現行の省エネ基準を満たす改修であることを確認</small></p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等 <small>【所】【固】 省エネルギーフォームで補助金等を受ける場合は、その交付額を確認</small></p>

所得税の控除と固定資産税の減額を対象とする証明書は同一のものとなります。ただし、両方を申請する場合は提出先が異なるため証明書が2通必要になります（複写での申請は不可）。詳しくは各記載例をご参照ください。

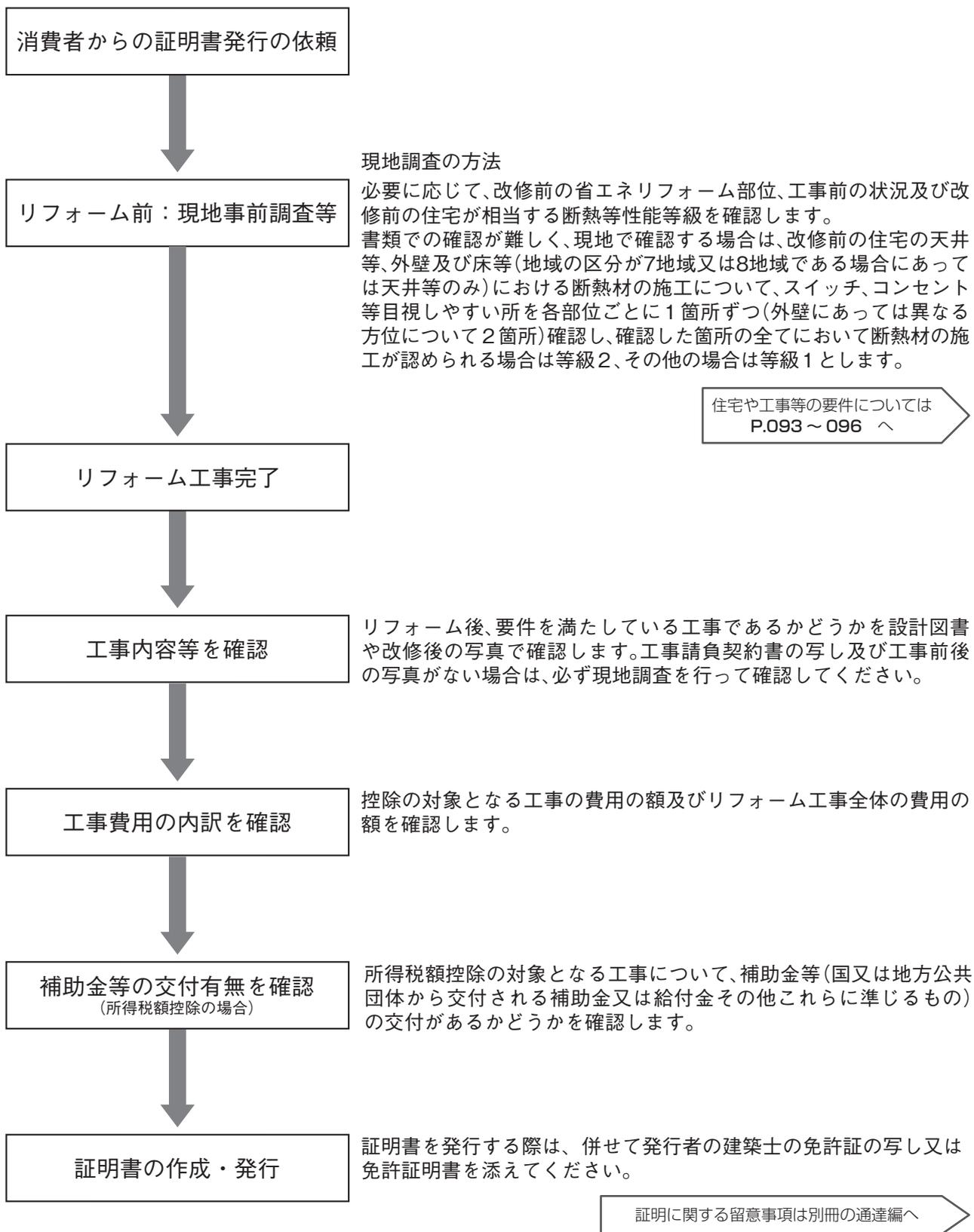
証明書の様式は、別冊の告示編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度 [検索](#)

国土交通省 各税制の概要 [検索](#)

建築士等は、制度の適用を受ける消費者からの依頼を受けたら、以下のような流れで証明書を発行します。



省エネ改修の増改築等工事を行った場合（令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合）

「増改築等工事証明書」(全22ページ)の発行にあたり、必要事項を記入します。リフォーム促進税制リフォーム例の記載例を参考に記入ください。

※証明書の様式は全部で22ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1ページ目

2ページ目

3ページ目

4ページ目

5ページ目

6ページ目

7ページ目

8ページ目

9ページ目

10ページ目

11ページ目

12ページ目

13ページ目

14ページ目

15ページ目

16ページ目

17ページ目

18ページ目

19ページ目

20ページ目

21ページ目

22ページ目

*様式の右上のページは記載例のページに対応する。
 * □ 提出書類 □ 記入不要
 *該当する箇所に記入の上そのページを提出する。
 *備考(P.23～P.42)は提出不要

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

**省エネ改修工事を行う場合（リフォーム促進税制）
（令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合）**

記載例

P.090 の計算例と
対応しています。

地域区分：6、床面積：約96㎡、

【工事内容、工事費用、補助金等】

1. 省エネリフォーム

(1) 工事内容

- ①窓の断熱改修(内窓設置) …全窓(11か所)
- ②太陽光発電設備設置工事(安全対策工事、幹線増強工事含む)
- ③高効率エアコン設置工事 …2台
- ④高効率給湯器設置工事 …1台

(2) 工事費用

標準的な工事費用相当額の合計額：2,526,100円

(3) 補助金等：232,000円

2. その他の増改築等工事

(1) 工事内容

LDK、洋室(収納を含む)、浴室、洗面室及びトイレの床・壁・天井の全面改修(第3号工事)
(キッチンセット・洗面台・便器の交換を含む)

(2) 工事費用

実際に対象工事にかかった費用の合計額：6,000,000円

(3) 補助金等：60,000円

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日

工事を行った住所の建物登記簿に
記載された家屋番号と所在地を記
入します。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別 ← 記入不要です。

マンション専有
部分

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準

省エネリフォームについてリフォーム促進税制の適用を受ける場合は「③一般断熱改修工事等」の欄に記入します。

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

①住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準		
②高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替		
③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 ① 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 ⑥ 6地域 7 7地域 8 8地域
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓	
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等	
		低炭素建築物新築等計画の認定主体	第 号
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	年 月 日
		太陽熱利用冷温熱装置の型式	
		潜熱回収型給湯器の型式	○○○○○○○
		ヒートポンプ式電気給湯器の型式	
		燃料電池コージェネレーションシステムの型式	
	ガスエンジン給湯器の型式		
	エアコンディショナーの型式	○○○○○○○	
	太陽光発電設備の型式	○○○○○○○	
	安全対策工事	① 有 無	
	陸屋根防水基礎工事	有 無	
	積雪対策工事	有 無	
	塩害対策工事	有 無	
	幹線増強工事	① 有 無	

④多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
改修工事後					
⑤耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号		
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日		
上記と併せて行う第1号工事～第6号工事	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ① 居室 ② 調理室 ③ 浴室 ④ 便所 ⑤ 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
	第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			

工事内容が重複する場合は、重複しないようにいずれかに振り分けて、該当部分に○を付けてください。

第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を実施していない場合のみ選択	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替</p> <p>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事</p> <p>上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 4 4地域 7 7地域</td> <td>2 2地域 5 5地域 8 8地域</td> <td>3 3地域 6 6地域</td> </tr> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2</td> <td>3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3
	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域						
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3							
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	<p>次に該当する修繕又は模様替</p> <p>1 窓</p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>2 天井等 3 壁 4 床等</p> <table border="1"> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	低炭素建築物新築等計画の認定主体		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日		
低炭素建築物新築等計画の認定主体										
低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号									
低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日									
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	<p>住宅性能評価書により証明される場合</p> <p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替</p> <p>1 窓の断熱性を高める工事</p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域</td> <td>2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域</td> </tr> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2 3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2 3 等級3		
地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域								
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2 3 等級3								

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 2 2 断熱等性能等級 3 3 断熱等性能等級 4 以上
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称 登録番号
			住宅性能評価書の交付番号	第 号
			住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3
			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 3 2 断熱等性能等級 4 以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

税制の適用要件を満たす工事であることが明確に分かるよう、
施工内容を具体的かつ明瞭に記載してください。

(2) 実施した工事の内容

1. 省エネルギーフォーム（一般断熱改修工事等）

- ①外気に接する窓に内窓を設置（外気に接する窓 計 11 カ所）
- ②太陽光発電設備 3KW を設置（安全対策、幹線増強工事を含む）
- ③高効率エアコンを設置 2 台
- ④潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）を設置 1 台

2. 第3号工事

- ・LDK、洋室（収納を含む）、浴室、洗面室、トイレの
床・壁・天井の全面改修
- ・キッチンセット・洗面台・便器の交換

一般断熱改修工事等についてリフォーム促進税制の適用を
受ける場合は③、⑤～⑦、⑩～⑫に記入します。

(3) 実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修	
ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額	円
エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額	円
オ ウからエを差し引いた額	円
② 高齢者等居住改修工事等	
ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）	円
エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額	円
オ ウからエを差し引いた額	円

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

標準的な工事費用相当額は、P.089を参照のこと。

③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	2,526,100円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	232,000円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	2,294,100円
エ	ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額	2,294,100円
オ	ウからエを差し引いた額	0円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	
	「有」の場合	
ウ	アからイを差し引いた額	
エ	ウと250万円	
オ	ウからエを差し引いた額	円
⑤	①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額	2,294,100円
⑥	①エ、②エ、③エ及び④エの合計額	2,294,100円
⑦	①オ、②オ、③オ及び④オの合計額	0円
⑧ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）		
ア	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	ウ及びカの合計額	円
ク	キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額	円
ケ	キからクを差し引いた額	円

一般断熱改修工事等の控除率10%の限度額は250万円です。併せて、太陽光発電設備設置工事を行う場合は350万円です。

●上記③のイ 一般断熱改修工事等の「補助金等の交付の有無」に○を記入してください。

「有」：一般断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し「国」又は「地方公共団体」から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれている場合。

*「有」の場合には「交付される補助金等の額」の欄に、額を記入します。

「無」：含まれていない場合。

⑨	②ウ、④ウ及び⑧キの合計額	円
⑩	②エ、④エ及び⑧クの合計額	円
⑪	②オ、④オ及び⑧ケの合計額	円
⑫	耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）	
ア	当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
ク	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ケ	キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
コ	ウ、カ及びケの合計額	円
サ	コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額	円
シ	コからサを差し引いた額	円
⑬	②ウ、④ウ及び⑫コの合計額	円
⑭	②エ、④エ及び⑫サの合計額	円
⑮	②オ、④オ及び⑫シの合計額	円
⑯	⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額（10%控除分）	2,294,100円
⑰	⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額	2,294,100円
⑱	⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額	0円
⑲	①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事	
ア	①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額	6,000,000円
イ	⑲の改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	60,000円
ウ	アからイを差し引いた額	5,940,000円
⑳	⑰の金額と⑱及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額	2,294,100円
㉑	1,000万円から⑳を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）	7,705,900円
㉒	㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）	2,294,100円

対象必須工事超過金額のうち、対象必須工事合計額に関連する金額です。⑦、⑪又は⑮のうちいずれか多い額を記入します。

その他の増改築等工事

実際にかかった工事費用を記入します。

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

証明を行った方の情報を記入してください。
(以下の(1)~(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

建築士事務所に属する建築士が発行します。

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	△△-□□□	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)
	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号			
登録を受けた地方整備局等名					

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				

(用紙 日本産業規格 A4)

熱損失防止改修の増改築等工事を行った場合(令和4年4月1日以降に工事完了後居住した場合)

「増改築等工事証明書」(全22ページ)の発行にあたり、必要事項を記入します。記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で22ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1ページ目

2ページ目

3ページ目

4ページ目

5ページ目

6ページ目

7ページ目

8ページ目

9ページ目

10ページ目

11ページ目

12ページ目

13ページ目

14ページ目

15ページ目

16ページ目

17ページ目

18ページ目

19ページ目

20ページ目

21ページ目

22ページ目

- *様式の右上のページは記載例のページに対応する。
- * □ 提出書類 □ 記入不要
- *該当する箇所記入の上そのページを提出する。
- *備考(P.23～P.42)は提出不要

熱損失防止改修工事を行う場合（固定資産税の減額）
 （令和4年4月1日以降に工事完了後居住した場合）

別表第二

持分共有の場合は、共有者全員の氏名を記入します。

増改築等工事証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日

工事を行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記入します。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種類別 <記入不要です。>

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替														
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替														
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下														
第4号工事 （耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準														
第5号工事 （バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替														
第6号工事 （省エネ改修工事）	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> <td>4 4地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2</td> <td>3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3
地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域											
	5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域											
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3												

マンション専有部分

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

II. 固定資産税の減額

1-1. 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	1 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	-------------------------------------

1-2. 地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 1 増築 2 改築 3 修繕 4 模様替	
	工事の内容	
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

2. 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事		
		上記と併せて行った改修工事	1 天井等の断熱性を高める改修工事		
			2 壁の断熱性を高める改修工事		
	断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事	③ 床等の断熱性を高める改修工事			
		4 太陽熱利用冷温熱装置	型式：		
		5 潜熱回収型給湯器	型式：		
		6 ヒートポンプ式電気給湯器	型式：		
		7 燃料電池コージェネレーションシステム	型式：		
		8 エアコンディショナー	型式：		
	9 太陽光発電設備	型式：			
工事の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内窓設置工事（リビング、ダイニング 計3カ所） ・ 床の断熱改修工事（外気に接する部分） 				

熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）		3,000,000 円
上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額		1,000,000
ア	断熱改修工事に係る費用の額	1,000,000 円
イ	断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無
	「有」の場合 ウ 交付される補助金等の額	114,000 円
①	アからウを差し引いた額	886,000 円
エ	断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の 取替え又は取付けに係る工事の費用の額	円
オ	エの工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 カ 交付される補助金等の額	円
②	エからカを差し引いた金額	円
工事費用の確認（下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること）		
③	①の金額が60万円を超える	<input checked="" type="checkbox"/> 左記に該当する
	上記③に該当しない場合	
④	①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円 を超える	<input type="checkbox"/> 左記に該当する
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合		
	長期優良住宅建築等計画の認定主体	
	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

証明を行った方の情報を記入してください。
(以下の(1)~(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

建築士事務所に属する建築士が発行します。

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	△△-□□□	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)
	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号			
登録を受けた地方整備局等名					

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び 登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建築士 の場合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
合格通知番号又は合格証 書番号				

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保 険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建築士 の場合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
合格通知番号又は合格証 書番号				

(用紙 日本産業規格 A4)



Ⅳ .

同居対応リフォーム編

1. 概要

1-1. 同居対応リフォームの減税制度

同居対応リフォームを対象とした税の優遇措置 P.118

1-2. 対象となる同居対応リフォームとは

1) 同居対応改修工事の内容 P.119

2) 減税制度の告示・通達 P.123

1-3. 減税額の計算

1) リフォーム促進税制の控除額 P.124

標準的な工事費用相当額 P.126

2) リフォーム促進税制の控除額計算例 P.127

1-4. 手続きの流れ

リフォーム促進税制の要件と手続き P.129

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

証明書の種類と発行の流れ P.131

2-2. 証明書の発行

増改築等工事証明書 リフォーム促進税制 記載例 P.133

当資料の内容は令和4年度の減税制度に関するものです。

・所得税の控除：令和4年1月1日～令和5年12月31日に居住開始の場合

上記より前の場合は、当協議会ホームページにて該当する年の資料をご参照ください。

* リフォーム減税制度のページ下部のタブ「バックナンバー」からご覧いただけます。

<https://www.j-reform.com/zeisei/>



同居対応リフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

所得税額の控除

同居対応リフォームを対象とした所得税額の控除には「リフォーム促進税制」及び「住宅ローン減税(P.179 参照)※」があります。適用はいずれか1つになります。

※ 対象工事の1号工事～3号工事のいずれかに該当する場合。

工事や住宅などの要件や適用となる期間などは制度により異なります。

制度の概要	所得税額の控除措置※
	リフォーム促進税制
制度名	【同居特定改修工事特別控除制度】
減税期間	リフォーム後居住を開始した年分(1年)
適用期間	改修後の居住開始日が 令和4年1月1日～令和5年12月31日
対象となる リフォーム	① 一定の同居対応リフォーム 対象となる、住宅、工事等の詳細は P.129 へ ② ①と併せて行うその他の増改築等工事 対象となる工事は P.125 へ
控除又は 減額の上限度	62.5万円 控除額の計算方法は P.124 へ
同居対応リフォーム 費用の要件	50万円超(税込)
手続きの窓口	税務署(確定申告) 手続きの流れは P.129～130 へ

※所得税減税制度の併用については P.007 へ。

1) 同居対応改修工事の内容

所得税額の控除の対象となる同居対応リフォームは、告示や通達に定められた以下の①から④の工事（以下「同居対応改修工事等」という）となります。

改修工事後、その者の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうち、いずれか2以上の室がそれぞれ複数ある場合に限りです。

- ①調理室を増設する工事（ミニキッチン^{*}でも可です。ただし、改修後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限る）
- ②浴室を増設する工事（浴槽がないシャワー専用の浴室でも可です。ただし、改修後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る）
- ③便所を増設する工事
- ④玄関を増設する工事

※ ミニキッチンとは、台所流し、コンロ台、その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニット（間口おおむね 1,500mm 以下のもの）をいいます。

増設工事における内容には、本体工事と一体工事があります。本体工事には、同居に必要な器具設置工事と、この工事に付帯して行われる付帯工事の2つがあります。また、本体工事と一体となってその効用を果たす設備の取替えまたは取付けに係る改修工事が一体工事です。

①調理室を増設する工事

増設に係る調理室が、食事室兼調理室や居間兼食事室兼調理室となる場合は、照明設備工事、内装・下地工事及びその他工事に要する費用は、食事室兼調理室や居間兼食事室兼調理室の面積に占める調理室の面積により按分します。

【本体工事】		【一体工事】
【器具設置工事】 台所流し ^{※1} 、ガスコンロ ^{※2} もしくは、IHクッキングヒーター ^{※3} 又は、こんろ台 ^{※4} の設置工事。ミニキッチン ^{※5} の設置工事。	【付帯工事】 増設するための給排水設備工事、ガス・電気工事、換気設備工事、照明設備工事、内装・下地工事、給湯器設置・取替工事、その他工事。	増設に併せて行う食器収納庫又は食料品貯蔵庫の設置工事 ^{※6} 、作りつけ食器棚の設置工事、ビルトイン食器洗浄機の設置工事。
	【該当しない工事】 躯体工事、建具などの除却工事。	

※ 1 給排水設備に接続されているものに限る。

※ 2 ガス栓に接続されているものに限る。

※ 3 電気設備に接続されているものに限る。

※ 4 こんろ台付近にガスコンロ用のガス栓又は、IHクッキングヒーター用の電気コンセントが設置されているものに限る。

※ 5 ミニキッチンに有する調理室を増設する工事については、改修後の家屋の自己居住用部分に、ミニキッチンに有する調理室以外の調理室がある場合に限る。

※ 6 増設する調理室又は、これに隣接して設置されるものに限る。

②浴室を増設する工事

【本体工事】		【一体工事】 増設に併せて行う脱衣所の設置工事。
【器具設置工事】 給排水設備および給湯設備※ ¹ に接続されている浴槽又はシャワー設備の設置工事。※ ²	【付帯工事】 給排水設備工事、ガス・電気工事、換気設備工事※ ³ 、照明設備工事、内装・下地工事、給湯器設置・取替工事、浴室内の手洗い・タオル掛け・手すり等の設置工事、その他工事。 【該当しない工事】 ジャグジーやミストサウナ、浴室内ビデオ・オーディオなどの設置工事。 躯体工事、建具などの除却工事。	

※¹ 既存の給湯器を含む。

※² シャワー専用の浴室を増設する工事は、改修後の自己居住用部分に浴槽のある浴室がある場合のみ対象となる。

※³ 浴室乾燥設備及び浴室空調設備を含む。

③便所を増設する工事

【本体工事】		【一体工事】
【器具設置工事】 便器設置工事※。	【付帯工事】 給排水設備工事、電気工事、換気設備工事、照明設備工事、内装・下地工事、便所内の手洗い・トイレトーパーホルダー・タオル掛け・手すり・収納等の設置工事、その他工事。 【該当しない工事】 小便器のみの設置工事。	
【該当しない工事】 小便器のみの設置工事。	【該当しない工事】 躯体工事、建具などの除却工事。	【該当しない工事】 便所外の手洗い設置工事。

※ 洗浄便座や暖房便座の機能を持った便器設置工事も含む。

④玄関を増設する工事

【本体工事】		【一体工事】 郵便受けの設置工事。
【器具設置工事】 玄関のドア及び土間の設置工事。	【付帯工事】 木工事、ガラス工事、開口部の躯体工事、電気工事、照明設備工事※、内装・下地工事、上層階玄関などへの外階段設置工事、下駄箱・インターホン・手すり等の設置工事、その他工事。 【該当しない工事】 調理室などに附属する勝手口の設置工事、外から鍵のかからない出入り口の設置工事。	
【該当しない工事】 調理室などに附属する勝手口の設置工事、外から鍵のかからない出入り口の設置工事。	【該当しない工事】 開口部以外の躯体工事、建具などの除却工事。	

※ 天井灯やフットライトなどを含む。

同居対応改修工事の事例

リフォーム促進税制の対象は、工事後に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2以上の室がそれぞれ複数になる場合に限ります。また、同居対応改修工事をした家屋は、本人が自ら居住する部分とともに、同居する他の世帯が主として使用する部分（本人自らも行き来で使用できる）も含んだ「自己居住用部分」で充たす必要があります。

一方、壁などで家屋内が仕切られており、本人が家屋内で行き来できない部分は自己居住用部分には含まれません。「離れ」や「隣居」については、調理室・浴室・便所を有し、機能的に既存住宅と独立している場合、控除の対象とはなりません。ただし、壁や屋根のある渡り廊下でつながっており、構造上・外観上一体であると判断されれば控除の対象となります。

控除対象事例1（調理室と便所を増設）→ ○

工事前		→	工事後	
	箇所数			箇所数
調理室	1		2	
浴室	1		1	
便所	1		2	
玄関	1		1	

調理室、便所を増設工事であり、工事後各々2箇所あるため

控除対象事例2（調理室を増設）→ ○

工事前		→	工事後	
	箇所数			箇所数
調理室	1		2	
浴室	1		1	
便所	2		2	
玄関	1		1	

調理室を増設工事であり、工事後、調理室・便所が各々2箇所あるため

控除対象外事例3（調理室と便所の改修）→ ✕

工事前		→	工事後	
	箇所数			箇所数
調理室	2		2 (改修)	
浴室	1		1	
便所	2		2 (改修)	
玄関	1		1	

調理室、便所の改修工事であるため
 ※ただし、便所を改修する工事が高齢者等居住改修工事等に該当する場合は、バリアフリーリフォームの税の優遇措置の対象となります。

家屋内に自己居住用以外の店舗や事務所がある場合の同居対応改修工事例

家屋に店舗や事務所などの自己居住用以外の部分がある場合は、その部分において、調理室、浴室、便所又は玄関は2以上の室として数には含まれません。自己居住以外の部分の改修工事は、工事費の割合に応じて按分し、控除の対象から除外されます。

事例4（店舗部分に調理室と便所を増設）→ ✕

工事前			工事後		
	自己居住	店舗		自己居住	店舗
	箇所数	箇所数		箇所数	箇所数
調理室	1	0	→	1	1
浴室	1	0		1	0
便所	1	0		1	1
玄関	1	0		1	0

自己居住部分で2室複数の要件（調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2以上の室がそれぞれ複数箇所にある要件）を満たさないため、控除の対象となりません。

事例5（自己居住部分に調理室、店舗部分に便所を増設）→ ✕

工事前			工事後		
	自己居住	店舗		自己居住	店舗
	箇所数	箇所数		箇所数	箇所数
調理室	1	0	→	2	0
浴室	1	0		1	0
便所	1	0		1	1
玄関	1	0		1	0

自己居住部分で2室複数の要件（調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2以上の室がそれぞれ複数箇所にある要件）を満たさないため、控除の対象となりません。

事例6（自己居住部分に浴室、店舗部分に便所を増設）→ 条件付き ○

工事前			工事後		
	自己居住	店舗		自己居住	店舗
	箇所数	箇所数		箇所数	箇所数
調理室	2	0	→	2	0
浴室	1	0		2	0
便所	1	0		1	1
玄関	1	0		1	0

自己居住部分の浴室に係る費用が工事全体の1/2以上である場合は、控除の対象となりますが、工事費の割合に応じた控除額の按分によって、店舗部分の便所増設工事は控除額から省かれます。

その他の増設に係る取り扱い方

既存の調理室を別の場所に移して改修し、さらに別の調理室を同時に増設する場合は、既存の調理室と同一階にある調理室を改修されたものとして取り扱い、既存の調理室と別の階にある調理室を増設されたものとして取り扱います。また、改修工事後にいずれの調理室も同一の階にある場合は、工事費の安い方を増設されたものとして取り扱います。浴室、便所および玄関も同じように取り扱います。

浴室と便所が一体となったものを増設する際の、2室複数要件を判断する場合は、浴室及び便所がそれぞれ増設されるもの（浴室1増・便所1増）として取り扱います。

対象となる同居対応改修工事等に関する告示は以下の通りです。また、工事の詳細については、通達において記載されています。詳しくは、別冊の告示編または通達編でご確認ください。

所得税額の控除	
告示	<ul style="list-style-type: none"> ●対象工事 平成 28 年 国土交通省告示 第 585 号
通達	<ul style="list-style-type: none"> ●「増改築等工事証明書」について 平成 29 年 4 月 7 日付 (国住政第 6 号／国住生第 20 号／国住指第 28 号) <p>通達では、「同居特定改修工事特別控除制度」がリフォーム促進税制に当たります。</p>

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

1) リフォーム促進税制の控除額

「リフォーム促進税制」はローンの利用の有無に関わらず適用可能な制度です。

リフォーム後居住を開始した年分の所得税額が一定額控除されます。

同居対応リフォーム（多世帯同居改修工事等）を完了し令和4年1月1日～令和5年12月31日までに居住を開始した場合、リフォーム促進税制の控除額は、多世帯同居対応改修工事等の費用と、併せて行うその他の一定要件を満たす増改築等工事の費用で計算します。なお、控除率は工事の内容、要件等により異なります。

リフォーム促進税制の控除額は、下記の1と2の工事費用で計算します。

1. 多世帯同居対応改修工事等の標準的な工事費用相当額^{*1} (①)のうち、
 - ・控除率10%の限度額（250万円）までの額（A）……控除率10%
 - ・控除率10%の限度額を超過した部分の額（②）……控除率5%^{*2}
2. 多世帯同居対応改修工事等と併せて行う増改築等工事に実際にかかった工事費用の額^{*1} (③)……控除率5%^{*2}

*1 補助金等の交付を受けている場合は、当該費用の額から補助金等の額を除いた額になります。

*2 控除率5%の対象工事費用（②と③の合計額）の限度額は、①と同額までです。また、控除率5%の最大限度額は、Aと合わせて合計1,000万円です。

1.	同居対応リフォーム 標準的な工事費用相当額の合計額 ^{*1} ②	円	-	交付される補助金等の額 ^{*3}	円	=	50万円超であること ①	円
2.	その他の増改築等工事 ^{*4} 費用の額 ^{*5}	円	-	交付される補助金等の額	円	=	③	円

(1) 同居対応リフォームの控除率10%の限度額まで

工事内容に応じて、平成21年国土交通省告示第384号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します。

①

円

控除率10%の限度額^{*6}

2,500,000

円

(2) 同居対応リフォームの控除率10%の限度額超過分(②) およびその他の増改築等工事の工事費用(③)

①のうち、控除率10%の限度額(250万円)超過分(①-A)

②

円

+

その他の増改築等工事費用の額-補助金等の額

③

円

+

②+③の合計額

④

円

上記の額のいずれか少ない方の額

④の額の内、次のいずれか少ない方の額まで
…①の額
…(1,000万円-A)の額

A

円

×

10%

+

B

円

×

5%

=

控除額^{*7}

円

*100円未満の端数は切り捨て

※ 1 標準的な工事費用相当額について

複数の工事を行う場合は、各工事の標準的な工事費用相当額の合計額となります。

※ 2 併用住宅や共同住宅等の共用部に行った工事について

当該工事を行った部分に居住用以外の用に供する部分がある併用住宅等である場合は、各工事ごとに算出した金額に、居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額となります。

※ 3 同居対応改修工事等において補助金等*の交付を受ける場合について

当該工事について補助金等の交付を受ける場合は、当該工事の標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した額となります。

*国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金、その他これらに準じるもの。

※ 4 性能向上リフォーム*と併せて行う場合に控除の対象になる「増改築等工事」とは

【租税特別措置法施行令第 26 条第 33 項】

1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え (大規模の修繕・模様替え：建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替え)
2号工事	マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴う者に限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)
3号工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替え
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事(バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外)
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 (住宅性能評価書又は長期優良住宅の認定通知書によって改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象)

当該改修工事が行われる構造又は設備となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含まず。
*性能向上リフォームとは、耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォームのことをさします。

※ 5 増改築等工事費用の額について

実際に当該工事に要した費用(税込)の額です。

※ 6 控除率 10% の限度額について

各性能向上リフォームごとに定められています。同居対応改修工事は 250 万円です。

耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事等を併せて行う場合

- ・耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事(一般断熱改修工事等)を併せて行う場合には、同居対応改修工事と併せて所得税の控除(リフォーム促進税制)の適用を受けることができます。併用する場合の控除対象限度額は 950 万円(太陽光発電設備工事がある場合は 1050 万円)となります。
- ・長期優良住宅化リフォームを併せて行っている場合も同居対応改修工事のリフォーム促進税制を適用することができます。(詳細は V 長期優良住宅化リフォーム編のリフォーム促進税制 P.151 の※6 を参照下さい)

※ 7 実際の控除額について

- ・同居対応改修工事を行った場合のリフォーム促進税制の最大控除額は 62.5 万円ですが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は源泉徴収票等で確認することができます。
- ・家屋の持分が共有の場合、持分に応じた額となります。

リフォーム促進税制の控除額を算出する際に、同居対応改修工事については国土交通大臣が定める標準的な工事費用相当額を確認します。

標準的な工事費用相当額 ^{※1} 【平成28年国土交通省告示 第586号】		
同居対応改修工事の内容		箇所あたり金額(税込) ^{※2}
①調理室を増設する工事 (改修後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限る)	イ ミニキッチンを設置する工事以外の工事の場合	1,622,000円
	ロ ミニキッチンを設置する工事の場合	476,100円 ^{※3}
②浴室を増設する工事 (改修後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る)	イ 給湯設備の設置・取替を伴う浴槽の設置工事の場合	1,373,800円
	ロ 給湯設備の設置・取替を伴わない浴槽の設置工事の場合	855,400円
	ハ 浴槽がないシャワー専用の工事の場合	584,100円
③便所を増設する工事		526,200円
④玄関を増設する工事	イ 地上階の場合	658,700円
	ロ 地上階以外の場合	1,254,100円

※1「標準的な工事費用相当額」とは、上の表の同居対応改修工事項目に応じ、「箇所あたり金額」に工事箇所数を乗じた額です。

※2同居対応改修工事をした家屋に、令和2年1月1日以後に居住する場合。

※3①ロは、標準的な工事費用相当額の基準である50万円に満たないため、箇所単体では所得税控除から除外されます。

次のリフォーム例で減税の控除額を計算しましょう。

証明書記載例については
P.133 へ

(1) リフォーム工事のうち、対象となる工事の内容を確認します。

リフォーム工事の内容

① 同居対応リフォーム

ミニキッチンおよび便所の増設

② その他の増改築等工事

LDKおよび洋室(収納を含む)の壁・床・天井の全面改修(第3号工事)
(キッチンセットの交換を含む)

(2) 同居対応改修工事の内容を確認します。

工事前		→	工事後	
	箇所数			箇所数
調理室	1		2	
浴室	1		1	
便所	1		2	
玄関	1		1	

(3) リフォーム工事費用を計算します。

① 同居対応リフォームについては、平成28年度国土交通省告示第586号に定める標準的な工事費用相当額を計算します。

① ミニキッチン増設	476,100円	} 1,002,300円 … a
② 便所増設	526,200円	
・国や地方公共団体から交付された補助金等		0円 … b

② その他の増改築等工事については、実際にかかった工事費用を計算します。

LDKおよび洋室(収納を含む)の壁・床・天井の全面改修(第3号工事)	5,500,000円(税込) … c
(キッチンセットの交換を含む)	
・国や地方公共団体から交付された補助金等	137,000円 … d

※工事の内容や費用についてはイメージ・概算です。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

(4) 控除額を計算します。(下記の※1～※7については P.125 をご覧ください)

1	同居対応リフォーム 標準的な工事費用相当額の合計額※1※2 a 1,002,300 円	−	交付される補助金等の額※3 b 0 円	=	① 1,002,300 円 50万円超であること
2	その他の増改築等工事※4費用の額※5 c 5,500,000 円	−	交付される補助金等の額 d 137,000 円	=	③ 5,363,000 円

(1)同居対応リフォームの控除率10%の
限度額まで

工事内容に応じて、平成 21 年国土交通省告示第 384 号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します

① 1,002,300 円

控除率10%の限度額※6
2,500,000 円

(2)同居対応リフォームの控除率10%の限度額
超過分(②)およびその他の増改築等工事の
工事費用(③)

①のうち、控除率10%の限度額(250万円)超過分(①-A)
② 0 円

その他の増改築等工事費用の額−補助金等の額
③ 5,363,000 円

②+③の合計額
④ 5,363,000 円

上記の額のいずれか
少ない方の額

④の額の内、次のいずれか
少ない方の額まで
…①の額
…(1,000万円−A)の額

A 1,002,300 円 × **10%** + **B 1,002,300** 円 × **5%** = **150,300** 円

控除額※7

* 100円未満の端数は切り捨て

制度の種類等によって要件や手続きの流れが異なります。リフォーム促進税制の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

リフォーム促進税制について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうか確認します。

住宅の要件

以下のすべてに該当すること

- 同居対応リフォームを行う方が所有し、居住する家屋
- 同居対応リフォーム後の家屋の床面積(登記簿表示)が50㎡以上であること
*店舗や事務所などを持つ併用住宅の場合は、建物全体の床面積で判断
*マンション等は区分所有床面積で判断
- 同居対応リフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が自己の居住用であること
(併用住宅の場合)

工事の要件

以下のすべてに該当すること

- 同居対応改修工事を行っていること
- 併せて適用を受ける増改築等工事は対象工事(第1号～第6号工事)であること
- 同居対応改修工事等の標準的な工事費用相当額から補助金を引いた額が50万円超(税込)であること
*当該費用について国又は地方公共団体から補助金又は給付金等の交付を受ける場合には、標準的な工事費用相当額の合計額から交付金額を差し引いた金額で判定
- 同居対応改修工事等の標準的な工事費用相当額のうち、自己の居住用部分の費用が1/2以上であること
(併用住宅の場合)

対象工事の詳細は
P.119 へ

その他の要件

以下のすべてに該当すること

- その年の分の合計所得金額が3,000万円以下であること
- 同居対応改修工事等であることについて、増改築等工事証明書などにより証明されていること
- 同居対応リフォーム後の居住開始日が令和4年1月1日から令和5年12月31日の間であること
- 同居対応リフォーム完了の日から6か月以内に居住していること

証明書については
P.133～143 へ

他の税の優遇制度と併用する場合は、以上の要件を満たしていても当該制度の適用を受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

耐震
リフォームバリアフリー
リフォーム省エネ
リフォーム同居対応
リフォーム長期優良
住宅化
リフォーム住宅ロ
ーン減
税贈与税
の非課
税措置登録免
許税の
特例措
置不動産
取得税
の軽減
措置

適用要件を確認する

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 住宅特定改修特別税控除額の計算証明書
- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 補助金などの額が明らかな書類（交付を受ける場合）
- 源泉徴収票（給与所得者の場合）

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し等

* その他証明書発行に必要な書類があります。

証明書発行に必要な書類
についてはP.131 へ

③建築士（建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る）などが用意するもの

- 増改築等工事証明書**

* 発行者の建築士の免許証の写しまたは、免許証明書を添付

証明書の発行手続き
についてはP.131 へ

税務署へ下記書類を揃えて確定申告をします。

- 確定申告書
- 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
* 家屋の持分を共有している方は、それぞれが所定の書類を提出して確定申告をします。
その場合は、工事費用を持分比率に応じて按分します。
- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 補助金等の額が明らかな書類（交付を受ける場合）
- 源泉徴収票（給与所得者の場合）
- 工事請負契約書の写し
（同居対応リフォームと併せてその他の増改築等工事を行う場合）
- 増改築等工事証明書**

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の確定申告等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。

証明書の発行手続き

制度の適用を受ける際には、工事の内容を特定するため、所定の証明書が必要となります。

証明書の発行者は、リフォームを行った方（消費者）から下記の書類等を受領して要件を満たすことを確認しますが、当該リフォームの設計及び工事監理を行った建築士が発行する場合は、設計や工事監理の過程で可能な限り確認しておきましょう。

所得税額の特別控除	
増改築等工事証明書	
所得税額控除の申告（確定申告）の際に必要となります。 昭和63年建設省告示第1274号において、その様式が定められています。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 増改築等工事証明書の詳細は P.133の記載例を参照へ </div>	
証明書の発行者	証明書を発行できる者は以下①～④のいずれかとなります。 ①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る ＊リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、②～④の機関に発行を依頼する必要があります（②～④は業務として行っているかどうかの事前確認が必要です）。 ②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人
発行前に確認する書類等	<input type="checkbox"/> 増改築等を行った家屋の登記事項証明書等 <small>家屋の家屋番号及び所在地、居住者が所有者であること、家屋の床面積の要件を満たしていることを確認</small> <input type="checkbox"/> 工事請負契約書又はその写し（左記書類がない場合は、領収書及び工事前後の写真で確認） <small>改修年月日、改修事実を確認</small> <input type="checkbox"/> 工事費用内訳書、領収書等 <small>50万円超（税込）の同居対応改修工事等であることや、控除対象工事費用の額を確認</small> <input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類、写真等 <small>適用対象となる工事を行っていることを確認</small> <input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等 <small>同居対応リフォームで補助金等を受ける場合は、その交付額を確認</small>

証明書は減税制度の種類や工事の内容により記載欄が異なります。詳しくは各記載例をご参照ください。

証明書の様式は、別冊の告示編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度 **検索**

国土交通省 各税制の概要 **検索**

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

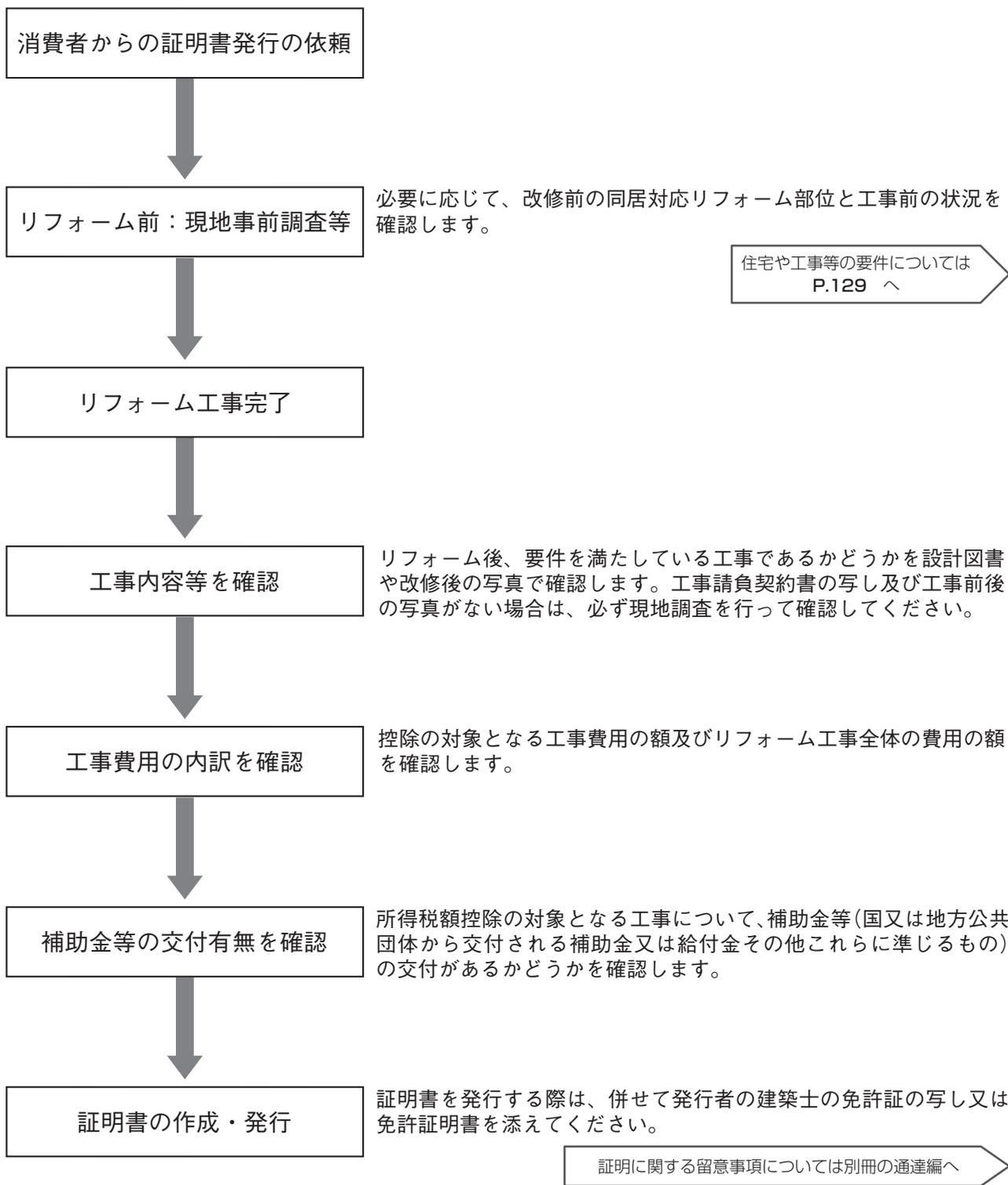
住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

建築士等は、制度の適用を受ける消費者からの依頼を受けたら、以下のような流れで証明書を発行します。



同居対応改修工事の増改築等工事を行った場合（令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合）

「増改築等工事証明書」（全22ページ）の発行にあたり必要事項の記入を行ないます。リフォーム促進税制のリフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で22ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1ページ目

2ページ目

3ページ目

4ページ目

5ページ目

6ページ目

7ページ目

8ページ目

9ページ目

10ページ目

11ページ目

12ページ目

13ページ目

14ページ目

15ページ目

16ページ目

17ページ目

18ページ目

19ページ目

20ページ目

21ページ目

22ページ目

- *様式の右上のページは記載例のページに対応する。
- * □ 提出書類 □ 記入不要
- *該当する箇所に記入の上そのページを提出する。
- *備考(P.23～P.42)は提出不要

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

**同居対応改修工事を行う場合（リフォーム促進税制）
（令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合）**

*記入が必要な個所には赤字で記入しています。

記載例

P.127 の計算例と
対応しています。

【工事内容、工事費用、補助金等】

1. 同居対応リフォーム

(1) 工事内容

- ①ミニキッチン増設
- ②便所の増設事内容

(2) 工事費用

標準的な工事費用相当額の合計額:1,002,300円

(3) 補助金等:0円

2. その他の増改築等工事

(1) 工事内容

間取り変更を伴うLDK及び洋室(収納を含む)の床・壁・天井の全面改修(第3号工
事)・キッチンセットの交換工事を含む

(2) 工事費用

実際に対象工事にかかった費用の合計額:5,500,000円

(3) 補助金等:137,000円

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇	工事をを行った住所の建物登記簿に 記載された家屋番号と所在地を記 入します。
	氏名	リフォーム 太郎	
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇	
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日	工事が完了した日を記入します。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種類別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修 工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準
第5号工事 (バリアフ	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 階段の修繕又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 手すりの取付 5 手すりの取付 6 床の段差の緩和

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除） **同居対応リフォームについてリフォーム促進税制の適用を受ける場合は「④多世帯同居改修工事等」の欄に記入します。**

(1) 実施した工事の種別

①住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準		
②高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替		
③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓	
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等	
		低炭素建築物新築等計画の認定主体	第 号
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	年 月 日
		太陽熱利用冷温熱装置の型式	
		潜熱回収型給湯器の型式	
		ヒートポンプ式電気給湯器の型式	
		燃料電池コージェネレーションシステムの型式	
	ガスエンジン給湯器の型式		
	エアコンディショナーの型式		
	太陽光発電設備の型式		
	安全対策工事	有 無	
	陸屋根防水基礎工事	有 無	
	積雪対策工事	有 無	
	塩害対策工事	有 無	
	幹線増強工事	有 無	

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

④多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ① 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 ③ 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前	1	1	1	1
	改修工事後	2		2	
⑤耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号		
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日		
上記と併せて行う第1号工事～第6号工事	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ① 居室 ② 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
	第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			

工事内容が重複する場合は、重複しないようにいずれかに振り分けて、該当部分に○を付けてください。

第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を実施していない場合のみ選択	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事					
		地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域		
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3		
		認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等				
			低炭素建築物新築等計画の認定主体				
			低炭素建築物新築等計画の認定番号	第	号		
			低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年	月 日		
		改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
				地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域	
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級2 2 断熱等性能等級3 3 断熱等性能等級4以上
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称
				登録番号
			住宅性能評価書の交付番号	第 号
			住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3
			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級3 2 断熱等性能等級4以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

(2) 実施した工事の内容

税制の適用要件を満たす工事であることが明確に分かるよう、
施工内容を具体的かつ明瞭に記入してください。

1. 同居対応リフォーム（多世帯同居改修工事等）

- ・ミニキッチン（間口 1200cm）の増設
- ・便所の増設

2. 第3号工事

LDK および洋室（収納を含む）の床・壁・天井の全面改修

- ・LDK の間仕切りを撤去し一部屋にして、キッチンセットを交換
- ・和室 4.5 畳を洋室に改修し、押入れを収納に改修
- ・LDK および洋室のサッシ、ガラスの交換

多世帯同居改修工事等についてリフォーム促進税制の適用を受ける場合は④～⑦、⑨～⑪、⑬～⑳の欄に記入します。

(3) 実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修			
ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額		円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有	無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額		円
エ	ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額		円
オ	ウからエを差し引いた額		円
② 高齢者等居住改修工事等			
ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額		円
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）		円
エ	ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額		円
オ	ウからエを差し引いた額		円

③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	1,002,300円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	1,002,300円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	1,002,300円
オ	ウからエを差し引いた額	0円
⑤	①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額	1,002,300円
⑥	①エ、②エ、③エ及び④エの合計額	1,002,300円
⑦	①オ、②オ、③オ及び④オの合計額	0円
⑧	耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等)のうちいずれかと併せて行う場合	

標準的な工事費用相当額は、P.126を参照のこと。

多世帯同居改修工事等の控除率10%の限度額は250万円です。

●上記④のイ 多世帯同居対応改修工事等の「補助金等の交付の有無」に○を記入してください。
 「有」：多世帯同居対応改修工事等を含む住宅の増改築など工事の費用に関し「国」又は「地方公共団体」から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれている場合。
 * 「有」の場合には「交付される補助金等の額」の欄に、額を記入します。
 「無」：含まれていない場合。

	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
キ	ウ及びカの合計額	円
ク	キと250万円(対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額	円
ケ	キからクを差し引いた額	円

⑨	②ウ、④ウ及び⑧キの合計額	1,002,300 円
⑩	②エ、④エ及び⑧クの合計額	1,002,300 円
⑪	②オ、④オ及び⑧ケの合計額	0 円
⑫	耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）	
	ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
	イ 当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
	エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
	オ 当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
	キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
	ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	ケ キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
	コ ウ、カ及びケの合計額	円
	サ コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額	円
	シ コからサを差し引いた額	円
⑬	②ウ、④ウ及び⑫コの合計額	1,002,300 円
⑭	②エ、④エ及び⑫サの合計額	1,002,300 円
⑮	②オ、④オ及び⑫シの合計額	0 円
⑯	⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額（10%控除分）	1,002,300 円
⑰	⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額	1,002,300 円
⑱	⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額	0 円
⑲	①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事	
	ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額	5,500,000 円
	イ ⑲の改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	137,000 円
	ウ アからイを差し引いた額	5,363,000 円
⑳	⑰の金額と⑱及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額	1,002,300 円
㉑	1,000万円から⑳を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）	8,997,700 円
㉒	㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）	1,002,300 円

対象必須工事超過金額のうち、対象必須工事合計額に関連する金額です。⑦、⑪又は⑮のうちいずれか多い額を記入します。

その他の増改築等工事

実際にかかった工事費用の額を記入します。

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

証明を行った方の情報を記載してください。
(以下の(1)~(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

建築士事務所に属する建築士が発行します。

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号			
		登録を受けた地方整備局等名			

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び 登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保 険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)

V.

長期優良住宅化リフォーム編

1. 概要

1-1. 長期優良住宅化リフォームの減税制度

長期優良住宅化リフォームを対象とした税の優遇措置 …………… P.146

1-2. 対象となる長期優良住宅化リフォームとは

- 1) 耐久性向上改修工事の内容 …………… P.147
 - 固定資産税対象工事 …………… P.149
 - 増改築による長期優良住宅の認定基準等について …… P.149
- 2) 減税制度の告示・通達 …………… P.149

1-3. 減税額の計算

- 1) リフォーム促進税制の控除額 …………… P.150
 - 標準的な工事費用相当額 …………… P.152
- 2) リフォーム促進税制の控除額計算例 …………… P.153
- 3) 固定資産税の減額と計算例 …………… P.155

1-4. 手続きの流れ

- 1) リフォーム促進税制の要件と手続き …………… P.156
- 2) 固定資産税減額措置の要件と手続き …………… P.158

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

証明書の種類と発行の流れ …………… P.160

2-2. 証明書の発行

- 1) 増改築等工事証明書 リフォーム促進税制 記載例 …………… P.162
- 2) 増改築等工事証明書 固定資産税 記載例 …………… P.173

当資料の内容は令和4年度の減税制度に関するものです。

- ・ 所得税の控除：令和4年1月1日～令和5年12月31日に居住開始の場合
- ・ 固定資産税の減額：令和4年4月1日～令和6年3月31日に工事完了の場合

上記より前の場合は、当協議会ホームページにて該当する年の資料をご参照ください。

* リフォーム減税制度のページ下部のタブ「バックナンバー」からご覧いただけます。

<https://www.j-reform.com/zeisei/>



増改築による長期優良住宅の認定を受けた場合、長期優良住宅化リフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

*この編での長期優良住宅化リフォームとは、耐久性向上改修工事を指します。

① 所得税額の控除

長期優良住宅化リフォームを対象とした所得税額の控除には「リフォーム促進税制」及び「住宅ローン減税(P.179参照)^{※1}」があります。適用は、これらのうち1つとなります。

② 固定資産税の減額措置

長期優良住宅化リフォーム後の家屋の固定資産税が減額されます。

③ 贈与税の非課税措置 (P.209参照)^{※2}

長期優良住宅化リフォーム資金の贈与について非課税枠があります。

④ 登録免許税の特例措置 (P.227参照)^{※3}

個人が宅地建物取引業者により長期優良住宅化リフォームを行った住宅を取得した場合に登録免許税が軽減されます。

⑤ 不動産取得税の特例措置 (P.243参照)^{※3}

宅地建物取引業者に対し、長期優良住宅化リフォームを対象とした不動産取得税が軽減されます。

※1 対象工事の1号工事～6号工事のいずれかに該当する場合。

※2 対象工事の1号工事～8号工事のいずれかに該当する場合。

※3 対象工事の1号工事～7号工事のいずれかに該当する場合。

工事や住宅などの要件や適用となる期間などは制度により異なります。

制度の概要	所得税額の控除措置 ^{※4}	固定資産税の減額措置 ^{※4}
	リフォーム促進税制	
制度名	【耐久性向上特定改修工事特別控除制度】	【家屋の固定資産税】
減税期間	リフォーム後居住を開始した年分(1年)	翌年度(1年度分) ^{※4}
適用期間	改修後の居住開始日が 令和4年1月1日～令和5年12月31日	改修後の居住開始日が 平成29年4月1日～令和6年3月31日
対象となる リフォーム	次のいずれか (1)①一定の耐震リフォーム又は一定の省エネルギーフォームと一定の耐久性向上改修工事を行い、増改築による長期優良認定を受けていること ②一定の耐震リフォーム及び一定の省エネルギーフォームと耐久性向上改修工事を行い、増改築による長期優良認定を受けていること 対象となる住宅、工事等の詳細は P.156 ⇨ (2) (1)の①又は②の工事と併せて行うその他の増改築等工事 対象となる工事等の詳細は P.151 ⇨	一定の耐震リフォーム又は一定の省エネルギーフォームを行い、増改築による長期優良認定を受けていること 対象となる住宅、工事等の詳細は P.158 ⇨
控除又は 減額の上限額	①62.5万円 ^{※5} (67.5万円 ^{※6}) ②75万円 ^{※5} (80万円 ^{※6}) 控除額の計算方法は P.150 ⇨	家屋の固定資産税額の2/3 (120㎡相当分まで) 減額の計算方法は P.155 ⇨
費用の要件	50万円超(税込)	・耐震リフォーム 50万円超(税込) ・省エネルギーフォーム 60万円超(税込)
手続きの窓口	税務署(確定申告) 手続きの流れは P.156～157 ⇨	市区町村(工事完了後3ヶ月以内に申告が必要) 手続きの流れは P.158～159 ⇨

※4 各々の適用要件を満たす場合、「所得税の控除」と「固定資産税の減額」の併用は可能です。(併用についてはP.007⇨)

※5 ①耐震又は省エネ+耐久性向上改修工事+その他の増改築等工事を併せて行った場合の最大控除額

②耐震+省エネ+耐久性向上改修工事+その他の増改築等工事を併せて行った場合の最大控除額

(これらの額には耐震リフォームや省エネルギーフォームによる控除分も含まれています。)

※6 左記と併せて太陽光発電設備設置工事を行った場合

所得税のリフォーム促進税制の対象となる長期優良住宅化リフォームは、告示や通達に定められた、以下の一定の耐久性向上改修工事等を行います。その上で、増改築による長期優良住宅の認定を受けていることや、さらに一定の耐震改修工事または一定の省エネ改修工事と併せて行うこと等の要件を満たす必要があります。

くわしくは告示編 平成29年 国土交通省告示第279号へ

一定の耐久性向上改修工事

以下の①～⑪のいずれかに該当する工事で、次ページのAからEまでの要件をすべて満たすものです。

<対象となる住宅の種別>

木造:木造 **鉄骨**:鉄骨造 **RC**:鉄筋コンクリート造等

①小屋裏の換気性を高める工事

木造 **鉄骨**

- ・小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事
- ・軒裏に換気口を取り付ける工事
- ・小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事

②小屋裏の状態を確認するための点検口を天井又は小屋裏の壁に取り付ける工事

木造 **鉄骨**

③外壁を通気構造等とする工事

木造

④浴室又は脱衣室の防水性を高める工事

木造

- ・浴室を浴室ユニットとする工事等
- ・脱衣室の壁に防水上有効な仕上材を取り付ける工事
- ・脱衣室の床に防水上有効な仕上材を取り付ける工事

⑤土台の防腐又は防蟻のために行う工事

木造

- ・土台に防腐処理又は防蟻処理をする工事
- ・土台に接する外壁の下端に水切りを取り付ける工事

⑥外壁の軸組等に防腐処理又は防蟻処理をする工事

木造

⑦床下の防湿性を高める工事

木造 **鉄骨**

- ・床下をコンクリートで覆う工事
- ・床下を防湿フィルム等で覆う工事等

⑧床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事

木造 **鉄骨**

⑨雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事

木造

⑩地盤の防蟻のために行う工事

木造

- ・防蟻に有効な土壌処理をする工事
- ・地盤をコンクリートで覆う工事

⑪給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事

木造 **鉄骨** **RC**

- ・給水管又は給湯管を維持管理上有効な位置に取り替える工事
- ・排水管を維持管理上又は更新上有効なもの及び位置に取り替える工事
- ・給水管、給湯管又は排水管の主要接合部等を点検し又は排水管を清掃するための開口を床、壁又は天井に設ける工事

<耐久性向上改修工事の要件>

- A 耐震改修工事^{※1}又は一定の省エネ改修工事^{※2}と併せて行うこと
- B 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであること
- C 改修部位の劣化対策及び維持管理・更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合することとなること(適合すべき基準の詳細については手引き告示編平成29年国土交通省告示第279号別表参照)
- D 工事費用(補助金等^{※3}の交付がある場合には、当該補助金等の額を除いた後の金額)の合計額が50万円を超えること

※1 一定の耐震改修工事

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の耐震基準)により建築された住宅に行う現行の耐震基準(昭和56年6月1日以降の耐震基準)に適合させるための耐震改修で、標準的な工事費用相当額から補助金等^{※3}の額を除いた後の額が50万円を超えるものをいいます。

※2 一定の省エネ改修工事

以下の対象工事に該当する工事で、標準的な工事費用相当額から補助金等^{※3}の額を除いた後の額が50万円を超えるものをいいます。

<対象工事>

下表の①の改修工事又は、①とあわせて行う②、③、④の改修工事(①、②はいずれも改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る。)

①	窓の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 必須
②	床の断熱工事 天井の断熱工事 壁の断熱工事
③	太陽光発電装置の設置工事
④	高効率空調機の設置工事 高効率給湯器の設置工事 太陽熱利用システムの設置工事

※3 当該工事に関し国又は地方公共団体から交付される補助金、給付金等。

固定資産税の減額措置の対象となる長期優良住宅化リフォームは、耐震改修^{※1}または、省エネ改修工事^{※2}を行い、その上で、増改築による長期優良住宅の認定を受けていること等の要件を満たす必要があります。

※1 地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替

※2 省エネリフォーム編P.081表4・5を参照

増改築による長期優良住宅については、下記リンクのページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

対象となる長期優良住宅化リフォームに関する告示は以下の通りです。また、工事の詳細については、通達において記載されています。詳しくは、別冊の告示編または、通達編でご確認ください。

	所得税額の控除	固定資産税の減額措置
告示	●対象工事 平成29年国土交通省告示第279号	
通達	●「増改築工事証明書」について 平成29年4月7日付 (国住政第6号/国住生第20号/国住指第28号)	●「増改築工事証明書」について 平成29年4月7日付 (国住政第5号/国住生第21号/国住指第29号)

1) リフォーム促進税制の控除額

「リフォーム促進税制」はローンの利用の有無に関わらず適用可能な制度です。

リフォーム後居住を開始した年分の所得税額が控除されます。

長期優良住宅化リフォーム（耐久性向上改修工事）のリフォーム促進税制は、一定の耐震改修工事又は一定の省エネ改修工事と併せて一定の耐久性向上改修工事を行い、増改築による長期優良住宅の認定を受けた場合に適用可能な制度です。

耐久性改修工事を完了し令和4年1月1日～令和5年12月31日までに居住を開始した場合のリフォーム促進税制の控除対象額は、耐久性改修工事の費用と、併せて行うその他の一定要件を満たす増改築等工事の費用で計算します。なお、控除率は工事の内容、要件等により異なります。

リフォーム促進税制の控除額は、下記の1と2の工事費用で計算します。

1. 耐久性向上改修工事の標準的な工事費用相当額*1 (①)のうち、
 - ・控除率10%の限度額(250万円)までの額(A)……控除率10%
 - ・控除率10%の限度額を超過した部分の額(②)……控除率5%*2
2. 耐久性向上改修工事と併せて行う増改築等工事にかかった工事費用の額*1 (③)……控除率5%*2

*1 補助金等の交付を受けている場合は、当該費用の額から補助金等の額を除いた額になります。

*2 控除率5%の対象工事費用(②と③の合計額)の限度額は、①と同額までです。また、控除率5%の最大限度額は、Aと合わせて合計1,000万円です。

【(耐震改修工事又は省エネ改修工事) + 耐久性向上改修工事の場合】

1.	(耐震/省エネ)+耐久性向上改修工事 標準的な工事費用相当額の合計額※1※2	円	-	交付される補助金等の額※3	円	=	50万円超であること ①	円
2.	その他の増改築等工事※4費用の額※5	円	-	交付される補助金等の額	円	=	③	円

(1) (耐震/省エネ) + 耐久性向上改修工事の控除率10%の限度額まで

工事内容に応じて、平成21年国土交通省告示第384号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します

標準的な工事費用相当額 - 補助金等の額
① 円

控除率10%の限度額※6
2,500,000 円

(2) (耐震/省エネ) + 耐久性向上改修工事の控除率10%の限度額超過分(②)およびその他の増改築等工事の工事費用(③)

①のうち、控除率10%の限度額(250万円)超過分(①-A)
② 円

その他の増改築等工事費用の額 - 補助金等の額
③ 円

②+③の合計額
④ 円

上記の額のいずれか少ない方の額

④の額の内、次のいずれか少ない方の額まで
…①の額
…(1,000万円 - A)の額

$$\boxed{A} \text{ 円} \times 10\% + \boxed{B} \text{ 円} \times 5\% = \boxed{} \text{ 円}$$

*100円未満の端数は切り捨て

※1 標準的な工事費用相当額について

複数の工事を行う場合は、各工事の標準的な工事費用相当額の合計額となります。

※2 併用住宅や共同住宅等の共用部に行った工事について

当該工事を行った部分に居住用以外の用に供する部分がある併用住宅等である場合は、各工事ごとに算出した金額に、居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額となります。

※3 長期優良住宅化リフォームにおいて補助金等*の交付を受ける場合について

当該工事について補助金等の交付を受ける場合は、当該工事の標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した額となります。

*国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金、その他これらに準じるもの。

※4 性能向上リフォーム*と併せて行う場合に控除の対象になる「増改築等工事」とは

【租税特別措置法施行令第26条第33項】

1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え (大規模の修繕・模様替え：建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替え)
2号工事	マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴う者に限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)
3号工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替え
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事(バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外)
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 (住宅性能評価書又は長期優良住宅の認定通知書によって改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象)

当該改修工事が行われる構造又は設備となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含まず。
*性能向上リフォームとは、耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォームのことをさします。

※5 増改築等工事費用の額について

実際に当該工事に要した費用の消費税込み金額です。

※6 控除率10%の限度額について

- ① 長期優良住宅化リフォームとして、耐震改修又は省エネ改修工事のいずれかと併せて耐久性向上改修工事を行う場合：控除対象限度額は250万円(太陽光発電設備設置工事がある場合は350万円)です。なお、これらの限度額には耐震改修又は省エネ改修工事による控除分も含まれています。
- ② 長期優良住宅化リフォームとして、耐震改修及び省エネ改修工事改修工事と併せて耐久性向上改修工事を行う場合：控除対象限度額は500万円(太陽光発電設備設置工事がある場合は600万円)です。なお、これらの限度額には耐震改修及び省エネ改修工事による控除分も含まれています。
- ③ ①②の長期優良住宅化リフォームの他、バリアフリー改修工事、同居対応改修工事を併せて行う場合
 - ・①とバリアフリー改修工事、同居対応改修工事を併用する場合の控除対象限度額の合計は、700万円(太陽光発電設備設置工事がある場合は800万円)です。
 - ・②とバリアフリー改修工事、同居対応改修工事を併用する場合の控除対象限度額の合計は、950万円(太陽光発電設備設置工事がある場合は1,050万円)です。

※7 実際の控除額について

- ① (耐震改修工事又は省エネ改修工事) + 耐久性向上改修工事を行う場合は最大控除額は62.5万円(太陽光発電設備設置工事がある場合は67.5万円)です。
- ② 耐震改修工事 + 省エネ改修工事 + 耐久性向上改修工事を行う場合は、最大控除額75万円(太陽光発電設備設置工事がある場合は80万円)です。ただし、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は源泉徴収票等で確認することができます。

*家屋の持分が共有の場合、持分に応じた額となります。

リフォーム促進税制の控除額を算出する際は、平成29年国土交通省告示第280号に定める耐久性向上改修工事等の標準的な工事費用相当額を確認します。

標準的な工事費用相当額 ^{*1} 【平成29年国土交通省告示 第280号】							
耐久性向上改修工事の内容			(1)単位あたり 金額(税込) ^{*2}	(2)単位あたり 金額(税込) ^{*3}	単位		
小屋裏の換気性を高める工事	小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事		20,900円	20,900円	箇所数		
	軒裏に換気口を取り付ける工事	軒裏有孔ボード以外の換気口を取り付ける工事	7,800円	7,800円			
		軒裏有孔ボードを取り付ける工事	5,900円	5,900円	施工面積(m ²)		
	小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事		47,400円	47,400円	箇所数		
小屋裏の状態を確認するための点検口を天井等に取り付ける工事			18,300円	18,300円	箇所数		
外壁を通気構造等とする工事			14,200円	14,200円	施工面積(m ²)		
浴室又は脱衣室の防水性を高める工事	浴室を浴室ユニットとする工事		896,900円	896,900円	箇所数		
	脱衣室の壁に防水上有効な仕上材を取り付ける工事	ビニルクロス以外の仕上材を取り付ける工事	12,800円	12,800円	施工面積(m ²)		
		ビニルクロスを取り付ける工事	5,400円	5,400円			
	脱衣室の床に防水上有効な仕上材を取り付ける工事	耐水フローリング以外の仕上材を取り付ける工事	6,600円	6,600円			
		耐水フローリングを取り付ける工事	12,000円	12,000円			
土台の防腐又は防蟻のために行う工事	土台に防腐処理又は防蟻処理をする工事		2,100円	2,100円	施工長さ(m)		
	土台に接する外壁の下端に水切りを取り付ける工事		2,400円	2,400円			
外壁の軸組等に防腐処理又は防蟻処理をする工事			2,100円	2,100円	箇所数		
床下の防湿性を高める工事	床下をコンクリートで覆う工事		12,700円	12,700円	施工面積(m ²)		
	床下を防湿フィルム等で覆う工事		1,300円	1,300円			
床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事			27,800円	27,800円	箇所数		
雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事			3,900円	3,900円	施工長さ(m)		
地盤の防蟻のために行う工事	防蟻に有効な土壌処理をする工事		3,100円	3,100円	施工面積(m ²)		
	地盤をコンクリートで覆う工事		12,700円	12,700円			
給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事	給水管又は給湯管を維持管理上有効な位置に取り替える工事	共用の給水管以外の給水湯管(専用の給水湯管)を取り替える工事	9,500円	9,500円	施工長さ(m)		
		共用の給水管を取り替える工事	32,000円	22,600円			
	排水管を維持管理上又は更新上有効な位置に取り替える工事	共同住宅の排水管以外の排水管(戸建ての排水管)を取り替える工事	9,800円	9,800円			
		共同住宅の専用排水管以外の排水管(共同住宅の共用排水管)を取り替える工事	16,800円	16,800円			
		共同住宅の専用排水管のうち施工前に他住戸の専用部分に設置されていないものを取り替える工事	15,600円	15,600円			
		共同住宅の専用排水管のうち施工前に他住戸の専用部分に設置されているものを取り替える工事	49,200円	176,000円			
	給水管、給湯管又は排水管の主要接合部等を点検し又は排水管を清掃するための開口を床、壁又は天井に設ける工事	開口を共用部以外の床(専用部の床)に設ける工事		25,000円		25,000円	箇所数
		開口を共用部以外の壁又は天井(専用部の壁又は天井)に設ける工事		17,700円		17,700円	
開口を共用部の床、壁又は天井に設ける工事		51,400円	132,300円				

※1 「標準的な工事費用相当額」とは、上の表の耐久性向上改修工事項目に応じ、「単位あたり金額」に「単位」を乗じた額です。

※2 耐久性向上改修工事をした家屋に、平成29年4月1日～令和4年12月31日に居住する場合。

※3 耐久性向上改修工事をした家屋に、令和5年1月1日以後に居住する場合。

次のリフォーム例で控除額を計算しましょう。

木造戸建て住宅

- ・工事契約日:令和4年5月1日
- ・居住開始日:令和4年8月1日
- ・地域区分6
- ・家屋床面積:約96㎡
- ・居住者:50代
- ・家屋の持分の共有:なし

証明書記載例については
P.162 へ

(1) リフォーム工事のうち、対象となる工事の内容を確認します。

【(耐震改修又は省エネ改修)+耐久性向上改修工事の場合】

① 1. 耐震改修工事

- ・木造住宅の壁に係る耐震改修

2. 耐久性向上改修工事

- ① 小屋裏の換気性を高める工事
(小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事) 4カ所
- ② 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事2カ所
- ③ 浴室又は脱衣室の防水性を高める工事
(浴室を浴室ユニットにする工事) 1カ所

② その他の増改築等工事

- ・調理室の全面改修(キッチンセットの交換を含む)(第3号工事)

(2) リフォーム工事費用を計算します。

① 耐震改修工事及び耐久性向上改修工事については標準的な工事費用相当額を計算します。

標準的な工事費用相当額の
詳細は P.014 と P.152 へ

1. 耐震改修工事

- ・木造住宅の壁に係る耐震改修

$$22,500円 \times 96㎡ = 2,160,000円$$

2. 耐久性向上改修工事

- ① 小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事
 $20,900円 \times 4カ所 = 83,600円$
- ② 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事
 $27,800円 \times 2カ所 = 55,600円$
- ③ 浴室を浴室ユニットとする工事
 $896,900円 \times 1カ所 = 896,900円$

計 3,196,100円 … a

- ・国や地方公共団体から交付された補助金等

200,000円 … b

② その他の増改築等工事の工事費を計算します*。

調理室の床・壁・天井の全面改修工事(キッチンセットの交換を含む)(第3号工事)

1,900,000円(税込) … c

※見積書等から対象工事にかかった費用の額(税込)を確認します。

- ・国や地方公共団体から交付された補助金等

0円 … d

*工事の内容や費用についてはイメージ・概算です

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

(4)控除額を計算します。(下記の※1～※7については、P.151をご覧ください)

【(耐震改修工事又は省エネ改修工事)+耐久性向上改修工事の場合】

1	(耐震/省エネ)+耐久性向上改修工事 標準的な工事費用相当額の合計額※1※2 a 3,196,100 円	—	交付される補助金等の額※3 b 200,000 円	=	50万円超であること ① 2,996,100 円
2	その他の増改築等工事※4費用の額※5 c 1,900,000 円	—	交付される補助金等の額 d 0 円	=	③ 1,900,000 円

(1) (耐震/省エネ)+耐久性向上改修工事の控除率10%の限度額まで
工事内容に応じて、平成21年国土交通省告示第384号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します

標準的な工事費用相当額—補助金等の額
① **2,996,100** 円

控除率10%の限度額※6
2,500,000 円

+

(2) (耐震/省エネ)+耐久性向上改修工事の控除率10%の限度額超過分(②)およびその他の増改築等工事の工事費用(③)

①のうち、控除率10%の限度額(250万円)超過分(①-A)
② **496,100** 円

その他の増改築等工事費用の額—補助金等の額
③ **1,900,000** 円

②+③の合計額
④ **2,396,100** 円

上記の額のいずれか少ない方の額

④の額の内、次のいずれか少ない方の額まで
…①の額
…(1,000万円-A)の額

A **2,500,000** 円 × 控除率 **10%** + B **2,396,100** 円 × 控除率 **5%** = 控除額※7 **369,800** 円

*100円未満の端数は切り捨て

本事例の場合は369,800円が控除されることとなりますが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。

固定資産税

3) 固定資産税の減額と計算例

令和6年3月31日までに一定の耐震改修又は一定の省エネ改修工事を行い、増改築による長期優良住宅の認定を取得した場合、翌年度分の家屋にかかる固定資産税から3分の2が減額されます。課税標準額は家屋の床面積120㎡相当分を上限とします。

$$\text{家屋の課税標準額 (上限 120㎡)} \times \text{標準税率 } 1.4\% \times \text{軽減率 } 2/3 = \text{軽減額} \text{ 円}$$

固定資産税軽減額の計算例

床面積が125㎡の家屋の課税標準額を300万円とした場合の計算例

対象となる家屋床面積の割合 : $120\text{㎡} \div 125\text{㎡} = 0.96$

120㎡相当分の課税標準額 : $3,000,000 \times 0.96 = 2,880,000 \text{ 円}$

$$\text{家屋の課税標準額 (上限 120㎡)} \times \text{標準税率 } 1.4\% \times \text{軽減率 } 2/3 = \text{軽減額 } 26,880 \text{ 円}$$

●税率について

固定資産税の税率については、一部市町村において標準税率を超える税率で課税されています。

●固定資産税評価額の確認方法

家屋の場合は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額が固定資産税評価額となります。詳しくは市区町村にご確認ください。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

制度の種類によって要件や手続きの流れが異なります。リフォーム促進税制の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

リフォーム促進税制 について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

住宅の要件	<p>以下のすべてに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 長期優良住宅化リフォームを行う方が所有し、居住する家屋* *ただし、併せて行う一定の耐震、一定の省エネ改修工事の要件も満たすことが必要 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅化リフォーム後の家屋の床面積(登記簿表示)が50㎡以上であること *マンション等は区分所有床面積で判断 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅化リフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が自己の居住用であること (併用住宅の場合)
-------	---

工事の要件	<p>以下のすべてに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 増改築による長期優良住宅の認定を受けていること <input type="checkbox"/> 一定の耐震改修又は一定の省エネ改修工事及び一定の耐久性向上改修工事を行っていること <input type="checkbox"/> 併せて適用を受ける増改築等工事は対象工事(第1号～第6号工事)であること <input type="checkbox"/> 一定の耐震改修又は一定の省エネ改修工事及び一定の耐久性向上改修工事の標準的な工事相当額から補助金を引いた額*が、それぞれ50万円超(税込)であること *当該工事に対して国又は地方公共団体からの補助金等の交付を受ける場合には、工事費用から交付金額を差し引いた金額で判定 <input type="checkbox"/> 一定の耐震改修又は一定の省エネ改修工事及び一定の耐久性向上改修工事の標準的な工事相当額のうち、それぞれ自己の居住用部分の費用が1/2以上であること (併用住宅の場合) <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>対象工事の詳細は P.147～149 へ</p> </div>
-------	---

その他の要件	<p>以下のすべてに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> その年の分の合計所得金額が3,000万円以下であること <input type="checkbox"/> 長期優良住宅化リフォームであることについて、増改築等工事証明書などにより証明されていること <input type="checkbox"/> 長期優良住宅化リフォーム完了後の居住開始日が令和4年1月1日から令和5年12月31日の間であること <input type="checkbox"/> 長期優良住宅化リフォーム完了の日から6か月以内に居住していること <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>証明書については P.162～172 へ</p> </div>
--------	---

他の税の優遇制度と併用する場合は、以上の要件を満たしていても当該制度の適用を受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

適用要件を確認する

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 長期優良住宅の認定通知書の写し
- 補助金などの額が明らかな書類(交付を受ける場合)
- 源泉徴収票(給与所得者の場合)

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し等
- *その他証明書発行に必要な書類があります。**

証明書発行に必要な書類
についてはP.160 へ

③建築士(建築士事務所に属する建築士に限る)などが用意するもの

- 増改築等工事証明書**
- *発行者の建築士の免許証の写しまたは、免許証明書を添付

証明書発行に必要な書類
についてはP.160 へ

税務署へ下記書類を揃えて確定申告します。

- 確定申告書
- 住宅特定改修特別控除額の計算明細書
- *家屋の持分を共有している方は、それぞれが所定の書類を提出して確定申告します。
- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 長期優良住宅の認定通知書の写し
- 補助金などの額が明らかな書類(交付を受ける場合)
- 源泉徴収票(給与所得者の場合)
- 工事請負契約書の写し(長期優良住宅化リフォームと併わせてその他の増改築等工事を行った場合)
- 増改築等工事証明書**

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の確定申告等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。

制度の種類によって要件や手続きの流れが異なります。長期優良住宅化リフォームの固定資産税減額措置の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

固定資産税の減額措置 について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

住宅の要件

以下のすべてに該当すること

- 長期優良住宅化リフォーム後の家屋の床面積(登記簿表示)が50㎡以上280㎡以下であること
*マンション等は区分所有床面積で判断
- 長期優良住宅化リフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が居住用であること(併用住宅の場合)
- 省エネ改修工事を行う場合は賃貸住宅でない家屋
- 省エネ改修工事を行う場合は平成26年4月1日以前から所在する家屋(マンション等の区分所有家屋の場合は、その専有部分)
- 耐震改修を行う場合は昭和57年1月1日以前から所在する家屋

適用要件を確認する

工事の要件

以下のすべてに該当すること

- 増改築による長期優良住宅の認定を受けていること
- 一定の耐震改修または一定の省エネ改修工事を行っていること
- 耐震改修の工事費用から補助金等を引いた額が50万円超(税込)、または省エネ改修工事の工事費用から補助金等を引いた額が60万円超(税込)*であること
※設備設置工事(①太陽光発電設備 ②高効率空調機・高効率給湯器・太陽熱利用システム)を行う場合は、③窓の断熱改修及び③と併せて行う④天井・壁・床の断熱改修工事の工事費用が50万円(税込)を超え、①～④の合計金額が60万円(税込)を超えること。
- 令和6年3月31日までに工事を完了するものであること

対象工事の詳細は
P.149 へ

他の要件

以下のすべてに該当すること

- 長期優良住宅化リフォームであることについて、増改築工事証明書などにより証明されていること

証明書については
P.173～178 へ

詳しい適用要件については、市区町村にご確認ください。

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 長期優良住宅の認定通知書の写し
- 補助金などの額が明らかな書類(交付を受ける場合)
- 固定資産税減額申告書(申告する市区町村にて取得)

②リフォーム会社が用意するもの

- 長期優良住宅化リフォームが行われたことが確認できる書類
長期優良住宅化リフォームの設計図書、工事前後の写真、領収書等

証明書発行に必要な書類
については P.160 へ

③建築士(建築士事務所に属する建築士に限る)などが用意するもの

- 増改築等工事証明書**
*発行者の建築士の免許証の写しまたは、免許証明書を添付

証明書の発行手続き
については P.160 へ

必要書類は市区町村ごとに異なるため、詳細については市区町村にご確認ください。

工事完了日から3ヶ月以内に当該家屋が所在する市区町村の窓口へ減額措置の申告をします。

- 固定資産税減額申告書
*固定資産税の筆頭者が提出のこと
- 長期優良住宅の認定通知書の写し
- 増改築等工事証明書**

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の申告書等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細については市区町村にご確認ください。

証明書の発行手続き

制度の適用を受ける際には、所定の証明書が必要となります。

証明書の発行者は、リフォームを行った方（消費者）から下記の書類を受理して要件を満たすことを確認しますが、当該リフォームの設計及び工事監理を行った建築士が発行する場合は、設計や工事監理の課程で可能な限り確認しておきましょう。

所得税の控除及び固定資産税の減額措置	
増改築等工事証明書 所得税額控除の申告（確定申告）及び固定資産税の減額の申告の際に必要となります。 昭和63年建設省告示第1274号において、その様式が定められています。	
増改築等工事証明書の詳細は 所得税P.162～、固定資産税P.173～の各記載例を参照	
証明書の発行者	証明を発行できる者は以下①～④のいずれかになります。 ①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る ＊リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、②～④の機関に発行を依頼する必要があります（②～④の業務として行っているかどうかの事前の確認が必要です）。 ②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人
発行前に確認する書類等	<input type="checkbox"/> 増改築を行った家屋の登記事項証明書等 家屋の家屋番号及び所在地、居住者が所有者であること、家屋の床面積の要件を満たしていることを確認 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書又はその写し（左記書類がない場合は、領収書及び工事前後の写真で確認） <input type="checkbox"/> 工事費用内訳書、領収書等 50万円超（税込）の長期優良住宅化リフォームであることや、控除対象工事費用の額を確認 <input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類、写真等 適用対象となる工事を行っていることを確認 <input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等 長期優良住宅化リフォームで補助金を受ける場合は、その交付額を確認

所得税の控除と固定資産税の減額を対象とする証明書の様式は同一のものとなります。ただし、両方を申請する場合は申告先が異なるために証明書が2通必要になります（複写での申請は不可）。詳しくは各記載例をご参照ください。

証明書の様式は別冊の告示編に掲載しています。

又、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

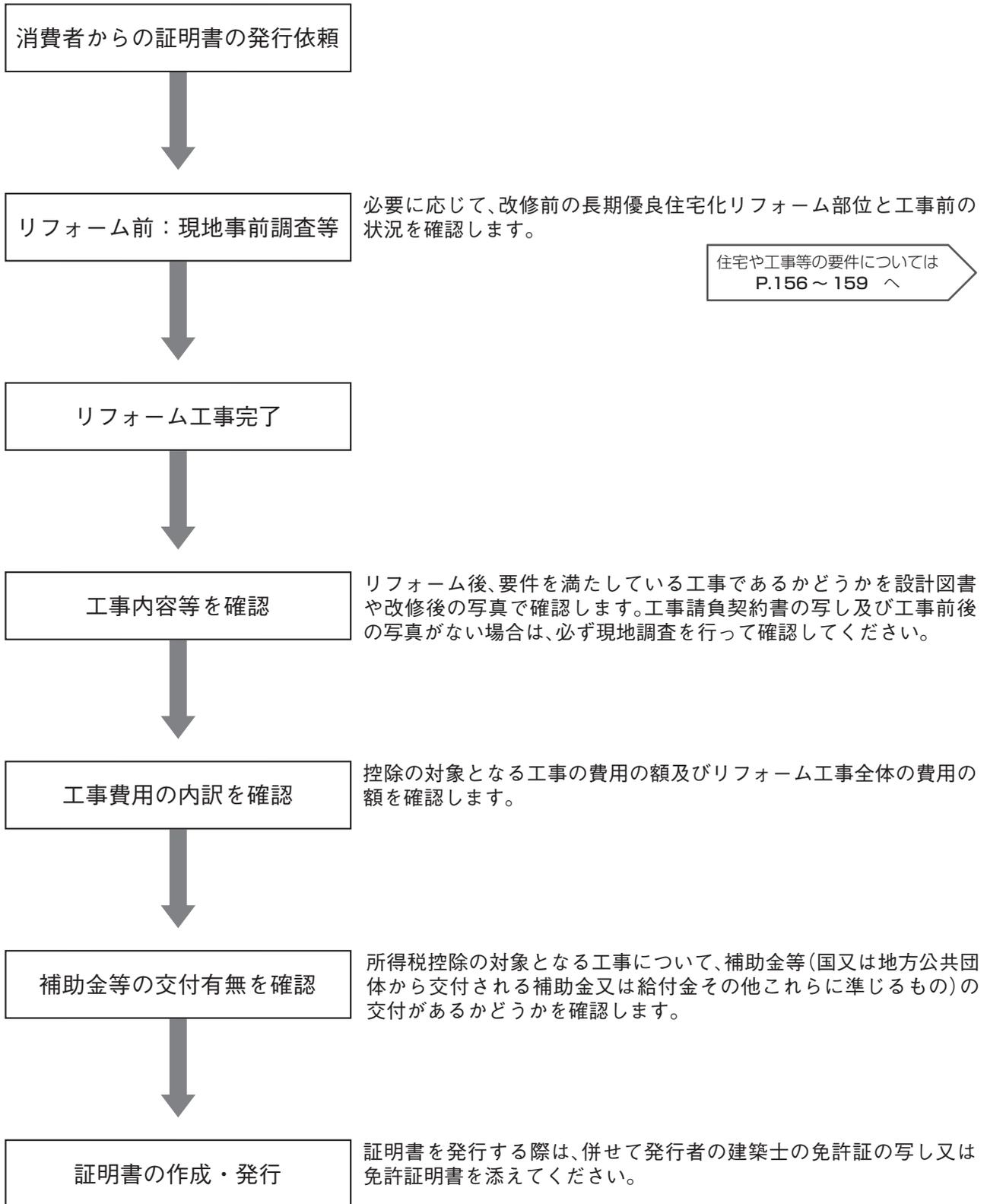
住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度

検索

国土交通省 各税制の概要

検索

建築士等は、制度の適用を受ける消費者からの依頼を受けたら、以下のような流れで証明書を発行します。



証明に関する留意事項については別冊の通達編へ

- 耐震リフォーム
- バリアフリーリフォーム
- 省エネルギーリフォーム
- 同居対応リフォーム
- 長期優良住宅化リフォーム
- 住宅ローン減税
- 贈与税の非課税措置
- 登録免許税の特例措置
- 不動産取得税の軽減措置

長期優良住宅化リフォームの増改築等工事を行った場合(令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合)

「増改築等工事証明書」(全22ページ)の発行にあたり、必要事項の記入をします。リフォーム促進税制リフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で22ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1ページ目

2ページ目

3ページ目

4ページ目

5ページ目

6ページ目

7ページ目

8ページ目

9ページ目

10ページ目

11ページ目

12ページ目

13ページ目

14ページ目

15ページ目

16ページ目

17ページ目

18ページ目

19ページ目

20ページ目

21ページ目

22ページ目

*様式の右上のページは記載例のページに対応する。

* □ 提出書類 □ 記入不要

*該当する箇所に記入の上そのページを提出する。

*備考(P.23～P.42)は提出不要

**長期優良住宅化リフォーム工事を行う場合(リフォーム促進税制)
(令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合)**

記載例
P.153~154の
計算例と対応しています。

床面積:約96㎡

【工事内容、工事費用、補助金等】

1. 耐震リフォーム
 - (1) 工事内容
 - ・ 壁の耐震改修工事
 - (2) 工事費用

標準的な工事費用相当額:2,160,000円
 - (3) 補助金等:200,000円
2. 耐久性向上改修工事
 - (1) 工事費用
 - ① 小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事
 - ② 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事
 - ③ 浴室を浴室ユニットとする工事
 - (2) 工事費用

標準的な工事費用相当額の合計額:1,036,100円
 - (3) 補助金等:0円
3. その他の増改築等工事
 - (1) 工事内容

調理室の床・壁・天井の全面改修(第3号工事)
(キッチンセットの交換を含む)
 - (2) 工事費用

実際に対象工事にかかった費用の合計額:1,900,000円
 - (3) 補助金等:0円

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇	工事を行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記入します。
	氏名	リフォーム 太郎	
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇	
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日	工事が完了した日を記入します。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合(住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

長期優良住宅化リフォームについてリフォーム促進税制の適用を受ける場合は「⑤耐久性向上改修工事等」の欄に記入します。

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

①住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ②地震に対する安全性に係る基準										
②高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替										
③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事									
		<table border="1" data-bbox="579 936 1380 1003"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> <td>4 4地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域		5 5地域	6 6地域	7 7地域
	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域						
		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域						
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等								
		低炭素建築物新築等計画の認定主体									
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号								
		低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日								
	太陽熱利用冷温熱装置の型式										
	潜熱回収型給湯器の型式										
ヒートポンプ式電気給湯器の型式											
燃料電池コージェネレーションシステムの型式											
ガスエンジン給湯器の型式											
エアコンディショナーの型式											
太陽光発電設備の型式											
安全対策工事	有	無									
陸屋根防水基礎工事	有	無									
積雪対策工事	有	無									
塩害対策工事	有	無									
幹線増強工事	有	無									

④多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
	改修工事後				
⑤耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ① 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 ④ 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 ⑧ 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体	○○○○			
	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第○○○○号			
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日	○○年○月○日			
上記と併せて行う第1号工事～第6号工事	第1号工事	1 増築 2 模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその用途が住居以外の用途に供することができるものとして行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 ② 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
	第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			

長期優良住宅の認定を行った、建築物のある地域の所管行政庁名を記載します。

工事内容が重複する場合は、重複しないようにいずれかに振り分けて、該当部分に○を付けてください。

耐震リフォーム
バリアフリーリフォーム
省エネルギーリフォーム
同居対応リフォーム
長期優良住宅化リフォーム
住宅ローン減税
贈与税の非課税措置
登録免許税の特例措置
不動産取得税の軽減措置

第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を実施していない場合のみ選択	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事		
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域	
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3	
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等		
		低炭素建築物新築等計画の認定主体		
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号	
		低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日	
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3

増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 2 2 断熱等性能等級 3 3 断熱等性能等級 4 以上		
	住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称		
		登録番号	第 号	
	住宅性能評価書の交付番号	第 号		
	住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日		
	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事			
	上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
	地域区分	1 1 地域	2 2 地域	
		3 3 地域	4 4 地域	
		5 5 地域	6 6 地域	
		7 7 地域	8 8 地域	
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1	2 等級 2	3 等級 3
	改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 3 2 断熱等性能等級 4 以上		
長期優良住宅建築等計画の認定主体				
長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号			
長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日			

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

(2) 実施した工事の内容

1. 耐震リフォーム(住宅耐震改修)

・木造住宅の壁に係る耐震改修

2. 長期優良住宅化リフォーム(耐久性向上改修工事等)

- ①小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事 4カ所
- ②床下の状態を確認するために点検口を設置する工事 2カ所
- ③浴室を浴室ユニットにする工事 1カ所

3. 第3号工事

・調理室の床・壁・天井の全面改修
キッチンセットの交換

税制の適用要件を満たす工事であることが明確にわかるよう、施工内容を具体的かつ明瞭に記入してください。

(3) 実施した工事の費用の額等

耐久性向上改修工事等についてリフォーム促進税制の適用を受ける場合、耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うときは、⑧～⑪、⑯～⑳に記入します。また、耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行うときは、⑫～⑳の欄に記入します。

① 住宅耐震改修

ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額 円
ウ	アからイを差し引いた額	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円

② 高齢者等居住改修工事等

ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額 円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと200万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円

③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
①	②ア、②イ及び④オの合計額	円
⑧ 耐久性向上改修工事等(併合)	標準的な工事費用相当額について、耐震改修はP.014、耐久性向上改修工事はP.152を参照のこと。	改修工事等のいずれかと併せて行う場合
ア	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	2,160,000円
イ	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	200,000円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	1,960,000円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	1,036,100円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額 (50万円を超える場合)	1,036,100円
キ	ウ及びカの合計額	2,996,100円
ク	キと250万円(対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額	2,500,000円
ケ	キからクを差し引いた額	496,100円

耐久性向上改修工事等を耐震改修または一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合の控除率10%の限度額は250万円です。併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合は350万円です。

標準的な工事費用相当額について、耐震改修はP.014、耐久性向上改修工事はP.152を参照のこと。

●⑥耐久性向上改修工事等の「補助金等の交付の有無」に○を記入してください。

「有」:耐久性向上改修工事等を含む住宅の増改築など工事の費用に関し「国」又は「地方公共団体」から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれている場合。

*「有」の場合には「交付される補助金等の額」の欄に、額を記入します。

「無」:含まれていない場合。

⑨	②ウ、④ウ及び⑧キの合計額	2,996,100円
⑩	②エ、④エ及び⑧クの合計額	2,500,000円
⑪	②オ、④オ及び⑧ケの合計額	496,100円
⑫	耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）	
ア	当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
ク	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ケ	キからクを差し引いた額（50万円を超	円
コ	ウ、カ及びケの合計額	円
サ	コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額	円
シ	コからサを差し引いた額	円
⑬	②ウ、④ウ及び⑫コの合計額	円
⑭	②エ、④エ及び⑫サの合計額	円
⑮	②オ、④オ及び⑫シの合計額	円
⑯	⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額（10%控除分）	2,500,000円
⑰	⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額	2,996,100円
⑱	⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額	496,100円
⑲	①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事	
ア	①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額	1,900,000円
イ	⑲の改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額	円
⑳	⑰の金額と⑱及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額	2,396,100円
㉑	1,000万円から⑯を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）	7,500,000円
㉒	⑳と㉑の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）	2,396,100円

耐久性向上改修工事等を耐震改修及び一般断熱改修工事等と共に行う場合の控除率10%の限度額は500万円です。併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合は600万円です。

対象必須工事超過金額のうち、対象必須工事合計額に関連する金額です。⑦、⑪又は⑮のうちいずれか多い額を記入します。

実際に工事に要した費用の額を記入します。

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った方の情報を記載してください。
(以下の(1)～(4)のいずれかの選択制)

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号			
		登録を受けた地方整備局等名			

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び 登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保 険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)

長期優良住宅化リフォームの増改築等工事を行った場合(令和元年7月以降に工事完了後居住した場合)

「増改築等工事証明書」(全22ページ)の発行にあたり、必要事項の記入をします。リフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で22ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1ページ目

2ページ目

3ページ目

4ページ目

5ページ目

6ページ目

7ページ目

8ページ目

9ページ目

10ページ目

11ページ目

12ページ目

13ページ目

14ページ目

15ページ目

16ページ目

17ページ目

18ページ目

19ページ目

20ページ目

21ページ目

22ページ目

- *様式の右上のページは記載例のページに対応する。
- * □ 提出書類 □ 記入不要
- *該当する箇所に記入の上そのページを提出する。
- *備考(P.23～P.42)は提出不要

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

長期優良住宅化リフォーム工事を行う場合(固定資産税の減額)
(令和4年4月1日以降に工事完了後居住した場合)

記載例

P.153 の計算例の工事内容と対応しています。

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇	工事をを行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記載します。
	氏名	リフォーム 太郎	
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇	
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日	工事が完了した日を記載します。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合(住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別 <記入不要です。>

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替				
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替				
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下				
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準				
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替				
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事			
		上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事			
		<table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 5 5地域</td> <td>2 2地域 6 6地域</td> <td>3 3地域 7 7地域</td> <td>4 4地域 8 8地域</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域
地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域	
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3				

固定資産税の減額を受ける場合に記載します。

II. 固定資産税の減額

1-1. 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	1 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	-------------------------------------

1-2. 地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 1 増築 2 改築 3 修繕 ④ 模様替	
	工事の内容	木造住宅の壁に係る耐震改修工事
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		5,100,000 円
上記のうち耐震改修の費用の額		2,200,000 円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		○○○○
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第○○○○○号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		○○年○月○日

長期優良住宅の認定を行った、建築物のある地域の所管行政庁名を記載します。

2. 熱損失防止改修工事等をこととなった場合

工事の種別及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事		
		上記と併せて行った改修工事	1 天井等の断熱性を高める改修工事		
			2 壁の断熱性を高める改修工事		
	3 床等の断熱性を高める改修工事				
	断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事	4 太陽熱利用冷温熱装置		型式：	
		5 潜熱回収型給湯器		型式：	
		6 ヒートポンプ式電気給湯器		型式：	
		7 燃料電池コージェネレーションシステム		型式：	
		8 エアコンディショナー		型式：	
		9 太陽光発電設備		型式：	
工事の内容					

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額		
ア	断熱改修工事に係る費用の額	円
イ	断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 ウ 交付される補助金等の額	円
①	アからウを差し引いた額	円
エ	断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の 取替え又は取付けに係る工事の費用の額	円
オ	エの工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 カ 交付される補助金等の額	円
②	エからカを差し引いた金額	円
工事費用の確認（下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること）		
③	①の金額が60万円を超える	<input type="checkbox"/> 左記に該当する
	上記③に該当しない場合	
④	①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円 を超える	<input type="checkbox"/> 左記に該当する
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合		
	長期優良住宅建築等計画の認定主体	
	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

証明を行った方の情報を記載してください。
(以下の(1)~(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

押印は認印でも構いません。

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	建築士の場合	氏名			
		一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
	建築基準適合判定資格者の場合	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)			
		登録を受けた地方整備局等名	登録番号		

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び 登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保 険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)

VI.

住宅ローン減税編

1. 概要

1-1. 増改築等の減税制度

増改築等のリフォームを対象とした税の優遇措置 P.180

1-2. 対象となるリフォームとは

1) 対象となるリフォームの種類 P.181

2) 減税制度の告示・通達 P.182

1-3. 減税額の計算

住宅ローン減税の控除額 P.183

1-4. 手続きの流れ

住宅ローン減税の要件と手続き P.184

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

住宅ローン減税の証明書の種類と発行の流れ P.186

2-2. 証明書の発行

増改築等工事証明書(住宅ローン減税用) 記載例 P.188

3. その他

3-1. 既存住宅の取得時に必要となる証明書

1) 証明書の種類と発行の流れ(住宅ローン減税用) P.194

2) 耐震基準適合証明書(住宅ローン減税用) 記載例 P.196

3) 耐震基準適合証明申請書 仮申請書(住宅ローン減税用) 記載例 P.198

3-2. 買取再販住宅の取得を対象とした税の優遇措置

1) 制度概要、買取再販住宅の要件、対象リフォーム、必要となる書類 P.200

2) 増改築等工事証明書(買取再販住宅の取得時用) 記載例 P.202

増改築等のリフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

所得税額の控除

増改築等のリフォームを対象とした所得税額の控除には「住宅ローン減税」があります。

制度の概要	所得税額の控除	
	住宅ローン減税	
制度名	【住宅借入金等特別控除】	
適用期間	令和7年12月31日*まで	
対象となるリフォーム	償還期間10年以上の借入金により行う一定の住宅リフォーム	対象となる住宅、工事等の詳細はP.184へ
控除	年末ローン残高の0.7%相当分10年間*の最大控除額	
	改修後の居住開始年	最大控除額
	平成26年～令和3年	400万円
	令和4年～令和7年	140万円
	控除額の計算方法はP.183へ	
控除の対象期間	リフォーム後居住を開始した年から10年分(注)	
申告の窓口	税務署(確定申告)	手続きの流れはP.187へ

○「住宅ローン減税」と「贈与税の非課税措置」を併用することはできませんが、住宅ローン減税の控除額を算出する際には、リフォームに要した費用の額が贈与の特例を受ける部分の金額を控除した残額となります。

住宅ローン減税

- ・年末のローン残高の0.7%を所得税(一部、翌年の住民税*)から10年間控除*する制度。
- ・自らが居住する住宅の取得等について、控除限度額等は以下の表の通りになります。

(入居時期令和4年1月1日～令和7年12月31日)

控除対象借入限度額	控除率	控除期間	所得税からの控除限度額	住民税からの控除上限額
2,000万円	0.7%	10年間	140万円	9.75万円/年 (前年課税所得×5%)

※ 前年分の所得税から控除しきれない場合、翌年度の住民税から控除

* **令和3年特例措置**(契約:令和2年12月1日～令和3年11月30日)

消費税率10%が適用される増改築等工事に係る契約を令和2年12月1日～令和3年11月30日の間に締結し、令和4年12月31日までに居住を開始した場合、控除期間が13年間になります。適用の11年目～13年目までの各年の控除限度額は以下のいずれか小さい額となります。

① 年末ローン残高(上限4,000万円)の1% ② 増改築等工事費用の額(上限4,000万円)の2/3%

○ 令和4年1月1日以降に買取再販住宅(宅地建物取引業者により増改築等が行われた住宅)に居住する場合で、一定の適用要件を満たすときには、環境性能に応じた控除対象借入限度額等の上乗せ措置を利用することができます。詳細はP.200をご覧ください。

1) 対象となるリフォームの種類

住宅ローン減税(所得税額控除)の対象となるリフォームは次の通りです。

通達編「増改築等工事証明書」参照のこと

対象となるリフォームの種類 【租税特別措置法施行令第26条第33項】	
第1号工事 (増改築等)	<p>増築、改築、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物と一体でなければ生活を営めず単独では住宅機能を有しない別棟の建物も該当 ・大規模修繕・模様替えとは建築物の主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根又は階段)の1種以上について行う過半の修繕・模様替え
第2号工事 (増改築等)	<p>マンション等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの一定の修繕又は模様替え</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え(遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)
第3号工事 (増改築等)	<p>家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え</p>
第4号工事 (耐震)	<p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替え</p>
第5号工事 (バリアフリー)	<p>国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替え</p> <p>①通路又は出入口の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧床材の取替</p>
第6号工事 (省エネ)	<p>国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕・模様替え、相当程度資する、修繕・模様替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての居室の全ての窓の断熱改修工事*及びこれと併せて行う天井等、壁、床等の断熱性を高める工事 *住宅性能評価書又は増改築による長期優良住宅の認定通知書により改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象 ・改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前より一段階相当以上上がると認められること

当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含まず。

*第6号工事の内容は「Ⅲ.省エネリフォーム編」のP.079をご参照ください。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

住宅ローン減税	
告示	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3号工事の対象となる室 平成5年建設省告示 第1931号 ● 第4号工事 平成14年国土交通省告示 第271号 ● 第5号工事 平成19年国土交通省告示 第407号 ● 第6号工事 平成20年国土交通省告示 第513号 ● 増改築等工事証明書 昭和63年建設省告示 第1274号 ● 建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準 平成18年国土交通省告示 第185号 <p>中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取得の日までに必要な書類 平成26年国土交通省告示 第430号 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震基準適合証明申請書仮申請書 (別表1) ・ 建設住宅性能評価仮申請書 (別表2) ● 居住の日等までに必要な書類 平成26年国土交通省告示 第431号
通達	<ul style="list-style-type: none"> ● 「増改築等工事証明書」について 令和4年5月20日付 (国住政第19号／国住生第75号／国住指第127号)

既存住宅の取得	
告示	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震基準適合証明書 平成21年国土交通省告示 第685号
通達	<ul style="list-style-type: none"> ● 「建築士等の行う証明」について 平成17年4月1日付 (国住備第2号／国住生第1号／国住指第4号)

買取再販住宅の取得	
告示	<ul style="list-style-type: none"> ● 増改築等工事証明書 令和4年国土交通省告示第423号 昭和63年建設省告示第1274号
通達	<ul style="list-style-type: none"> ● 「増改築等工事証明書」について 令和4年5月20日付 (国住政第19号／国住生第75号／国住指第127号)

「住宅ローン減税」は償還期間10年以上の借入金により行うリフォームにおいて適用可能な制度です。リフォームを完了し令和7年12月31日までに居住を開始した場合に、リフォーム後居住を開始した年から10年分の所得税額が一定額まで控除されます*。

各年の控除額は、年末のリフォームローン残高の0.7%に相当する額となります。

1年分の控除額

リフォームローン残高証明書に書かれた年末残高を確認しましょう。

対象となる工事費用相当分の年末ローン残高^{※1}

円

×

控除率

0.7%

=

控除額^{※2※3}

円

*特定の要件を満たすことで、控除期間13年の措置を受けられる場合があります。P.180*をご参照ください。

*100円未満の端数は切り捨て

※1 補助金等*及び贈与税の非課税措置を受ける場合について

控除額の対象となる年末ローン残高は、実際にかかった工事費用の額から当該工事についての補助金等や贈与税の非課税額を除いた額と、年末ローン残高のいずれか低い方の額になります。

*国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金、その他これらに準じるもの。

※2 実際の控除額について

・所得税額の控除では、上記の方法で控除額を算出しますが、実際は所得税の納税額を限度として控除されます。

所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は源泉徴収票等で確認することができます。

・家屋の持分が共有である場合は、持ち分に応じた額となります。

※3 併用住宅等の控除額について

当該工事を行った部分に居住用以外の用に供する部分がある場合には、当該工事の全費用の額に、全体工事費のうち居住の用に供する部分に係る工事費用の額の占める割合を乗じて計算します。

●個人住民税の控除について

住宅ローン減税の控除額(毎年末のローン残高の0.7%)まで所得税額から控除しきれない場合は、その分が翌年度の個人住民税から控除されます。ただし、個人住民税からの控除額は、当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高9.75万円)が上限となります。

●リフォームの借入金について

対象となるリフォームローンの種類については税務署や国税庁ホームページなどでご確認ください。

住宅ローン減税の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

住宅ローン減税について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- リフォームを行う方が所有し、居住する家屋
* 居住用家屋を2以上所有する場合は、主として居住している家屋に限定
- リフォーム後の家屋の床面積(登記簿表示)が50㎡以上^(注)
* 店舗や事務所などを持つ併用住宅の場合は、その住宅の床面積の1/2以上が居住の用に供されることが必要(床面積は建物全体で判断)
* 親子等2世帯住宅の場合は、他の人の共有部分を含めた建物全体の床面積で判断
* マンション等は区分所有床面積で判断
- リフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が自己の居住用であること
(併用住宅の場合)

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 第1号～6号工事までのいずれかの工事であること
- 上記の工事費用額が100万円超(税込)*であること
* 当該工事について、国又は地方公共団体からの補助金又は給付金等の交付を受ける場合には、工事費用から交付額を差し引いた金額で判定
- 上記の工事費用額のうち、自己の居住用部分の費用が1/2以上であること
(併用住宅の場合)

その他の要件

以下の全てに該当すること

- その年の合計所得金額が2,000万円以下であること
- 当該リフォーム等のために償還期間が10年以上の住宅ローン等があること
- 適用の対象となるリフォームであることが、増改築等工事証明書などにより証明されること
- リフォーム後、令和7年12月31日までに居住開始すること
- リフォーム完了の日から6ヶ月以内に居住し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続いて住んでいること

証明書については
P.188～193へ

他の税の優遇制度と併用する場合は、以上の要件を満たしていても当該制度の適用を受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

(注) 合計所得1,000万円以下の者については、令和2年12月1日から令和3年11月30日の間に、増改築等工事に係る契約を締結し、令和4年12月31日までに居住を開始した場合、床面積が40㎡以上でも対象となります。P.180 *もご参照ください。

適用要件を確認する

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 補助金等の額が明らかな書類(交付を受ける場合)
- 源泉徴収票(給与所得者の場合)
- リフォームローン等の年末残高証明書

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し等

* その他証明書発行に必要な書類があります。

証明書発行に必要な書類
については P.186 へ

③建築士(建築士事務所登録している事務所に属する建築士に限る)等が用意するもの

- 増改築等工事証明書**

* 発行者の建築士の免許証の写し又は免許証明書を添付

* 第1号工事に限り、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えのうち、建築確認を伴うリフォームの場合は、申告の際に「確認済証」の写し又は「検査済証」の写しを提出すれば「増改築等工事証明書」は不要です。

証明書の発行手続きについては
P.186 へ

[参考]既存住宅を取得する場合の建物要件(リフォーム実施のみの場合は必要ありません)

1. 昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)
2. 1以外の場合、次のいずれかの書類により、耐震基準を満たすことが証明された建物
 - ・「耐震基準適合証明書」(住宅の取得の日前2年以内に家屋調査が終了したもの)
 - ・「建設住宅性能評価書」(住宅の取得の日前2年以内に評価されたもの)
 - ・「既存住宅売買瑕疵保険契約の保険付保証証明書」(住宅の取得の日前2年以内に締結されたもの)
3. 現行の耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合
 - 所要の手続き①及び②の書類により耐震基準を満たすことが証明された建物
 - ・手続き①「耐震基準適合証明書」等の申請、又は仮申請を行う(引渡しまで)
 - ・手続き②「耐震基準適合証明書」等を受ける(耐震改修工事完了後入居の日まで)

上記の2・3の場合の証明書の発行及び手続きについては P.196 へ

税務署へ下記書類を揃えて確定申告をします。

給与所得者の2年目以降の手続きは年末調整が可能です。

- 確定申告書
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書
 - * 家屋の持分を共有している方は、それぞれが所定の書類を提出して確定申告をします。
- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 源泉徴収票(給与所得者の場合)
- リフォームローン等の年末残高証明書
- 補助金等の額が明らかな書類(交付を受ける場合)
- 工事請負契約書の写し
- 増改築等工事証明書**

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の確定申告等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。

証明書の発行手続き

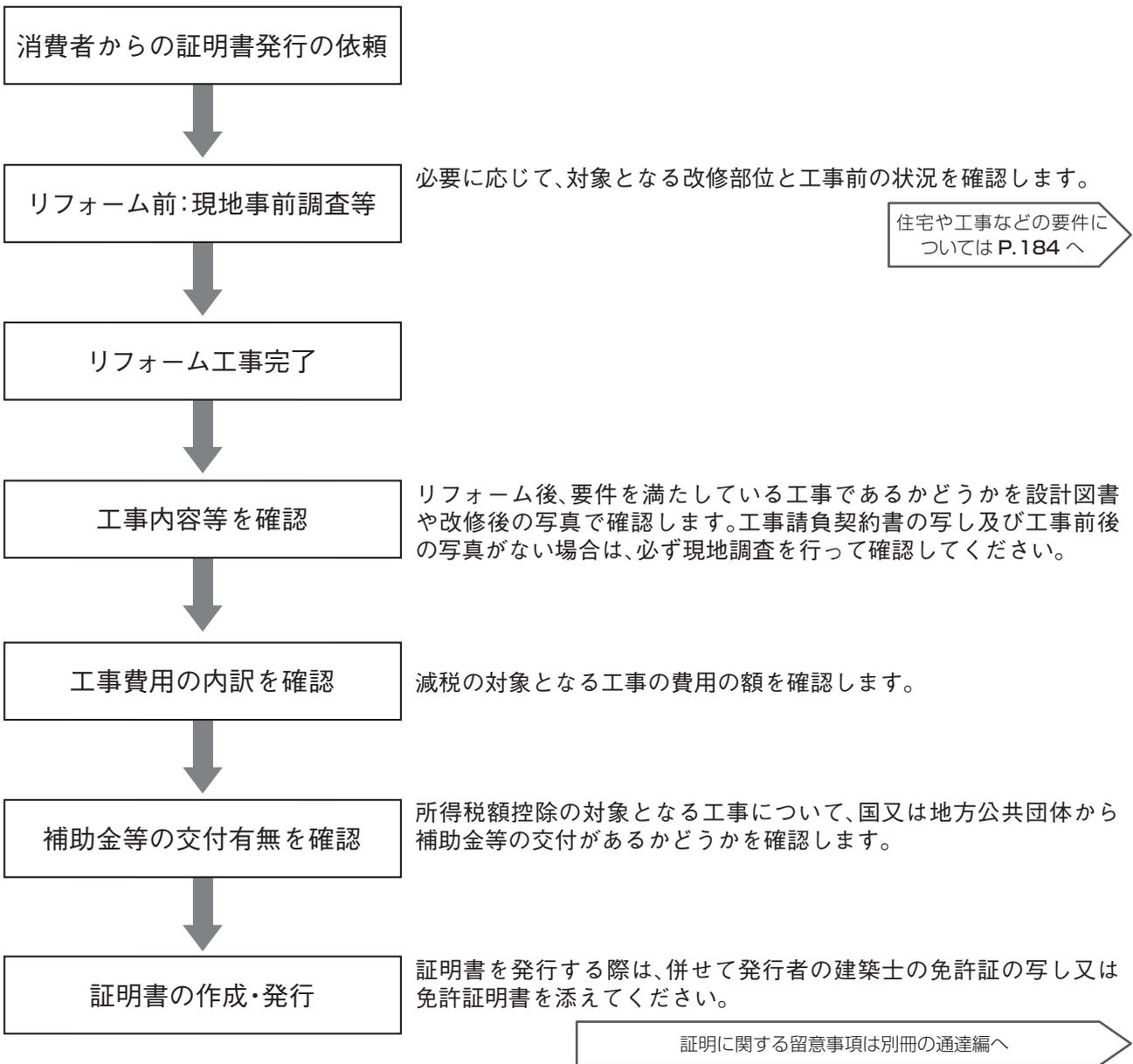
制度の適用を受ける際には、工事の内容を特定するため、所定の証明書が必要となります。

証明書の発行者は、リフォームを行った方から下記の書類等を受理して要件を満たすことを確認します。平成29年4月1日以降に改修工事を完了して居住した場合に以下の内容となります。

住宅ローン減税(所得税額の控除)	
	<p>増改築等工事証明書[※]</p> <p>所得税額控除の申告(確定申告)の際に必要となります。 昭和63年建設省告示第1274号において、その様式が定められています。</p> <p>※ 第1号工事に限り、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えのうち、建築確認を伴うリフォームの場合は、申告の際に「確認済証」の写し又は「検査済証」の写しを提出すれば、「増改築等工事証明書」は不要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 増改築等工事証明書の詳細は P.188～193の記載例を参照 </div>
証明書の発行者	<p>以下①～④のいずれかとなります。</p> <p>①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士 ②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人</p>
証明書の発行前に確認する書類等の例	<p><input type="checkbox"/> 増改築等を行った家屋の登記事項証明書等 家屋の家屋番号及び所在地等を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し（左記書類がない場合は、領収書及び工事前後の写真で確認） 改修年月日、改修事実を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事費用内訳書等 100万円超のリフォームであることや、工事費用の額を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類等 適用対象となる工事を行っていることを確認</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等</p>

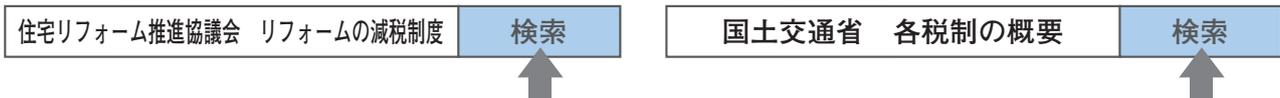
住宅ローン減税の手続きの流れ

建築士等は、制度の適用を受ける消費者からの依頼を受けたら、以下のような流れで証明書を発行します。



証明書の様式は、別冊の告示編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。



耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

住宅ローン減税の増改築等工事を行った場合（令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合）

「増改築等工事証明書」（全 22 ページ）の発行にあたり必要事項の記入をします。リフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で 22 ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1 ページ目

2 ページ目

3 ページ目

4 ページ目

5 ページ目

6 ページ目

7 ページ目

8 ページ目

9 ページ目

10 ページ目

11 ページ目

12 ページ目

13 ページ目

14 ページ目

15 ページ目

16 ページ目

17 ページ目

18 ページ目

19 ページ目

20 ページ目

21 ページ目

22 ページ目

- *様式の右上のページは記載例のページに対応する。
- * □ 提出書類 □ 記入不要
- *該当する箇所に記入の上そのページを提出する。
- *備考(P.23～P.42)は提出不要

**住宅ローン減税の増改築等
工事を行った場合**
(令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合)

工事内容:

- ①屋根全体の葺き替え(スレート材→銅板材)【第1号工事】
 - ②居室(洋間2室、和室1室)、LDK、納戸の全面改修【第3号工事】
 - ③浴室、トイレ、洗面室の全面改修及び給排水設備の交換【第3号工事】
 - ④廊下に手すり取り付け【第5号工事】
- 工事費用:20,000,000円、補助金交付なし

第1～6号工事の内容については P.181 へ

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日

工事を行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記入します。

I. 所得税額の特別控除

工事内容が重複する場合は、重複しないようにいずれかに振り分けて、該当部分に○を付けてください。

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合(住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

住宅ローン減税の適用を受ける場合1.(1)、(2)、(3)に記入します。

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 ④ 大規模の模様替	
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替	
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ① 居室 ② 調理室 ③ 浴室 ④ 便所 ⑤ 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下	
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 ⑤ 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替	
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事
		上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事
		地域区分
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3

マンション専有部分

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓				
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等				
		低炭素建築物新築等計画の認定主体				
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第	号		
	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日				
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事			
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
			地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3		
			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級2 2 断熱等性能等級3 3 断熱等性能等級4以上		
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称		
				登録番号	第	号
住宅性能評価書の交付番号			第		号	
住宅性能評価書の交付年月日			年 月 日			
増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合				エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事		
	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事					
	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域		2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3				

			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 3 2 断熱等性能等級 4 以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

(2) 実施した工事の内容

税制の適用要件を満たす工事であることが明確に分かるよう、施工内容を具体的かつ明瞭に記入してください。

1. 第1号工事：屋根の大規模模様替え工事

- ・既存屋根の全体の葺き替え(スレート材→ガルバリウム鋼板)

2. 第3号工事：

- ①居室(洋室6畳、8畳、和室4.5畳、収納を含む)、LDK、納戸の床・壁・天井の全面改修と下記の工事

- ・LDKの間仕切りを撤去して一部屋に改修し、キッチンセットを交換
- ・和室4.5畳を洋室に改修、押入れを収納に改修

- ②浴室、トイレ及び洗面室の床・壁・天井の全面改修と下記の工事

- ・トイレの便器交換
- ・洗面室の洗面台の交換
- ・浴室のユニットバスの交換
- ・給排水設備の交換

押入、出窓、床の間等改修しない場合も床又は壁の全部について改修したとみなす

3. 第5号工事：

- ・廊下に手すり(80cm)2ヵ所の取り付け

工事内容の欄

- 控除の対象となる工事であることがわかるよう具体的に記入します。

(例) ・工事を行った家屋の部分、工事面積
・工法

- 控除の対象となる工事であることがわかるよう具体的に記入します。

(例) ・第2号工事で遮音のための性能を向上した場合は、使用した材料、及び施工部位
・第4号工事の場合は耐震改修工事の内容
・第6号工事の場合は省エネ改修工事の内容

税込

(3) 実施した工事の費用の額等

① 第1号工事～第6号工事に要した費用の額	20,000,000 円
② 第1号工事～第6号工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
③ ①から②を差し引いた額 (100万円を超える場合)	20,000,000 円

・第1号から第6号工事(租税特別措置法施行令第26条第28項他)に該当する工事(住宅ローン減税の適用を受けることが出来る工事)のみの金額を記入してください。

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

証明を行った方の情報を記入してください。
(以下の(1)~(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

押印は認印でも構いません。

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号		
			登録を受けた地方整備局等名		

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				

(用紙 日本産業規格 A4)

証明書の発行手続き

リフォームの他、一定の既存住宅の取得時において住宅ローン減税を受ける場合には以下の証明書発行手続きが必要になります。

*昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)や、当該家屋について耐震等級に係る評価が等級1、2又は3である住宅性能評価書が住宅取得日前2年以内に交付されている場合等は、耐震基準適合証明書は必要ありません。

住宅ローン減税(所得税額控除)	
耐震基準適合証明書	既存住宅に係る建設住宅性能評価書 又は 既存住宅売買瑕疵保険付保証明書
<p>●「昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)」以外の非耐火建築物である家屋の取得の場合 建物が地震に対する安全性基準に適合するものとして、家屋の取得日前2年以内の証明書が必要です。平成21年国土交通省告示685号において、様式が定められています。</p> <p>●現行の耐震基準に適合しない中古住宅を取得して耐震改修工事を行う場合 所要の手続き①及び②の書類により耐震基準を満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続き① 「耐震基準適合証明申請書」「建設住宅性能評価申請書」の申請、又は仮申請を行う(引渡しまで) ・手続き② 「耐震基準適合証明書」等を受ける(耐震改修工事完了後入居の日まで) 平成26年国土交通省告示第430号において、様式が定められています。 	<p>●建設住宅性能評価書 耐震等級又は免震建築物であることを証明するものです。家屋の取得日前2年以内に家屋の調査が完了又は評価されていること。</p> <p>●既存住宅売買瑕疵保険付保証明書 住宅の取得の日前2年以内に締結されていること。</p>
<p>以下①～④のいずれか</p> <p>①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士 ②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人 *証明業務を行っていない機関等もあります。</p>	<p>建設住宅性能評価書:以下③ 既存住宅売買瑕疵保険付保証明書:以下④ 注:建築士による当該証明書の発行はできません。</p>
<p>発行前に確認する書類等の例</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類等 <input type="checkbox"/> 過去に行われた耐震診断又は耐震改修に関する書類がある場合は当該書類 <input type="checkbox"/> 建築確認済証がある場合は当該書類</p>	

証明書は減税制度の種類や工事の内容により記載欄が異なります。詳しくは記載例をご参照ください。

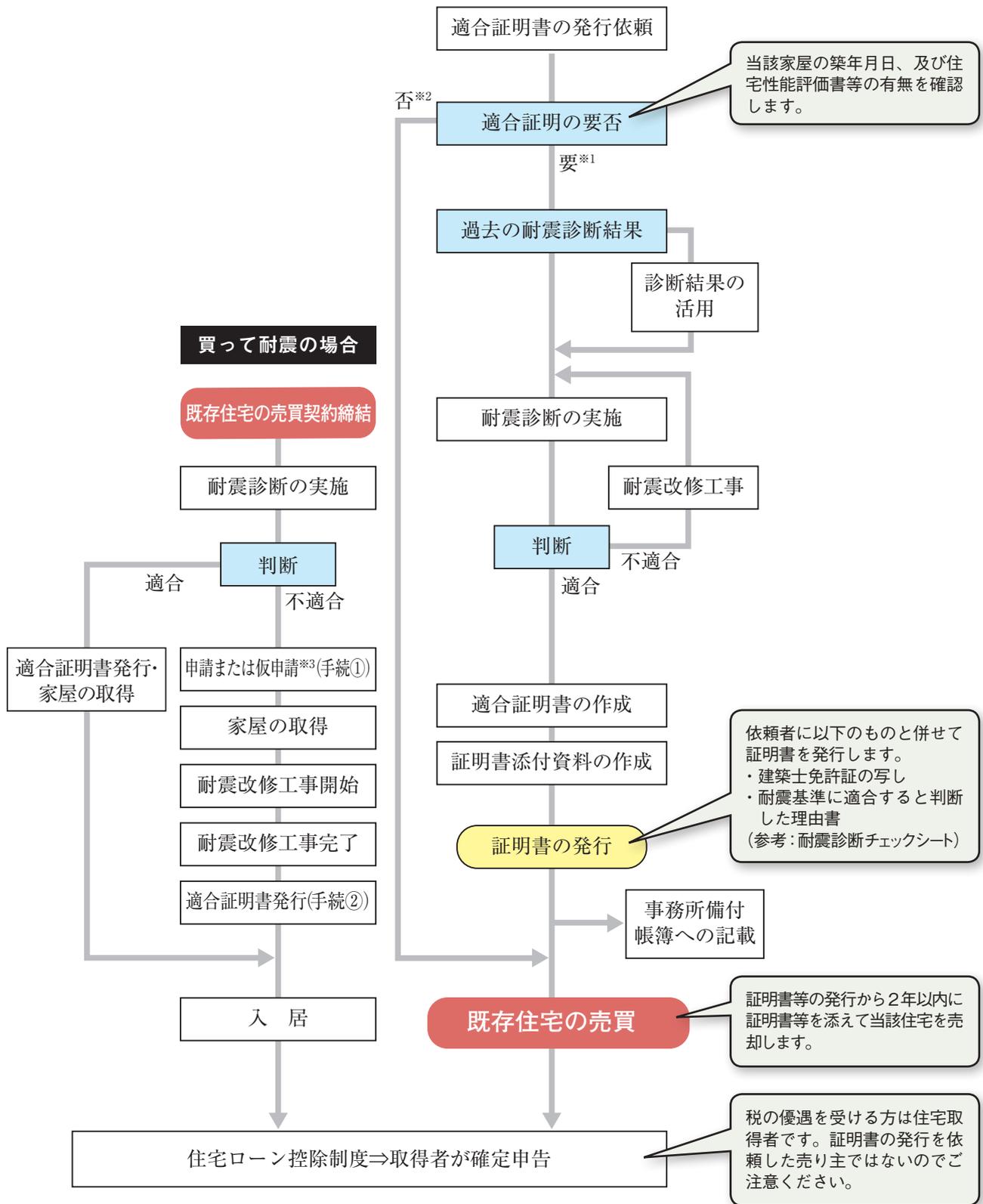
証明書の様式は、別冊の告示編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度	検索	国土交通省 各税制の概要	検索
-------------------------	----	--------------	----

耐震基準適合証明書が必要な場合の手順

建築士が証明書を発行する際の流れは以下のようになります。



- ※ 1 「昭和 57 年 1 月 1 日以後に新築された住宅（新耐震基準適合住宅）」以外の住宅
- ※ 2 昭和 57 年 1 月 1 日以後に新築された住宅（新耐震基準適合住宅）1 月 1 日以後に新築又は有効期限（2 年）内の証明書若しくは既存住宅性能評価書（耐震等級 1 以上）あり
- ※ 3 耐震基準適合証明書の申請書／仮申請書は証明書発行者に対して提出します。

耐震リフォーム
バリアフリーリフォーム
省エネルギーリフォーム
同居対応リフォーム
長期優良住宅化リフォーム
住宅ローン減税
贈与税の非課税措置
登録免許税の特例措置
不動産取得税の軽減措置

証明書記入にあたっての詳細は、別冊 告示編の証明書の備考を参照のこと

住宅ローン減税用

別表

証明書の発行依頼者の住所と氏名について、作成する日の現状により記入してください。

耐震基準適合証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地	東京都千代田区〇〇〇	
家屋調査日	〇〇年〇〇月〇〇日	
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ② 地震に対する安全性に係る基準	

家屋番号と所在地は調査を行った住宅の建物登記簿に記載されたものとなります。

1. 建築基準法施行令の耐震基準に適合するもの
 2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震基準に適合するもの
 のいずれか適合する番号に○を付けてください。

上記の家屋が租税特別措置法施行令

- (イ) 第23条第5項
- (ロ) 第24条の2第3項第1号
- ③ (ハ) 第26条第2項
- (ニ) 第40条の4の2第3項
- (ホ) 第40条の5第2項

に定める地震に対する安全性に係る基準に適合することを証明します。

活用する税の制度の番号に○を付けてください。
 (イ) 空き家譲渡所得の特別控除
 (ロ) 買換時の長期譲渡所得課税
 (ハ) 住宅ローン減税
 (ニ) 贈与税の非課税措置
 (ホ) 贈与税相続時精算課税

証明年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-----------

証明を行った方の情報を記入してください。(以下の1～4のいずれかの選択制)

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎	印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号 △△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所	
	所在地	東京都千代田区□□□	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	登録年月日及び登録番号 △△-××××

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称		印
	住所		
	指定年月日及び指定番号		
	指定をした者		
調査を行った建築士又は建築士事務所	氏名		
	建築士 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号 △△-□□□

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号				

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号				

(用紙 日本産業規格 A4)

証明書記入にあたっての詳細は、別冊 告示編の証明書の備考を参照のこと

別表 1

耐震基準適合証明申請書
仮申請書

申請者 (家屋取得 (予定)者)	住所 氏名	東京都千代田区〇〇〇 リフォーム 太郎
家屋取得日(予定日)	〇〇年〇〇月〇〇日	
取得(予定)の 家屋番号及び所在地	東京都千代田区〇〇〇	
耐震改修工事開始予定 日	〇〇年〇〇月〇〇日	

家屋番号と所在地は調査を行った住宅の建物登記簿に記載されたものとなります。

上記の家屋について、租税特別措置法第四十一条第三十三項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においては居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においては取得期限までに、これらの規定に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請(当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には仮申請。以下同じ。)します。

申請年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-----------

※当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には、以下の欄に記載

正式な申請が困難な理由(※以下の項目にチェックを記載)
<input checked="" type="checkbox"/> 耐震改修工事を行う事業者が確定していないため <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の設計が確定していないため <input type="checkbox"/> その他の事由の場合、以下の空欄に記載 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 50px; margin-top: 5px;"></div>

※受付欄

証明を行った方の情報を記載してください。(以下の1~4のいずれかの選択制)

1. 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合

申請を受けた建 築士	氏名	増改築 一郎	印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号 △△-□□□
申請を受けた建 築士の属する建 築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所	
	所在地	東京都千代田区□□□	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	
	登録年月日及び登録番号	△△-××××	
申請受理日	〇〇年〇〇月〇〇日		

2. 申請を受けた者が指定確認検査機関の場合

申請を受けた指定確認検査機関	名 称	印
	住 所	
	指定年月日及び 指定番号	
	指定をした者	
申 請 受 理 日	年 月 日	

3. 申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合

申請を受けた登録住宅性能評価機関	名 称	印
	住 所	
	登録年月日及び 登録番号	
	登録をした者	
申 請 受 理 日	年 月 日	

4. 申請を受けた者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

申請を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称	印
	住 所	
	指 定 年 月 日	
申 請 受 理 日	年 月 日	

(用紙 日本産業規格 A4)

1) 制度概要、買取再販住宅の要件、対象リフォーム、必要となる書類

(1) 買取再販住宅(宅地建物取引業者により増改築等が行われた住宅)を取得する場合の制度概要

住宅	居住年	控除対象借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	令和4年1月～令和5年12月	5,000万円	0.7%	13年間
	令和6年1月～令和7年12月	4,500万円		
ZEH水準省エネ住宅	令和4年1月～令和5年12月	4,500万円		
	令和6年1月～令和7年12月	3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和4年1月～令和5年12月	4,000万円		
	令和6年1月～令和7年12月	3,000万円		
その他の住宅	令和4年1月～令和5年12月	3,000万円	13年間	
	令和6年1月～令和7年12月	2,000万円	10年間	

(2) 買取再販住宅の要件

以下のいずれも満たす必要があります。

- 宅地建物取引業者から当該家屋を取得したこと
- 宅地建物取引業者が住宅を取得してから、リフォーム工事を行って再販売するまでの期間が2年以内であること
- 取得の時に、新築された日から起算して10年を経過した家屋であること
- 建物価格に占めるリフォーム工事の総額(「(3)対象工事」1～7に該当する工事に要した費用の総額)の割合が20%(リフォーム工事の総額が300万円を超える場合には300万円)以上であること
- 当該家屋について、以下のいずれかに該当するリフォーム工事が行われたこと
 - 1) 「(3)対象工事」1～6に該当するリフォーム工事を行い、工事の合計額が100万円を超えること
 - 2) 50万円を超える、「(3)対象工事」4～6のいずれかに該当する工事を行うこと
 - 3) 50万円を超える、「(3)対象工事」7に該当する工事を行うこと

(3) 対象工事

1. 増築、改築、建築基準法上の大規模の修繕又は大規模の模様替
2. マンションの場合で、床又は階段・間仕切壁・主要構造部である壁のいずれかの過半について行う修繕又は模様替
3. 居室・調理室・浴室・便所・洗面所・納戸・玄関・廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替
4. 一定の耐震基準に適合させるための修繕又は模様替
5. 一定のバリアフリー改修工事：以下のいずれか①～⑧の工事
 - ①車いすで移動するための通路又は出入口の拡幅
 - ②階段の勾配の緩和
 - ③一定の浴室の改良
 - ④一定の便所の改良
 - ⑤手すりの取付け
 - ⑥段差の解消
 - ⑦一定の出入口の戸の改良
 - ⑧滑りにくい床材料への取り替え
6. 一定の省エネ改修工事：改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準以上となる工事で、以下の①又は①の工事と併せて行う②から④の工事。地域区分毎に要件が異なる。
 - ①以下のいずれかに該当する工事
 - ・全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は日射遮蔽性を高める工事
 - ・改修後の住宅全体の省エネ性能が確保される場合((i)断熱等性能等級4以上又は(ii)一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3)に限り、居室の窓の断熱性を高める工事又は日射遮蔽性を高める工事

②天井及び屋根の断熱改修

③壁の断熱改修

④床の断熱改修

7. 給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替（リフォーム工事瑕疵保険契約が締結されているものに限る）

(4) 適用を受けるために必要な書類

1. 適用を受けるために必要な書類

- ・ 計算明細書
- ・ 住宅ローンの年末残高等証明書
- ・ 登記事項証明書
- ・ 売買契約書の写し
- ・ 増改築等工事証明書
- ・ 給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分の瑕疵を担保するリフォーム工事瑕疵保険契約（「(3) 対象工事」7に該当する工事を実施した場合）

○ 既存住宅で登記簿上の建築日付が1981年12月31日よりも前のものである場合

- ・ 耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書（耐震等級に係る評価が1、等級2又は等級3であるものに限る）の写し又は既存住宅売買瑕疵保険契約付保証証明書

2. 住宅の性能に応じて必要になる書類

○ 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅である場合

- ・ 長期優良住宅認定通知書又は低炭素住宅認定通知書の写し
- ・ 認定長期優良住宅建築証明書若しくは認定低炭素住宅建築証明書
- ・ 承継通知書の写し

○ ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅である場合

- ・ 各基準への適合を証する建設住宅性能評価書^{*2}の写し又は住宅省エネルギー性能証明書
- ※ 断熱等級・一次エネ等級の双方の評価が基準を満たすことを証するものに限ります。

耐震
リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネ
リフォーム

同居
対応
リフォーム

長期
優良
住宅
化
リフォーム

住宅
ローン
減税

贈与
税の
非課
税
措置

登録
免許
税の
特例
措置

不動産
取得
税の
軽減
措置

住宅ローン減税 [買取再販住宅(宅地建物取引業者により増改築等が行われた住宅)を購入した場合 (令和4年1月1日以後に居住した場合)]

「増改築等工事証明書」(全 22 ページ) の発行にあたり必要事項の記入をします。リフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で 22 ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1 ページ目

2 ページ目

3 ページ目

4 ページ目

5 ページ目

6 ページ目

7 ページ目

8 ページ目

9 ページ目

10 ページ目

11 ページ目

12 ページ目

13 ページ目

14 ページ目

15 ページ目

16 ページ目

17 ページ目

18 ページ目

19 ページ目

20 ページ目

21 ページ目

22 ページ目

- *様式の右上のページは記載例のページに対応する。
- * □ 提出書類 □ 記入不要
- *該当する箇所に記入の上そのページを提出する。
- *備考(P.23～P.42)は提出不要

**住宅ローン減税
買取再販住宅を購入した場合
(令和4年1月1日以降に居住した場合)**

工事内容:
①屋根全体の葺き替え(スレート材→鋼板材)【第1号工事】
②居室(洋室2室、和室1室)LDK、納戸、玄関、廊下の全面改修【第3号工事】
③浴室、トイレ、洗面室の全面改修【第3号工事】
工事費用:25,000,000円(税、経費込)

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇	施主の氏名* ※宅地建物取引業者名でも可
	氏名	リフォーム 太郎	
家屋番号及び所在地	東京都千代田区〇〇〇		
工事完了年月日	〇〇年〇月〇日		

工事をを行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記入します。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合(住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替		
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替		
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下		
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準		
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替		
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事	
		上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3	

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合（買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別 工事内容が重複する場合は、重複しないようにいずれかに振り分けて、該当部分に○を付けてください。

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
マンション専有部分 第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ①居室 ②調理室 ③浴室 ④便所 ⑤洗面所 ⑥納戸 ⑦玄関 ⑧廊下			
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域	
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
			改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名称 登録番号 第 号
			住宅性能評価書の交付番号	第 号
住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日			

		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事			
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
			地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域
			改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3		
			長期優良住宅建築等計画の認定主体			
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号		
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日		
第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)			1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替			

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

(2) 実施した工事の内容

税制の適用要件を満たす工事であることが明確に分かるよう、
施工内容を具体的かつ明瞭に記入してください。

1. 第1号工事：屋根の大規模模様替え工事

- ・ 既存屋根の全体の葺き替え(スレート材→ガルバリウム鋼板)

2. 第3号工事:全室の全面改修

- ①居室(洋室6畳、8畳、和室4.5畳、収納を含む)、LDK、納戸、玄関、廊下の床・壁・天井の全面改修と下記の工事
- ・ LDKの間仕切りを撤去して一部屋に改修し、キッチンセットを交換
 - ・ 和室4.5畳を洋室に改修、併せて押入れを収納に改修
- ②浴室、トイレ及び洗面室の床・壁・天井の全面改修と下記の工事
- ・ トイレの便器交換
 - ・ 洗面室の洗面台の交換
 - ・ 浴室のユニットバスの交換
 - ・ 給排水設備の交換

工事の内容の欄

- 控除の対象となる工事であることがわかるよう具体的に記入します。

(例) ・ 工事を行った家屋の部分、工事面積
・ 工法

- 控除の対象となる工事であることがわかるよう具体的に記入します。

(例) ・ 第2号工事で遮音のための性能を向上した場合は、使用した材料、及び施工部位
・ 第4号工事の場合は耐震改修工事の内容
・ 第6号工事の場合は省エネ改修工事の内容

(3) 実施した工事の費用の額

① 特定の増改築等に要した費用の総額

税込

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	25,000,000円
----------------------	-------------

② 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	25,000,000円
---------------------	-------------

③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

ア 第4号工事に要した費用の額	円
イ 第5号工事に要した費用の額	円
ウ 第6号工事に要した費用の額	円
エ 第7号工事に要した費用の額	円

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

証明を行った方の情報を記入してください。
(以下の(1)~(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎 印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

押印は認印でも構いません。

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号		
			登録を受けた地方整備局等名		

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称			印	
	住 所				
	登録年月日及び登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合			合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号					

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称			印	
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合			合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号					

(用紙 日本産業規格 A4)

VII .

贈与税の非課税措置編

1. 概要

1-1. 増改築等の減税制度

増改築等のリフォームを対象とした税の優遇措置 …………… P.210

1-2. 対象となるリフォームとは

1) 対象となるリフォームの種類 …………… P.211

2) 減税制度の告示・通達 …………… P.212

1-3. 減税額の計算

贈与税の納付税額 …………… P.213

1-4. 手続きの流れ

贈与税の非課税措置の要件と手続き …………… P.214

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

贈与税の非課税措置の証明書の種類と発行の流れ …………… P.216

2-2. 証明書の発行

増改築等工事証明書（贈与税の非課税措置用）記載例 …………… P.218

3. その他

3-1. 既存住宅の取得時に必要となる証明書

1) 証明書の種類と発行の流れ（贈与税の非課税措置用） …………… P.221

2) 耐震基準適合証明書（贈与税の非課税措置用） 記載例 …………… P.223

3) 耐震基準適合証明申請書 仮申請書（贈与税の非課税措置用） 記載例 …………… P.225

増改築等のリフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

贈与税の非課税措置

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間、満18歳以上(贈与を受けた年の1月1日時点)の個人が親や祖父母などから住宅取得等資金を受けた場合において、一定金額までの贈与につき贈与税が非課税となります。

制度の概要	贈与税の非課税措置								
	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置								
適用期間	住宅取得等資金に係る贈与を受ける期間が令和4年1月1日～令和5年12月31日								
対象となるリフォーム	資金の贈与を受けて行う一定の住宅リフォーム <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">対象となる住宅、工事等の詳細はP.214へ</div>								
非課税枠の上限額	[非課税枠] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>受講年</th> <th>質の高い住宅*</th> <th>左記以外の住宅(一般)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年1月1日～令和5年12月31日</td> <td>1,000万円</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">控除額の計算方法はP.213へ</div>			受講年	質の高い住宅*	左記以外の住宅(一般)	令和4年1月1日～令和5年12月31日	1,000万円	500万円
受講年	質の高い住宅*	左記以外の住宅(一般)							
令和4年1月1日～令和5年12月31日	1,000万円	500万円							
非課税の対象期間	贈与を受けた年分								
申告の窓口	税務署(贈与を受けた年の翌年の申告期間) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">手続きの流れはP.214へ</div>								

※ 質の高い住宅とは、①一定の省エネルギー性、②一定の耐震性、③一定のバリアフリー性、のいずれかの基準に適合する住宅をいい、詳細はP.211、第8号工事をご参照ください。

* 東日本大震災の被災者に適用される非課税限度額は以下のとおりです。
 質の高い住宅:1,500万円、左記以外の住宅(一般):1,000万円
 また、床面積の上限要件(240㎡)は引き続きありません。

「住宅ローン減税」と「贈与税の非課税措置」を併用することはできます。住宅ローン減税の控除額を算出する際は、工事費用の額から贈与の特例を受ける部分の金額を控除します。

贈与税の非課税措置の対象となるリフォームは次の通りです。

通達編「増改築等工事証明書 贈与税用」参照のこと

対象となるリフォームの種類 【租税特別措置法施行令第40条の4の2第4項他】	
第1号工事 (増改築等)	<p>増築、改築、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替え</p> <p>・既存建築物と一体でなければ生活を営めず単独では住宅機能を有しない別棟の建物も該当 ・大規模修繕・模様替えとは建築物の主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根又は階段)の1種以上について行う過半の修繕・模様替え</p>
第2号工事 (増改築等)	<p>マンション等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの一定の修繕又は模様替え</p> <p>① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え(遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)</p>
第3号工事 (増改築等)	<p>家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え</p>
第4号工事 (耐震)	<p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替え</p>
第5号工事 (バリアフリー)	<p>国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替え</p> <p>①通路又は出入口の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧床材の取替</p>
第6号工事 (省エネ)	<p>国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替え</p>
第7号工事 (給排水管 雨水の浸入防止)	<p>給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替え(リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されたもの)</p>
第8号工事	<p>「質の高い住宅」(増改築等)の基準に適合させるための修繕又は模様替え</p> <p>以下のいずれかに該当すること</p> <p>①断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上の住宅 ②耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物の住宅 ③高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上の住宅</p>

当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含まず。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

贈与税の非課税措置	
告示	<ul style="list-style-type: none"> ● 500万円加算の対象となる住宅の基準 平成24年国土交通省告示第389号 ● 住宅性能証明書 平成24年国土交通省告示第390号 ● 第3号工事の対象となる室 平成21年 国土交通省告示第682号 ● 第4号工事 平成21年 国土交通省告示第683号 ● 第5号工事 平成27年 国土交通省告示第480号 ● 第6号工事 平成27年 国土交通省告示第481号 ● 増改築等工事証明書（住宅取得等資金の贈与の特例用）平成24年国土交通省告示第391号 ● 保証保険契約 平成27年国土交通省告示第482号 <p>東日本大震災の被災者の方用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 500万円加算の対象となる住宅の基準 平成24年国土交通省告示第392号 ● 住宅性能証明書（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用）平成24年国土交通省告示第393号 ● 増改築等工事証明書（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用）平成24年国土交通省告示第394号 ● 保証保険契約 平成27年国土交通省告示第485号 <p>既存住宅取得後に耐震改修工事を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取得の日までに必要な書類 平成26年国土交通省告示第430号 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準適合証明申請書仮申請書（別表1） ・建設住宅性能評価仮申請書（別表2） ● 居住の日等までに必要な書類 平成26年国土交通省告示第431号 <p>既存住宅取得後に耐震改修工事を行う場合（東日本大震災の被災者の方用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取得の日までに必要な書類 平成26年国土交通省告示第438号 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準適合証明申請書仮申請書（別表1） ・建設住宅性能評価仮申請書（別表2） ● 居住の日等までに必要な書類 平成26年国土交通省告示第439号
通達	<ul style="list-style-type: none"> ● 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る税制改正」について 令和4年5月23日付（国住政第28号）

既存住宅の取得	
告示	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震基準適合証明書 平成21年国土交通省告示第685号 <p>東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震基準適合証明書（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用）平成23年国土交通省告示第1292号
通達	<ul style="list-style-type: none"> ● 「建築士等の行う証明」について 平成17年4月1日付（国住備第2号／国住生第1号／国住指第4号）

贈与を受けた方が贈与税の申告をする際には、「相続時精算課税」と「暦年課税」のいずれかを選択します。

① 相続時精算課税とは

相続時精算課税は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時、その贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に納めた贈与税相当額を控除する方式です。

相続時精算課税 = 課税価格 × 20%

課税価格

住宅取得等資金		円
- 非課税枠 P.210参照		円
- 特別控除額 ※1 25,000,000		円
= 課税価格		円

× 税率 20% = 納付税額 円

※1 特別控除額について
前年以前において控除している場合には
その残額となります。

② 暦年課税とは

父母や祖父母などから贈与を受ける場合に、贈与を受けた年ごとに贈与税を納税する方法です。

暦年課税 = 課税価格(基礎控除後) × 税率※2 - 控除額※3

課税価格

住宅取得等資金		円
- 非課税枠 P.210参照		円
- 基礎控除額 1,100,000		円
= 課税価格		円

【特例贈与財産用】 ※2※3 税率・控除額

区 分	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下
特例税率	10%	15%	20%	30%
控 除 額	-	10万円	30万円	90万円

区 分	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
特例税率	40%	45%	50%	55%
控 除 額	190万円	265万円	415万円	640万円

× 税率※2 - 控除額※3 = 納付税額 円

適用要件

区 分	相続時精算課税	暦年課税
贈与者	祖父母・父母	父母・祖父母など直系尊属
受贈者	国内に住所を有し、その年の1月1日において18歳以上の子・孫(相続時精算課税制度を選択した祖父母・父母からの贈与)	国内に住所を有しその年の1月1日において18歳以上の子、孫など
贈与者の年齢	住宅取得資金については年齢制限なし。ただし一般の相続時精算課税制度の適用は60歳以上	制限なし

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

リフォーム資金に係る贈与税の非課税措置の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

贈与税の非課税措置について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

以下の全てに該当すること

- 住宅の要件**
- リフォームを行う方が所有し、居住する家屋
*居住用家屋を2以上所有する場合は、主として居住している家屋に限定
 - リフォーム後の家屋の床面積(登記簿表示)が50㎡以上240㎡以下
*令和3年1月1日から令和5年12月31日までの間に贈与を受けた場合、40㎡以上240㎡以下(贈与を受けた年の合計取得金額が、1,000万円以下の受贈者に限る)。
*マンション等は区分所有床面積で判断
*東日本大震災の被災受贈者の適用については50㎡以上、上限なし
 - リフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が自己の居住用であること(併用住宅の場合)

以下の全てに該当すること

- 工事の要件**
- 第1号～8号工事のいずれかの工事であること
 - 上記の工事費用額が100万円(税込)以上であること
 - 上記の工事費用額のうち、自己の居住用部分の費用が1/2以上であること(併用住宅の場合)

対象工事の詳細は
P.211へ

以下の全てに該当すること

- その他の要件**
- 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間にリフォーム等資金の贈与をうけてリフォームを行ったもの
 - 贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること
 - 適用の対象となるリフォームであることが、工事完了後に増改築等工事証明書(住宅取得資金の贈与の特例用)などにより証明されること
 - 【相続時精算課税を適用する場合のみ】
贈与を受けた方(受贈者)が贈与を受けた年の1月1日において18歳以上であり、父母、祖父母からの贈与であること
 - 【暦年課税を適用する場合のみ】
贈与を受けた方(受贈者)が贈与を受けた年の1月1日において18歳以上であり、父母、祖父母など直系尊属からの贈与であること
 - 贈与を受けた年の翌年3月15日までに工事等を行い、同日までに居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実に見込まれること

証明書については
P.218～220へ

*他の税の優遇制度と併用する場合は、以上の要件を満たしていても当該制度の適用を受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

*東日本大震災の被災受贈者が適用する場合は、税制上の追加措置があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

適用要件を確認する

申告に必要な書類を準備します。

【増改築の場合】

①消費者が用意するもの

- 受贈者の戸籍謄本
- その年の所得金額を明らかにする書類
- 受贈者の戸籍附票の写し

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し

* その他証明書発行に必要な書類があります。

③建築士(建築士事務所に属する建築士に限る)等が用意するもの(第8号工事に係るものを除く)

- 増改築等工事証明書^{※1} (住宅取得資金の贈与の特例用)

証明書発行に必要な書類については P.216 へ

④指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が用意するもの

- 増改築等工事証明書^{※1} (住宅取得資金の贈与の特例用)
- 住宅性能証明書又は建設住宅性能評価書の写し^{※2}
- リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約書^{※3}

証明書の発行の手続きについては P.216 へ

※1 第1号工事のみ当該リフォームの確認済証又は検査済証がある場合はそれらの写しで可

※2 500万円加算を申請する場合のみ。但し、第8号工事に係る増改築等工事証明書で代替可

※3 第7号工事の場合のみ。但し住宅瑕疵担保責任保険法人のみ発行可

【参考】中古住宅を取得する場合の建物要件

1. 昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)
2. 1以外の場合、次のいずれかの書類により、耐震基準を満たすことが証明された建物
 - ・「耐震基準適合証明書」(住宅の取得の日前2年以内に家屋調査が終了したもの)
 - ・「住宅性能評価書の写し」(住宅の取得の日前2年以内に評価されたもの)
 - ・「既存住宅売買瑕疵保険契約の保険付保証明書」(住宅の取得の日前2年以内に締結されたもの)
3. 現行の耐震基準に適合しない中古住宅を取得した場合、所要の手続き①及び②の書類により耐震基準を満たすことが証明された建物
 - ・手続き①「耐震基準適合証明書」等の申請、又は仮申請を行う(引渡しまで)
 - ・手続き②「耐震基準適合証明書」等を受ける(耐震改修工事完了後入居の日まで)

証明書の発行の手続きについては P.221 へ

税務署へ提出(確定申告をする)

- 上記書類
- 確定申告書
- 計算明細書

* 申告期間は贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間となります。

※マイナンバー制度導入により、平成28年1月1日の属する年分以降の申告書等にマイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

贈与税の非課税措置	
<p>工事の種類により必要となる証明書が異なります(②と③はいずれかを選択)。</p> <p>①増改築等工事証明書※1 (住宅取得等資金の贈与の特例用) 平成24年国土交通省告示第391号において、その様式が定められています。</p> <p>②住宅性能証明書※2 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上、耐震等級2以上又は免震建築物、高齢者等配慮対策等級(専用部分) 3以上の住宅の証明になります。 平成24年国土交通省告示第390号において、その様式が定められています。</p> <p>③建設住宅性能評価書の写し※3 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上、耐震等級2以上もしくは免震建築物、高齢者等配慮対策等級(専用部分) 3以上の住宅の証明になります。</p> <p>④リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約書 第7号工事(給排水管・雨水への浸入防止)の場合に必要なになります。</p>	
証明書の発行者	<p>①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士(増改築等工事証明書(第8号工事に係るものを除く)のみ)※4 *リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、②～④の機関に発行を依頼する必要があります(②～④は証明書の発行業務を行っているかどうかの事前確認が必要です)。</p> <p>②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人</p> <p>・増改築等工事証明書:①～④ ・住宅性能証明書:②～④ ・建設住宅性能評価書:③ ・リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約書:④</p>
証明書の発行前に確認する書類等の例	<p><input type="checkbox"/> 増改築等を行った家屋の登記事項証明書等 家屋の家屋番号及び所在地等を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し(左記書類がない場合は、領収書及び工事前後の写真で確認) 改修年月日、改修事実を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事費用内訳書等 100万円以上のリフォームであることや、工事費用の額を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類等 適用対象となる工事を行っていることを確認</p> <p><input type="checkbox"/> リフォーム工事瑕疵担保責任保険の付保証書 第7号工事に該当する場合</p>

贈与税の非課税措置の各種証明書について

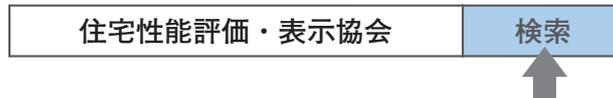
※1 増改築等工事証明書について

- ・増改築等工事証明書は、工事内容によって発行主体が異なりますのでご注意ください。(発行に際しては手数料が必要となります)。
- ・増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えのうち、建築確認を伴うリフォームの場合は、増改築等工事証明書に代えて申告の際に「確認済証」の写し又は「検査済証」の写しを提出すれば、「増改築等工事証明書」は不要です。

※2 住宅性能証明書について

- ・指定確認検査機関
- ・登録住宅性能評価機関
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人

上記のいずれかが発行するものです(発行に際しては手数料が必要となります)。一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページに、発行業務会員機関の一覧を掲載しています。



※3 建設住宅性能評価書について

- ・登録住宅性能評価機関が交付するものです(交付に際しては手数料が必要となります)。
- ・次の2要件①②を満たすものを提出した場合に限り有効となります。
 - ①住宅の評価が、断熱等性能等級4、又は一次エネルギー消費量等級4以上、又は、耐震等級2以上又は、免震建築物若しくは、高齢者等配慮対策等級3以上である旨が証明されたもの
 - ②中古住宅を取得する場合には、その取得の前日2年以内又は取得の日以降に評価されたもの

※4 贈与税の非課税限度額の加算対象工事(第8号工事)の証明について

従来の非課税の対象工事(第1～7号工事)については、建築士事務所の建築士が証明書を発行することができますが、限度額の加算対象工事である一定の省エネ性、耐震性又はバリアフリー性に関する基準に適合させる第8号工事を行った場合は、建築士が工事内容を証明することができません。したがって、受贈者は指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかに両証明書の発行申請をする必要があります。

贈与税の非課税措置の手続きの流れ

上記については、住宅ローン減税の手続きの流れと同じため、そちらでご確認下さい。

P.186 住宅ローン減税の手続きの流れを参照のこと

証明書記入にあたっての詳細は、別冊 告示編の証明書の備考を参照のこと

**贈与税の非課税措置の増改築等工事を行った場合
（令和4年1月1日～令和5年12月31日に贈与を受けた場合）**

工事内容：①屋根全体の葺き替え（スレート材→銅板材）【第1号工事】
②和室4.5畳、リビング、ダイニング、キッチンの全面改修【第3号工事】
③耐震補強工事【第4号工事】
工事費用：11,000,000円（税込）

別表

増改築等工事証明書
（住宅取得等資金の贈与の特例用）

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇	
	氏名	リフォーム 太郎	
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇	
木造又は非木造の別		木造	
工事の種別及び内容	工事の種別	第1号工事	1 増築 2 改築 ③ 大規模の修繕 4 大規模の模様替
		第2号工事 (第1号工事以外)	1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
		第3号工事 (第1・2号工事以外)	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ① 居室 ② 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
		第4号工事 (第1～3号工事以外)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ② 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準
		第5号工事 (第1～4号工事以外)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替
		第6号工事 (第1～5号工事以外)	エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事
		第7号工事 (第1～6号工事以外)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替
		第8号工事 (第1～7号工事以外)	次の基準に適合させるための修繕又は模様替 1 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合していること 2 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4又は等級5の基準に適合していること 3 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準に適合していること 4 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合していること 5 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること

工事を行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記入します。

現行の耐震基準に基づいた工事

耐震診断による耐震補強工事

地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域
	5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域

工事の内容	<p>1. 第1号工事：屋根の大規模模様替え工事 ・既存屋根の全体の葺き替え(スレート材→ガルバリウム鋼板)</p> <p>2. 第3号工事：LDK及び洋室(収納を含む)の床・壁・天井の全面改修 ・LDKの間仕切りを撤収し、キッチンセットを交換 ・和室4.5畳を洋室に改修、押入れを収納に改修</p> <p>3. 第4号工事：耐震補強工事 ・精密診断法による上部構造評点が1.0以上にする耐震改修</p>
-------	---

(注) 第8号工事については、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人に限って証明できるものとする。

上記の工事が租税特別措置法施行令 **(イ) 贈与税の非課税措置、又は(ロ) 相続時精算課税の特例に証明書発行者が○を付ける。**

(イ) 第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第8号に規定する修繕若しくは模様替

(ロ) 第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第8号に規定する修繕若しくは模様替

に該当することを証明します。

証明を行った方の情報を記入してください。
(以下のいずれかの選択制)

押印は認印でも構いません。

〇〇年〇〇月〇〇日

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合	住所		
指定・登録年月日				
指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)				
	指定をした者(指定確認検査機関の場合)			
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			登録番号	
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
			建築基準適合判定資格者の場合		登録番号
				登録を受けた地方整備局等名	
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名			登録番号	
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
			建築基準適合判定資格者	合格通知日付又は合格証書日付	
	検定合格者の場合		合格通知番号又は合格証書番号		
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名			登録番号	
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
			建築基準適合判定資格者	合格通知日付又は合格証書日付	
	検定合格者の場合		合格通知番号又は合格証書番号		

(用紙 日本産業規格 A4)

証明書の発行手続き

リフォームの他、一定の既存住宅の取得時においても住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用を受けることができます。

*昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)や、当該家屋について耐震等級に係る評価が等級1、2又は3である住宅性能評価書が住宅取得日前2年以内に交付されている場合は、耐震基準適合証明書を要しません。

贈与税の非課税措置	
耐震基準適合証明書	既存住宅に係る建設住宅性能評価書 又は 既存住宅売買瑕疵保険付保証証明書
<ul style="list-style-type: none"> ●「昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)」以外の住宅の取得の場合 建物が地震に対する安全性基準に適合するものとして、家屋の取得日前2年以内の証明書が必要です。 平成21年国土交通省告示685号において様式が定められています。 ●現行の耐震基準に適合しない中古住宅を取得した場合 所要の手続き①及び②の書類により耐震基準を満たすことが必要です。 ・手続き①「耐震基準適合証明書」等の申請、又は仮申請を行う(引渡しまで) ・手続き②「耐震基準適合証明書」等を受ける(耐震改修工事完了後入居の日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ●建設住宅性能評価書 耐震等級又は免震建築物であることを証明するものです。家屋の取得日前2年以内に家屋の調査が完了又は評価されていること。 ●既存住宅売買瑕疵保険付保証証明書 住宅の取得の日前2年以内に締結されていること。
<p>以下①～④のいずれか</p> <p>①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士 ②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人 *証明業務を行っていない機関等もあります。</p>	<p>建設住宅性能評価書:以下③ 既存住宅売買瑕疵保険付保証証明書:以下④ 注:建築士による当該証明書の発行はできません。</p>
<p>証明書の発行者</p>	
<p>発行前に確認する書類等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類等 (非課税枠加算対象家屋である場合は、その性能が確認できる書類等) <input type="checkbox"/> 過去に行われた耐震診断又は耐震改修に関する書類がある場合は当該書類 <input type="checkbox"/> 建築確認済証がある場合は当該書類 	

証明書の様式は、別冊の告示編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度 [検索](#)

国土交通省 各税制の概要 [検索](#)

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

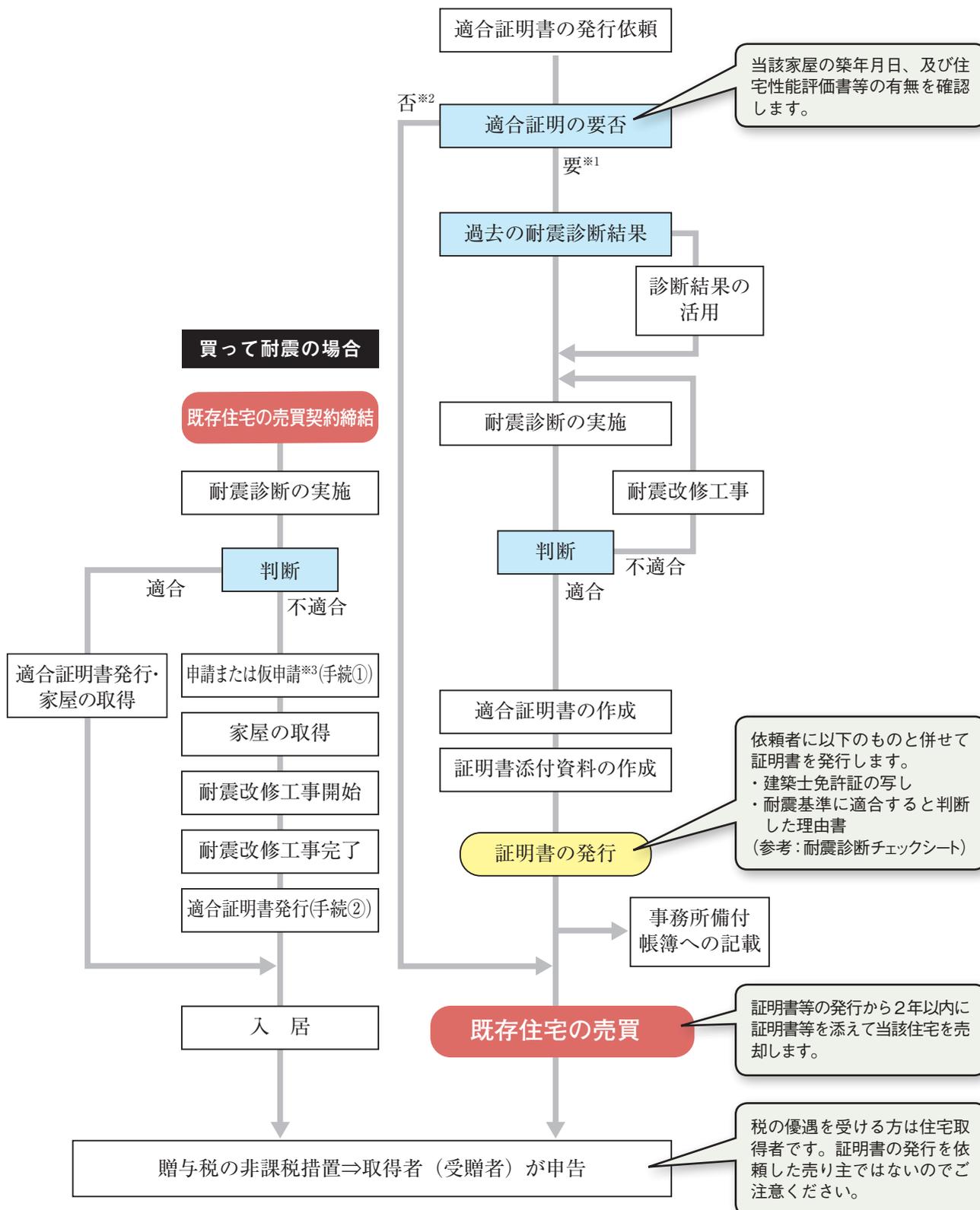
贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

耐震基準適合証明書が必要な場合の手順

建築士が証明書を発行する際の流れは以下のようになります。



※1 「昭和57年1月1日以後に新築された住宅（新耐震基準適合住宅）」以外の住宅

※2 昭和57年1月1日以後に新築された住宅（新耐震基準適合住宅）又は有効期限（2年）内の証明書若しくは既存住宅性能評価書（耐震等級1以上）あり

※3 耐震基準適合証明書の申請書／仮申請書は、証明書発行者に対して提出します。

証明書記入にあたっての詳細は、別冊 告示編の証明書の備考を参照のこと

贈与税の非課税措置用

別表

証明書の発行依頼者の住所と氏名について、作成する日の現状により記載してください。

耐震基準適合証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地	東京都千代田区〇〇〇	
家屋調査日	〇〇年〇〇月〇〇日	
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ② 地震に対する安全性に係る基準	

家屋番号と所在地は調査を行った住宅の建物登記簿に記載されたものとなります。

1. 建築基準法施行令の耐震基準に適合するもの
 2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震基準に適合するもの
 のいずれか適合する番号に○を記載してください。

上記の家屋が租税特別措置法施行令

- (イ) 第23条第5項
- (ロ) 第24条の2第3項第1号
- (ハ) 第26条第2項
- ② (ニ) 第40条の4の2第3項
- (ホ) 第40条の5第2項

に定める地震に対する安全性に係る基準に適合することを証明します。

活用する税の制度の番号に○を記載してください。
 (イ) 空き家譲渡所得の特別控除
 (ロ) 買換時の長期譲渡所得課税
 (ハ) 住宅ローン減税
 (ニ) 贈与税の非課税措置
 (ホ) 贈与税相続時精算課税

証明年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-----------

証明を行った方の情報を記載してください。(以下の1~4のいずれかの選択制)

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎	印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号 △△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所	
	所在地	東京都千代田区□□□	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	登録年月日及び登録番号 △△-××××

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称		印
	住所		
	指定年月日及び指定番号		
調査を行った建築士又は建築士事務所	氏名		
	建築士 一級建築士、二級建築士又は木造建築士		登録番号 △△-□□□

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
		合格通知番号又は合格証書番号		

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
		合格通知番号又は合格証書番号		

(用紙 日本産業規格 A4)

証明書記入にあたっての詳細は、別冊 告示編の証明書の備考を参照のこと

別表1

耐震基準適合証明申請書
仮申請書

申請者 (家屋取得 (予定)者)	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋取得日(予定日)	〇〇年〇〇月〇〇日	
取得(予定)の家屋番号及び所在地	東京都千代田区〇〇〇	家屋番号と所在地は調査を行った住宅の建物登記簿に記載されたものとなります。
耐震改修工事開始予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	

上記の家屋について、租税特別措置法第四十一条第三十三項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においては居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においては取得期限までに、これらの規定に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請(当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には仮申請。以下同じ。)します。

申請年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-----------

※当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には、以下の欄に記載

正式な申請が困難な理由(※以下の項目にチェックを記載)
<input checked="" type="checkbox"/> 耐震改修工事を行う事業者が確定していないため <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の設計が確定していないため <input type="checkbox"/> その他の事由の場合、以下の空欄に記載 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>

証明を行った方の情報を記載してください。(以下の1~4のいずれかの選択制)

※受付欄

1. 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合

申請を受けた建築士	氏名	増改築 一郎	印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号 △△-□□□
申請を受けた建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所	
	所在地	東京都千代田区□□□	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	
	登録年月日及び登録番号	△△-××××	
申請受理日	〇〇年〇〇月〇〇日		

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

2. 申請を受けた者が指定確認検査機関の場合

申請を受けた指定確認検査機関	名 称	印
	住 所	
	指定年月日及び 指定番号	
	指定をした者	
申 請 受 理 日	年 月 日	

3. 申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合

申請を受けた登録住宅性能評価機関	名 称	印
	住 所	
	登録年月日及び 登録番号	
	登録をした者	
申 請 受 理 日	年 月 日	

4. 申請を受けた者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

申請を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称	印
	住 所	
	指 定 年 月 日	
申 請 受 理 日	年 月 日	

(用紙 日本産業規格 A4)

VIII .

登録免許税の特例措置編

1. 概要

1-1. 増改築等の減税制度

増改築等のリフォームを対象とした税の優遇措置 …………… P.228

1-2. 対象となるリフォームとは

1) 対象となるリフォームの種類 …………… P.228

2) 減税制度の告示・通達 …………… P.229

1-3. 減税額の計算

登録免許税の納付税額 …………… P.229

1-4. 手続きの流れ

登録免許税の特例措置の要件と手続き …………… P.230

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

登録免許税の特例措置の証明書の種類と発行の流れ …………… P.232

2-2. 証明書の発行

増改築等工事証明書 記載例 …………… P.234

3. その他

3-1. 既存住宅の取得時に必要となる証明書

1) 証明書の種類と発行の流れ…………… P.239

2) 耐震基準適合証明書 記載例 …………… P.240

増改築等のリフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

登録免許税の特例措置

家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の軽減があります。

個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等が行われた既存住宅を取得した場合に、所有権移転登記に係る登録免許税の税率を一般住宅特例より軽減(0.1% (本則2%、一般住宅特例0.3%))を受けることが出来る制度です。

*令和4年1月1日以降に当該住宅の購入にあたり償還期間10年以上の住宅ローンを利用し一定の要件を満たす場合は、併せて環境性能に応じた住宅ローン減税(所得税の控除)の借入限度額の上乗せ措置を利用することが可能です。詳細はP.200をご参照ください。

制度の概要	登録免許税の特例措置	
	家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の軽減	
制度期間	平成26年4月1日～令和6年3月31日	
対象となるリフォーム	一定の住宅リフォーム	対象となる住宅、工事等の詳細はP.230～231へ
軽減措置の税率	0.1% (上記期間内) (一般住宅0.3%)	税額の計算方法はP.229へ
軽減措置の対象期間	家屋の所有権の移転登記時	
申告の窓口	法務局(取得後1年以内)	手続きの流れはP.232へ

1) 対象となるリフォームの種類

登録免許税の軽減の対象となるリフォームは次の通りです。

通達編「登録免許税 移転登記」参照のこと

対象となるリフォームの種類 【租税特別措置法施行令第42条2の2第2項他】	
第1号(増改築等) 工事	増築、改築、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替え
第2号(増改築等) 工事	マンション等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの一定の修繕又は模様替え ① 主要構造部である床の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え(遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)
第3号(増改築等) 工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え

第4号工事 (耐震)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替え
第5号工事 (バリアフリー)	国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替え ①通路又は出入口の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧床材の取替
第6号工事 (省エネ)	国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕・模様替え、又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕又は模様替え
第7号工事 (給排水管 雨水の浸入防止)	給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替え(既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されたものに限る)

当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含まず。

登録免許税

2) 減税制度の告示・通達

登録免許税の特例措置	
告示	<ul style="list-style-type: none"> ●第3号工事の対象となる室 平成26年国土交通省告示第432号 ●耐震改修工事(第4号工事) 平成26年国土交通省告示第433号 ●バリアフリー改修工事(第5号工事) 平成26年国土交通省告示第434号 ●省エネ改修工事(第6号工事) 平成26年国土交通省告示第435号 ●保証保険契約 平成26年国土交通省告示第436号
通達	<ul style="list-style-type: none"> ●「住宅用家屋証明書」について 昭和59年5月22日付(建設省住民発32号) ●「建築士等の証明事務の実施」について 平成26年4月1日付(国住政第167号)

1. 概要

1-3. 減税額の計算

登録免許税

登録免許税の納付税額

税額の計算

課税標準額

税率*

登録免許税額

$$\boxed{} \text{円} \times 0.1\% = \boxed{}$$

※比較: 本則2%、一般住宅特例0.3%(令和6年3月31日まで)。市区町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格です。市区町村役場で証明書を発行しています。固定資産課税台帳の価格がない場合は、登記所が認定した価額です。不動産を管轄する登記所の登記官にお問合せください。

1,000円未満の端数は切り捨てます。価格が1,000円未満である場合は、1,000円になります。

登録免許税の特例措置適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

登録免許税の特例措置について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- 当該個人の居住の用に供される床面積50m²以上の家屋であること
- 耐震性に関して、以下のいずれかに該当する家屋であること
 - ・昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)
 - ・一定の耐震基準を満たしていることが次のいずれかの書類により証明されたもの
 - ①建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類(耐震基準適合証明書)
 - ②住宅性能評価書の写し(耐震等級が1、2又は3であるものに限る)
 - ③既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(保険証券の写し又は保険付保証書)
- 宅地建物取引業者から当該家屋を取得したこと
- 宅地建物取引業者が住宅を取得してから、リフォーム工事を行って再販売するまでの期間が2年以内であること
- 取得の時ににおいて、新築された日から起算して10年を経過した家屋であること

適用要件を確認する

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 工事に要した費用の総額(第1号～第7号工事に要した費用の総額)が、当該家屋の売買価格の20% (当該金額が300万円(税込)を超える場合には300万円)以上であること
- 当該家屋について、以下のいずれかに該当するリフォーム工事が行われたこと
 - ・第1号～第6号工事を行い、工事の合計額が100万円(税込)を超えること
 - ・50万円(税込)を超える、第4号、第5号、第6号工事のいずれかを行うこと
 - ・50万円(税込)を超える、第7号工事を行い、給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分の瑕疵を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入すること

対象工事の詳細は
P.228～229へ

その他の要件

以下の全てに該当すること

- 住宅の要件、工事の要件に該当する家屋であることについての市町村長等の証明書(住宅用家屋証明書)を登記の申請書に添付すること
- 適用の対象となるリフォームであることが、工事完了後に増改築等工事証明書によって証明されること

証明書については
P.234～238へ

他の税の優遇制度と併用する場合は、以上の要件を満たしていても当該制度の適用を受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

申告に必要な書類を準備します。

①工事実施時

- 宅地建物取引業者が、増改築等工事証明書の発行を建築士等*に申請する。

*建築士等：建築士事務所に登録された事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人

証明書発行に必要な書類
については P.232 へ

②工事完了後

- 宅地建物取引業者が、増改築等工事証明書を建築士等から入手する。
*発行者の建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添付
- 既存住宅売買瑕疵担保責任保険の保険証券の写し又は保険付保証明書
(50万円を越える第7号工事が行われた場合。宅地建物取引業者が、既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入し入手する)

証明書の発行手続き
については P.233 へ

③宅地建物取引業者が買主に既存住宅を売却する契約時

- 買主が、宅地建物取引業者から増改築等工事証明書を入手する。
- 買主が、既存住宅売買瑕疵担保責任保険の保険証券の写し又は保険付保証明書を宅地建物取引業者から入手する。(第7号工事に該当する工事が行われた場合)

●住宅用家屋証明書の発行を受けるために必要な書類

住宅用家屋証明申請書に、以下(1)～(6)の書類(又はその写し)を添付して市町村長等に提出する必要があります。

- (1) 当該家屋の登記事項証明書
- (2) 当該家屋の売買契約書、売渡証書等
- (3) 住民票の写し(申請者が当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合)、又は入居(予定)年月日等を記載した当該申請者の申立書(まだ住民票の転入手続を済ませない場合)
- (4) 一定の耐震基準を満たしていることを証明する書類(耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し(耐震等級が1、2又は3であるものに限る)、保険証券の写し又は保険付保証明書)
※昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)は除く。
- (5) 増改築等工事証明書(下記の①②のいずれか)
 - ① 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用
 - ② 所得税額の特別控除及び固定資産税の減額用
「1. 所得税額の特別控除」の「4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)」(P.16～)に記載のあるもの
- (6) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(保険証券の写し又は保険付保証明書)
※第7号工事が行われた場合

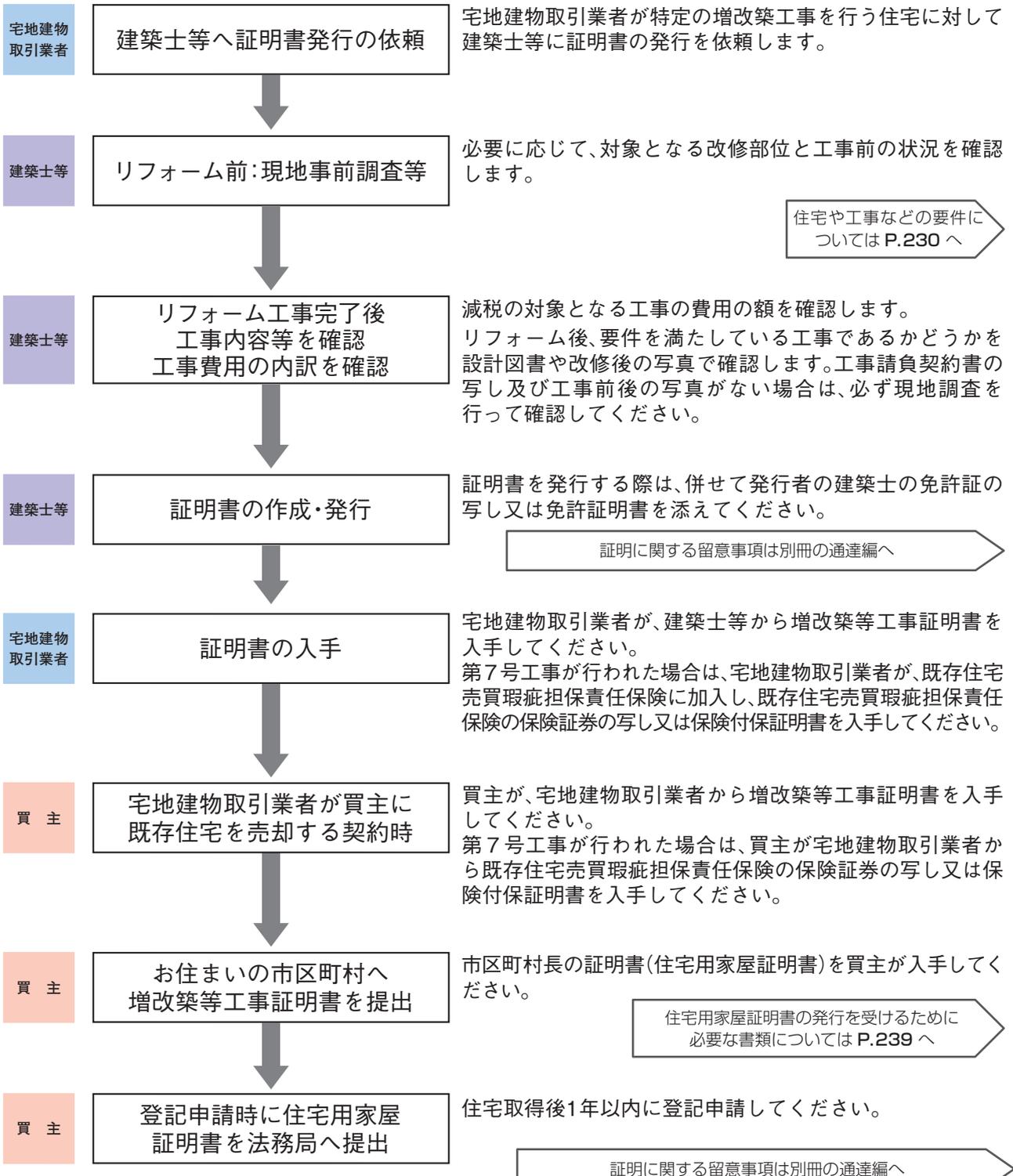
買主が法務局へ下記書類を揃えて提出します。

- 登記申請書
- 住宅用家屋証明書(当該住宅用家屋の所在地の市町村長等の証明書)

登録免許税の特例措置	
	<p>増改築等工事証明書(下記の①②のいずれか)</p> <p>①特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用</p> <p>②所得税額の特別控除及び固定資産税の減額用 「I. 所得税額の特別控除」の「4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)」(P.16～)に記載のあるもの</p> <p>国土交通省通達において、その様式が定められています。</p>
証明書の発行者	<p>以下①～④のいずれかとなります。</p> <p>①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士 *リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、②～④の機関に発行を依頼する必要があります(②～④は証明書の発行業務を行っているかどうかの事前確認が必要です)。</p> <p>②指定確認検査機関</p> <p>③登録住宅性能評価機関</p> <p>④住宅瑕疵担保責任保険法人</p>
証明書の発行前に確認する書類等の例	<p><input type="checkbox"/> 増改築等を行った家屋の登記事項証明書等 家屋の家屋番号及び所在地等を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し(左記書類がない場合は、領収書及び工事前後の写真で確認) 改修年月日、改修事実を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事費用内訳書等 当該家屋について、以下のいずれかに該当するリフォーム工事が行われたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号～第6号工事を行い、工事の合計額が100万円を超えること ・50万円を超える、第4号、第5号、第6号工事のいずれかを行うこと ・50万円を超える、第7号工事を行い、給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分の瑕疵を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入すること <p><input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類 第6号工事以外の工事を行った場合は、当該書類がある場合に限る。</p> <p><input type="checkbox"/> 既存住宅売買瑕疵担保責任保険の保険証券の写し又は保険付保証明書 第7号工事が行われた場合</p>

登録免許税の特例措置の手続きの流れ

以下のような流れで証明書を発行します。



証明書の様式は、別冊の通達編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。



耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

証明書記入にあたっての詳細は、別冊 通達編の証明書の備考を参照のこと

登録免許税の軽減の増改築等工事を行った場合

住宅ローン減税用の様式による増改築等工事証明書を使用する場合はP.202を参照のこと

工事内容:

- ① マンションのスケルトンリフォーム【第2号工事】
 - ② トイレ・浴室に手すりを取り付ける工事【第5号工事】
 - ③ 全居室の全ての窓に内窓を設置【第6号工事】
 - ④ 給排水管の取替【第7号工事】
 - ⑤ 解体、仮設、養生等の付帯工事
- 工事費用:3,500,000円(税、経費込)

増改築等工事証明書

(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び
改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用)

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム不動産 株式会社
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇〇月〇〇日

工事をを行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記載します。

1. 実施した工事の種類

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 ① 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 ③ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 ⑤ 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 ① 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事				
	地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 ⑥ 6地域	3 3地域 7 7地域		
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事				
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
		地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	
		改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3			
		住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名称			
			登録番号	第 号		
		住宅性能評価書の交付番号	第 号			
		住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日			
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定による場合	増改築による長期優良住宅建築等計画の認定による場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事		
				上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域			2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	
改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3					
長期優良住宅建築等計画の認定主体						
長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号					
長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日					
第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	① 給水管に係る修繕又は模様替 ② 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替					

2. 実施した工事の内容

1. **第2号工事**
全ての居室の間取りを変更し、水まわりを改修
2. **第5号工事**
トイレと浴室に手すりの取付け
3. **第6号工事**
全居室の全窓に内窓の取付け
4. **第7号工事**
専有部分の給排水管の取替え

3. 実施した工事の費用の額

(1) 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	3,500,000 円
----------------------	-------------

税込

(2) 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	3,000,000 円
---------------------	-------------

(3) 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

① 第4号工事に要した費用の額	0 円
② 第5号工事に要した費用の額	1,000,000 円
③ 第6号工事に要した費用の額	1,000,000 円
④ 第7号工事に要した費用の額	500,000 円

上記の工事が、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令に規定する工事に該当することを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

証明を行った方の情報を記載してください。(以下の(1)～(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎 印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号		
			登録を受けた地方整備局等名		

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				

(用紙 日本産業規格 A4)

1) 証明書の種類と発行の流れ

証明書の発行手続き

登録免許税の軽減の適用を受けるにあたり、「住宅用家屋証明書」を登記の申請書に添付する必要があります。耐震性に関して昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)でない場合、以下のいずれかの証明書が必要となります。

登録免許税の特例措置			
	耐震基準適合証明書	住宅性能評価書の写し	保険証券の写し 又は 保険付保証明書
証明書の発行者	以下①～④のいずれか	以下③	以下④
	①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士 ②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人 *証明業務を行っていない機関等もあります。		
発行前に確認する書類等の例	<input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類等 <input type="checkbox"/> 過去に行われた耐震診断又は耐震改修に関する書類がある場合は当該書類 <input type="checkbox"/> 建築確認済証がある場合は当該書類		

証明書の様式は、別冊の通達編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

住宅リフォーム推進協議会
リフォームの減税制度
検索

国土交通省
各税制の概要
検索

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

証明書記入にあたっての詳細は、別冊 通達編の証明書の備考を参照のこと

登録免許税の特例措置用

耐震基準適合証明書

証明書の発行依頼者(売主)の住所と氏名について、作成する日の現状により記載してください。

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム不動産 株式会社
家屋番号及び所在地	東京都千代田区〇〇〇	
家屋調査日	〇〇年〇〇月〇〇日	
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ② 地震に対する安全性に係る基準	

家屋番号と所在地は調査を行った住宅の建物登記簿に記載されたものとなります。

- 1. 建築基準法施行令の耐震基準に適合するもの
- 2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震基準に適合するもの

のいずれか適合する番号に○を記載してください。

上記の家屋が租税特別措置法施行令第42条第1項に定める基準に適合す

証明年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-----------

証明を行った方の情報を記載してください。(以下の1~4のいずれかの選択制)

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎	印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号 △△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所	
	所在地	東京都千代田区□□□	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	
	登録年月日及び登録番号	△△-××××	

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称			印
	住所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	
			登録を受けた地方整備局等名	

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った	名称	印
--------	----	---

調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名		登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
			合格通知番号又は合格証書番号	

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名称		印	
	住所			
	指定年月日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名		登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
			合格通知番号又は合格証書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)

IX.

不動産取得税の軽減措置編

A 買取再販に係る不動産取得税の特例措置

1. 概要

1-1. 増改築等の減税制度

増改築等のリフォームを対象とした税の優遇措置 …… P.244

1-2. 対象となるリフォームとは

1) 対象となるリフォームの種類 …… P.245

2) 減税制度の告示・通達 …… P.246

1-3. 減税額の計算

買取再販に係る不動産取得税の納付税額 …… P.247

1-4. 手続きの流れ

買取再販に係る不動産取得税の特例措置の要件と手続き …… P.248

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

買取再販に係る不動産取得税の特例措置の証明書の種類と発行の流れ …… P.250

2-2. 証明書の発行

増改築等工事証明書 記載例 …… P.252

3. その他

3-1. 既存住宅の取得時に必要となる証明書

1) 証明書の種類と発行の流れ …… P.257

2) 耐震基準適合証明書 記載例 …… P.258

B 個人の既存住宅取得に係る不動産取得税の軽減措置

概要、申告に必要な書類等 …… P.261

増改築等のリフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

買取再販に係る不動産取得税の特例措置

宅地建物取引業者に対し、増改築等のリフォームを対象とした不動産取得税の特例措置があります。

宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を個人の自己居住用住宅として譲渡する場合、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に課される不動産取得税について、当該税額から当該住宅が新築されていた時において課税標準額から控除することとされていた額に税率を乗じて得た額を減額します。

さらに、平成30年以後に取得した当該既存住宅が、一定の場合(対象住宅が「安心R住宅」である場合又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合)において、宅地建物取引業者による当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に課せられる不動産取得税について、①45,000円又は②土地1㎡あたり評価額×1/2×住宅の床面積の2倍(上限200㎡)×3%のいずれか高い金額を税額から減額されます。

制度の概要	買取再販に係る不動産取得税の特例措置																			
制度期間	平成27年4月1日～令和5年3月31日(住宅部分) 平成30年4月1日～令和5年3月31日(土地部分)																			
対象となるリフォーム	一定の住宅リフォーム	対象となる住宅、工事等の 詳細はP.245 へ																		
控除	<p>(住宅部分) 取得した既存住宅の新築された日に応じた以下の額に税率を乗じた額が減額されます</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築された日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9年4月1日以後</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>平成元年4月1日～平成9年3月31日</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>昭和60年7月1日～平成元年3月31日</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>昭和56年7月1日～昭和60年6月30日*</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年1月1日～昭和56年6月30日*</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭和48年1月1日～昭和50年12月31日*</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>昭和39年1月1日～昭和47年12月31日*</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>昭和29年7月1日～昭和38年12月31日*</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(土地部分) 次の①又は②のいずれか高い金額が減額されます。 ①45,000円 ②土地1㎡あたり評価額×1/2×住宅の床面積の2倍(上限200㎡)×3%</p> <p>控除額の計算方法は P.247 へ</p>		新築された日	控除額	平成9年4月1日以後	1,200万円	平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円	昭和56年7月1日～昭和60年6月30日*	420万円	昭和51年1月1日～昭和56年6月30日*	350万円	昭和48年1月1日～昭和50年12月31日*	230万円	昭和39年1月1日～昭和47年12月31日*	150万円	昭和29年7月1日～昭和38年12月31日*	100万円
新築された日	控除額																			
平成9年4月1日以後	1,200万円																			
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円																			
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円																			
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日*	420万円																			
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日*	350万円																			
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日*	230万円																			
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日*	150万円																			
昭和29年7月1日～昭和38年12月31日*	100万円																			
申告の窓口	都道府県	手続きの流れは P.248 へ																		

買取再販にかかる不動産取得税の特例措置の対象となるリフォームは次の通りです。

通達編「不動産取得税 改修工事証明書」参照のこと

対象となるリフォームの種類 【地方税法施行令附則第9条第3項】	
第1号工事 (増改築等)	増築、改築、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替え
第2号工事 (増改築等)	マンション等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの一定の修繕又は模様替え ① 主要構造部である床の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え(遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)
第3号工事 (増改築等)	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え
第4号工事 (耐震)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替え
第5号工事 (バリアフリー)	国土交通大臣が総務大臣と協議して定める高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替え ①通路又は出入口の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧床材の取替
第6号工事 (省エネ)	国土交通大臣が総務大臣と協議して定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する修繕又は模様替え
第7号工事 (給排水管の雨水の浸入防止)	給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事で既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されたもの

当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含まず。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

買取再販にかかる不動産取得税の特例措置	
告示	<ul style="list-style-type: none"> ●対象となる室 平成 27 年国土交通省告示 第 475 号 ●耐震改修工事 平成 27 年国土交通省告示 第 476 号 ●バリアフリー改修工事 平成 27 年国土交通省告示 第 477 号 ●省エネ改修工事 平成 27 年国土交通省告示 第 478 号 ●保証保険契約 平成 27 年国土交通省告示 第 479 号 ●「安心R住宅」標章（土地部分に係る減額関係） 平成 30 年国土交通省告示 第 562 号 ●地震に対する安全性等の基準（土地部分に係る減額関係） 平成 30 年国土交通省告示 第 563 号 ●既存住宅売買瑕疵担保責任保険（土地部分に係る減額関係） 平成 30 年国土交通省告示 第 564 号
通達	<ul style="list-style-type: none"> ●「適用にあたっての要件の確認事項」について 平成 27 年 4 月 1 日付（国住政第 115 号） ●「建築士等の証明事務の実施」について 平成 27 年 4 月 1 日付（国住政第 116 号）

税額の計算

【住宅部分】

$$\left(\overset{\text{課税標準額}}{\boxed{}} \text{円} - \overset{\text{控除額}^*}{\boxed{}} \text{円} \right) \times \overset{\text{税率}}{3.0\%} = \overset{\text{税額}}{\boxed{}}$$

※築年月日に応じた額となります。P.244を参照してください。

※ただし、住宅の持分を取得した場合には、控除額にその持分を乗じた額となります。

【土地部分】

$$\overset{\text{課税標準額}}{\boxed{}} \text{円} \times \frac{1}{2} \times \overset{\text{税率}}{3.0\%}$$

① 45,000円 又は

$$\text{② } \overset{\text{課税標準額}}{\boxed{}} \text{円} \div \overset{\text{敷地面積}}{\boxed{}} \text{m}^2 \times \frac{1}{2} \times \overset{\text{税率}}{3.0\%} \times \overset{\text{住宅の床面積の2倍 (上限 200m}^2)}{\boxed{}} \text{m}^2 \times \overset{\text{税率}}{3.0\%} \text{ のいずれか高い金額}$$

税額

$$= \boxed{}$$

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

買取再販に係る不動産取得税の特例措置適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

不動産取得税の特例措置の適用を受けようとする場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

適用要件を確認する

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- 宅地建物取引業者であること
- 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅の床面積が50m²以上240m²以下の住宅であること
- 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が、地震に対する安全性を有するものとして、以下のいずれかに該当する住宅であること
 - ・昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)
 - ・一定の耐震基準を満たしていることが次のいずれかの書類により証明されたもの
 - ①建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類(耐震基準適合証明書)
 - ②住宅性能評価書の写し(耐震等級が1、2又は3であるものに限る。)
 - ③既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(保険証券の写し又は保険付保証書)
- 宅地建物取引業者が個人に対し住宅を譲渡し、その個人が自己の居住の用に供すること
- 宅地建物取引業者が住宅を取得した後、要件を満たすリフォーム工事を行って個人に譲渡し、当該個人の居住の用に供するまでの期間が2年以内であること
- 宅地建物取引業者が取得した時点で、新築された日から起算して10年を経過した住宅であること

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 工事に要した費用の総額(第1号工事～第7号工事に要した費用の総額)が、当該住宅の個人への売買価格の20%(当該金額が300万円(税込)を超える場合には300万円)以上であること
- 当該家屋について、以下のいずれかに該当するリフォーム工事が行われたこと
 - ・第1号～第6号工事を行い、工事の合計額が100万円(税込)を超えること
 - ・50万円(税込)を超える、第4号、第5号、第6号工事のいずれかを行うこと
 - ・50万円(税込)を超える第7号工事を行うこと(当該工事にかかる既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入すること)

対象工事の詳細は P.245 へ

その他の要件

以下の全てに該当すること

- 適用の対象となるリフォームであることが、工事完了後に増改築等工事証明書により証明されること

〈土地部分に係る減額を受ける場合〉

- 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が次のいずれかの要件に該当するものであること
 1. 次の要件のいずれにも該当すること
 - ①当該住宅を譲渡する宅地建物取引業者が、当該住宅に関して、「安心R住宅」標章(特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程(平成29年国土交通省告示第1013号)第10条第1項に規定する標章を使用するものであること)
 - ②当該住宅が特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程第2条各号に掲げる基準の適合するものであること
 2. 当該住宅の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の瑕疵を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険へ加入すること

証明書については P.252～256 へ

申告に必要な書類を準備します。

①既存住宅取得時

- 宅地建物取引業者が、不動産取得税申告書及び不動産取得税に係る徴収猶予申請書又は還付申請書を都道府県に提出する。

証明書発行に必要な書類
については P.250 へ

②工事実施時

- 宅地建物取引業者が、**増改築等工事証明書**の発行を建築士等*に申請する。
※建築士等:建築士事務所登録している事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人
*発行者の建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添付

③工事完了後

- 宅地建物取引業者が、建築士等から増改築等工事証明書を入手する。
- 50万円を越える第7号工事が行われた場合は、宅地建物取引業者が、既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険の保険証券の写し及び保険付保証明書を手入する。

証明書の発行手続き
については P.250 へ

④宅地建物取引業者から買主への既存住宅の譲渡後

- 宅地建物取引業者が、買主の住民票の写しを手入する。

宅地建物取引業者が都道府県へ下記書類を揃えて提出します。

- 登記事項証明書
- 宅地建物取引業者が個人に譲渡する際の当該住宅の売買契約書又は売渡証書等
- 当該住宅の住所が記載された買主の住民票の写し
- 一定の耐震基準を満たしていることを証明する書類(耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し(耐震等級が1、2又は3であるものに限る)、保険証券の写し又は保険付保証明書)
*昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)は除く。
- 増改築等工事証明書**(下記の①②のいずれか)
 - ①特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用
 - ②所得税額の特別控除及び固定資産税の減額用
 「1. 所得税額の特別控除」の「4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)」(P.16～)に記載のあるもの
- 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(保険証券の写し又は保険付保証明書)
*第7号工事が行われた場合

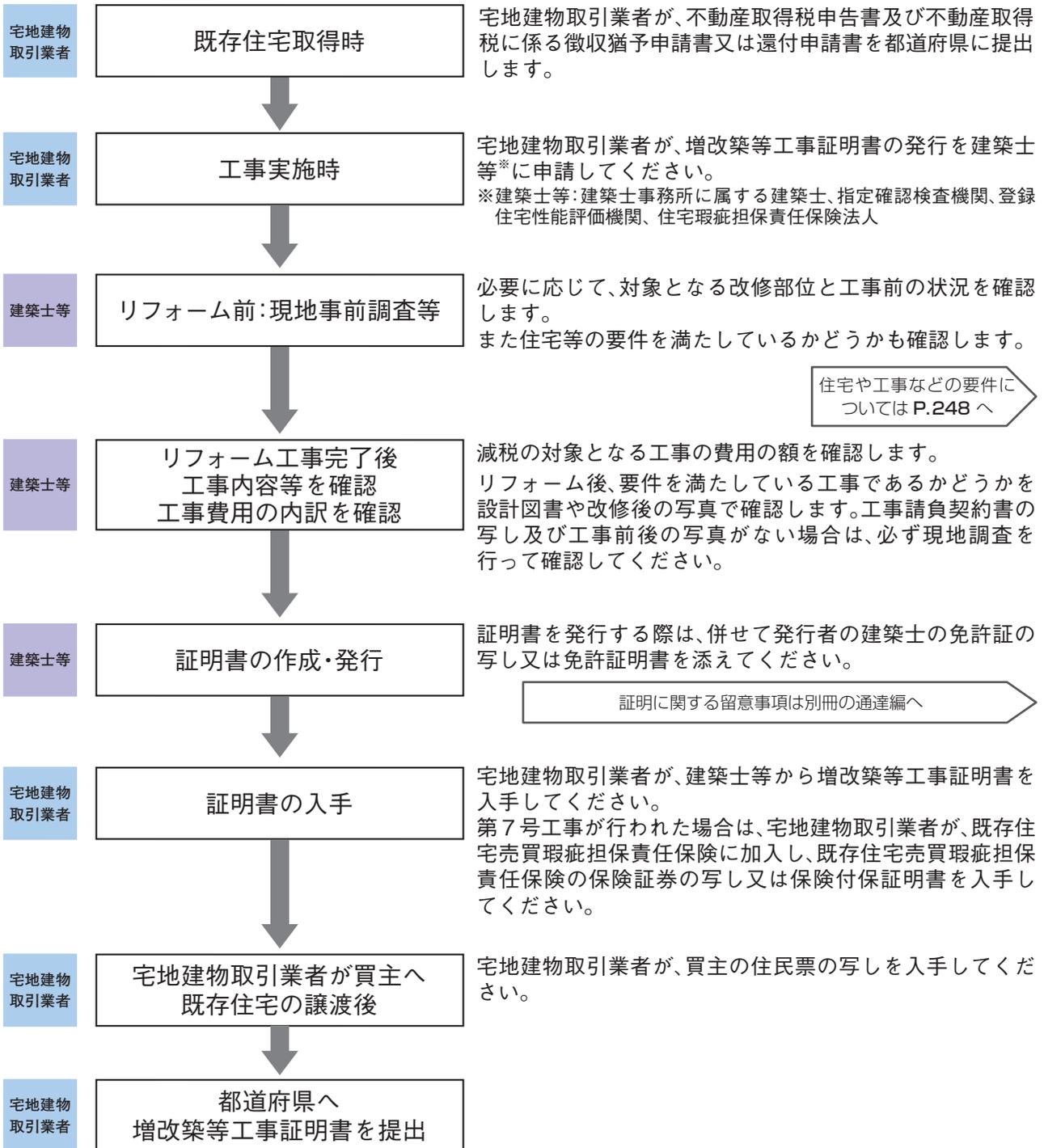
〈土地部分に係る減額を受ける場合〉

- 「安心R住宅調査報告書」(特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程第10条第1項に規定する標章を使用した同条第2項第1号に規定する書面)の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(保険証券の写し又は保険付保証明書)
- 当該土地の登記事項証明書
※土地部分に係る減額を受ける場合は、宅地建物取引業者が当該土地を取得した日から2年以内にこれらの書類を提出する必要があります。

買取再販に係る不動産取得税の特例措置	
<p>増改築等工事証明書(下記の①②のいずれか)</p> <p>①特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用</p> <p>②所得税額の特別控除及び固定資産税の減額用 「1. 所得税額の特別控除」の「4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)」(P.16～)に記載のあるもの</p> <p>国土交通省通達において、その様式が定められています。</p>	
証明書の発行者	<p>以下①～④のいずれかとなります。</p> <p>①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士 *リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、②～④の機関に発行を依頼する必要があります(②～④は証明書の発行業務を行っているかどうかの事前確認が必要です)。</p> <p>②指定確認検査機関</p> <p>③登録住宅性能評価機関</p> <p>④住宅瑕疵担保責任保険法人</p>
	<p><input type="checkbox"/> 改修工事を行った住宅の登記事項証明書等 家屋の家屋番号及び所在地等を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し(左記書類がない場合は、領収書及び工事前後の写真で確認) 改修年月日、改修事実を確認 工事請負契約書及び写真がない場合は必ず現地調査を行うこと</p> <p><input type="checkbox"/> 工事費用内訳書等 当該家屋について、以下のいずれかに該当するリフォーム工事が行われたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号～第6号工事を行い、工事の合計額が100万円を超えること ・50万円を超える、第4号、第5号、第6号工事のいずれかを行うこと ・50万円を超える、第7号工事を行い、給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分の瑕疵を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入すること ・建築士等は、申請者が第4号～第7号工事の適用を受けようとする場合は、工事費用内訳書及び改修工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、工事費要件を満たすかどうか確認を行うものとする。 ・改修工事を行った部分に居住の用以外の用に供する部分がある場合には、全体工事費のうち居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算します。 ・工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事費用となります。専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。 <p><input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類 第6号工事以外の工事を行った場合は、当該書類がある場合に限る。</p> <p><input type="checkbox"/> 既存住宅売買瑕疵担保責任保険の保険証券の写し又は保険付保証明書 第7号工事が行われた場合</p>
証明書の発行前に確認する書類等の例	

買取再販に係る不動産取得税の特例措置の手続きの流れ

以下のような流れで証明書を発行します。



証明書の様式は、別冊の通達編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度 **検索** 国土交通省 各税制の概要 **検索**

※ 個人においては登録免許税の特例措置があります。
詳細はP.228の「登録免許税の特例措置」及び右記QRコードをご参照ください。



耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

証明書記入にあたっての詳細は、別冊 通達編の証明書の備考を参照のこと

買取再販に係る不動産取得税の特例措置の改修工事を行った場合

住宅ローン減税用の様式による増改築等工事証明書を使用する場合はP.202を参照のこと

工事内容:

- ① マンションのスケルトンリフォーム【第2号工事】
 - ② トイレ・浴室に手すりを取り付ける工事、浴室の床面積増加させる工事【第5号工事】
 - ③ 全居室の全ての窓に内窓を設置、外気に接する部分の壁の断熱改修工事【第6号工事】
 - ④ 給排水管の取替【第7号工事】
 - ⑤ 解体、仮設、養生等の付帯工事
- 工事費用:3,500,000円(税、経費込)

増改築等工事証明書

(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用)

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム不動産 株式会社
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇〇月〇〇日

工事をを行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記載します。

1. 実施した工事の種類

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 ① 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 ③ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 ⑤ 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替

第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 ① 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事			
	地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 ⑥ 6地域		
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事			
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域		
		改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3		
		住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名称		
			登録番号	第 号	
		住宅性能評価書の交付番号	第 号		
		住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日		
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定による場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
				地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3				
長期優良住宅建築等計画の認定主体					
長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号				
長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日				
第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	① 給水管に係る修繕又は模様替 ② 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替				

2. 実施した工事の内容

1. 第2号工事
全ての居室の間取りを変更し、水まわりを改修
2. 第5号工事
トイレと浴室に手すりの取付け
3. 第6号工事
全居室の全窓に内窓の取付け
4. 第7号工事
専有部分の給排水管の取替え

3. 実施した工事の費用の額

(1) 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	3,500,000円
----------------------	------------

税込

(2) 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	3,000,000円
---------------------	------------

(3) 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

① 第4号工事に要した費用の額	0円
② 第5号工事に要した費用の額	1,000,000円
③ 第6号工事に要した費用の額	1,000,000円
④ 第7号工事に要した費用の額	500,000円

上記の工事が、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令に規定する工事に該当することを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

証明を行った方の情報を記載してください。(以下の(1)～(4)のいずれかの選択制)

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎 印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号		
			登録を受けた地方整備局等名		

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称				印
	住 所				
	登録年月日及び 登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付		
合格通知番号又は合格証 書番号					

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保 険法人	名 称				印
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付		
合格通知番号又は合格証 書番号					

(用紙 日本産業規格 A4)

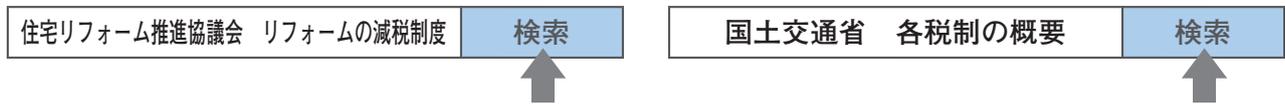
証明書の発行手続き

買取再販における不動産取得税の特例措置の適用を受けるにあたり、耐震性に関して昭和57年1月1日以後に新築された住宅(新耐震基準適合住宅)でない場合、以下のいずれかの証明書が必要となります。

買取再販における不動産取得税の特例措置			
	耐震基準適合証明書	住宅性能評価書の写し	保険証券の写し 又は 保険付保証明書
証明書の発行者	以下①～④のいずれか	以下③	以下④
	①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士 ②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅瑕疵担保責任保険法人 *証明業務を行っていない機関等もあります。		
発行前に確認する書類等の例	<input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類等 <input type="checkbox"/> 過去に行われた耐震診断又は耐震改修に関する書類がある場合は当該書類 <input type="checkbox"/> 建築確認済証がある場合は当該書類		

証明書の様式は、別冊の通達編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。



証明書記入にあたっての詳細は、別冊 通達編の証明書の備考を参照のこと

買取再販における不動産取得税の特例措置用

証明書の発行依頼者の住所と氏名について、作成する日の現状により記載してください。

耐震基準適合証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム不動産 株式会社
家屋番号及び所在地	東京都千代田区〇〇〇	
家屋調査日	〇〇年〇〇月〇〇日	
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ② 地震に対する安全性に係る基準	

家屋番号と所在地は調査を行った住宅の建物登記簿に記載されたものとなります。

1. 建築基準法施行令の耐震基準に適合するもの
 2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震基準に適合するもの
 のいずれか適合する番号に○を記載してください。

上記の住宅が地方税法施行令附則第9条の3第1項第1号ニに定める基準を満たします。

証明年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

証明を行った方の情報を記載してください。(以下の1～4のいずれかの選択制)

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎	印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号 △△-□□□
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所	
	所在地	東京都千代田区□□□	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	
	登録年月日及び登録番号	△△-××××	

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称		印
	住所		
	指定年月日及び指定番号		
	指定をした者		
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名		
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号
			登録を受けた地方整備局等名

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った	名称	印
--------	----	---

調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名		登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
			合格通知番号又は合格証書番号	

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名称		印	
	住所			
	指定年月日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名		登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
			合格通知番号又は合格証書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)

〈参考〉

耐震基準に適合すると判断した理由書の様式例は以下のようなチェックシートとなります。

(以下の様式は一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の耐震診断チェックシートとなります)

別紙2

平成 年 月 日

耐震診断チェックシート

証明申請者	住所										
	氏名										
家屋番号及び所在地											
診断	実施者	住所									
		氏名									
証明	証明を行った建築士	住所									
		氏名									
証明	資格	1. 一級建築士 登録番号 () 2. 二級建築士 登録番号 () 登録都道府県 () 3. 木造建築士 登録番号 () 登録都道府県 ()									
	証明に用いた基準	1. 建築基準法施行令 2. 耐震改修促進法の基準 ①木造住宅の診断基準 ②RC造建築物の診断基準 ③SRC造建築物の診断基準 ④S造建築物の診断基準 3. 品確法の基準 4. その他 ()									
建築物概要	建築地										
	構造種別	1. 木造		2. RC造		3. SRC造		4. S造			
	階数			延面積		m ²					
	設計年	年		竣工年		年					
耐震補強の有無	1. 有	耐震補強年		年							
	2. 無	補強概要		1. 壁増設 ()箇所		2. 鉄骨ブレース ()箇所		3. 柱補強 ()箇所			
耐震診断	診断回数と判定	1. 1次診断 判定: $I_s \geq 0.8Z = ()$									
		2. 2次診断 判定: $I_s \geq 0.6Z = ()$									
	結果	方向		X				Y			
		指標	形状 SD	経年 T	構造耐震 I_s	判定	形状 SD	経年 T	構造耐震 I_s	判定	
木造	診断種別と判定	1. 一般診断 判定: 評点 ≥ 1.0									
		2. 精密診断 判定: 評点 ≥ 1.0									
	結果	方向		X				Y			
		指標	耐力	必要耐力	評点	判定	耐力	必要耐力	評点	判定	
証明者所見	建築物の改修・劣化状況等										
	耐震性能										

建物外観写真

建物平面図

個人の既存住宅取得に係る不動産取得税の軽減措置

(耐震基準不適合既存住宅を取得し、耐震改修工事を行った場合)

概要

個人が、平成26年4月1日以後に耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、家屋の引渡しまでに徴収猶予の申請等を行い、取得後6ヶ月以内に耐震改修工事を行い、以下の要件を満たす場合、当該住宅の取得に課される不動産取得税が軽減されます。

既存住宅の新築年月日に応じて定められた控除額に税率を乗じた額が、当該住宅の不動産取得税額から控除されます。

さらに、一定の要件を満たす場合、平成30年4月1日以降に取得した当該住宅用の土地についても不動産取得税の税額が軽減されます。

【住宅】

【要件】

- ・個人の取得であること
- ・昭和56年12月31日以前に新築された住宅であること
- ・床面積が50㎡以上240㎡以下であること
- ・取得後6ヶ月以内に以下が行われること
 - ①改修工事後、当該住宅が耐震基準に適合していることが耐震基準適合証明書等で証明されていること
 - ②改修工事後、取得者が当該住宅に居住すること

【控除額】

築年月日	控除額(万円)
昭和56年7月1日～昭和56年12月31日	420
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	150
昭和29年7月1日～昭和38年12月31日	100

【税額の計算】 税額 = (住宅の固定資産評価額 - 控除額) × 税率(3%)

【土地】

次の①、②のいずれか高い方の金額が税額から軽減されます。

- ①45,000円(税額が45,000円未満の場合はその税額)
- ②課税標準額(土地1㎡あたりの固定資産評価額^{*1}) × (住宅の床面積の2倍^{*2}) × 住宅の取得持分 × 税率(3%)

^{*1} 令和3年3月31日までに宅地等宅地及び宅地評価された土地)を取得した場合は、土地1㎡あたりの固定資産評価額の2分の1

^{*2} 1戸当たり200㎡まで

申告に必要な書類

- ・改修工事後、当該住宅が現行の耐震基準に適合していることを証明する書類(耐震基準適合証明書等)
- ・不動産取得税申告書
- ・不動産売買契約書及び最終代金領収書
- ・登記事項証明書
- ・工事請負契約書
- ・住民票 等

※ 書類や手続き等の詳細については、物件所在の都道府県税事務所にご確認ください。

住宅リフォームの減税制度の手引き 一本編 「増改築等工事証明書」等の記載例

平成 23 年 11 月初版発行

令和 4 年 11 月第 12 版発行

監修 国土交通省住宅局

発行 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

<https://www.j-reform.com>

TEL 03-3556-5430

住宅リフォームの減税制度に関する情報等については
当協議会のホームページをご覧ください。



住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度

🔍 検索

<https://www.j-reform.com/zeisei/>